

教育委員会定例会事項書

令和5年11月27日（月）
10：00～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 富 横 委 員

2 前回定例会審議結果の確認（別紙参照）

3 請 願

請願の処理について

4 議 題

議案第 31号 令和6年度教職員人事異動基本方針について

議案第 32号 職員の人事異動（県立学校）について

議案第 33号 職員の人事異動（市町立小中学校）について

議案第 34号 令和5年度三重県一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係）について

5 報 告 題

報告 1 「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る中間案及び「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」中間案について

報告 2 「三重県立夜間中学設置基本方針（仮称）」中間案について

報告 3 「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」最終案について

報告 4 令和6年度当初予算の要求状況（教育委員会関係）について

6 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日 時

令和5年11月14日(火)

開会 9時30分

閉会 10時59分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 栗須委員

4 採択議案の件名

議案第23号 職員の懲戒処分について

議案第24号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について

議案第25号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について

議案第26号 令和5年度三重県一般会計補正予算(第4号)(教育委員会関係)について

議案第27号 令和5年度三重県一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係)について

議案第28号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第29号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係)

議案第30号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

5 請願陳情の付議の結果

請願6 高校部活動にかかる部費等の負担の軽減を求める請願について

請願7 部費の適切な取り扱いを求める請願について

請願6、請願7については不採択とする。

6 諸般の報告

該当なし

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願8

三重県立宇治山田高等学校における騒音被害の防止を求めることについての
請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



表
文
書
願
請

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請8	令和元年7月16日	(件名) 三重県立宇治山田高等学校における騒音被害の防止を求めることについての請願 (要旨)	桜井 昌子 弁護士 斎藤 美淳 津市羽所町345 津駅前第一ビル5F	<p>宇治山田高等学校では、請願者からの要望を受けて、武道場に遮音カーテンを設置したり、竹刀を使うなどの、大きな音や声ができる練習を控え、武道場での練習内容を制限してきました。</p> <p>令和5年4月からは、請願者の代理人弁護士と協議のうえ、大きな音や声ができる練習を行うときは武道場の窓を閉めたうえで、通常の練習を再開し、気温が高い時でも練習できるよう、令和5年9月にエアコンを設置するなどの対策を講じています。</p> <p>令和5年10月に、学校職員が計測器を使用して練習中の武道場及び体育館の騒音レベルを計測したところ、伊勢市の騒音に係る基準値の範囲内でした。以上のことから、本請願については不採択といいたい。</p> <p>なお、武道場及び体育館の使用によって生じる音が、騒音とならないよう、今後も地域住民との話し合いを継続してまいります。</p> <p>1 上記1につき、騒音防止の対策が講じられるまで、同武道館、体育館の利用を中止することを求める。</p> <p>2 上記1につき、騒音防止の対策が講じられるまで、同武道館、体育館の利用を中止することを求める。</p>

令和元年7月16日

三重県教育委員会教育長 殿

三重県立宇治山田高等学校における騒音被害の防止を求める
ことについての請願

〒 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

氏名 桜井 昌子



〒514-0009

三重県津市羽所町345 津駅前第一ビル5F
弁護士法人心 津駅法律事務所
上記桜井昌子代理人弁護士 斎藤 美淳

請願の趣旨

- 1 三重県立宇治山田高校学校の武道館、体育館につき、騒音被害が生じないように、騒音防止の対策を講じることを求める。
- 2 上記1につき、騒音防止の対策が講じられるまで、同武道館、体育館の利用を中止することを求める。

請願の理由

- 1 現在、三重県立宇治山田高校学校（以下「学校」という。）においては、添付図面の武道館において、部活動（剣道等）のために利用されている。

しかしながら、同武道館においては、騒音対策が不十分であり、近隣住民においては、同部活動の騒音により、日々、苦しめられてきており、長年に渡って、同騒音に耐え忍んできたところである。

しかしながら、同受忍にも限度があり、この度、本請願に及んだ次第である。

2 これまでの経過等について

(1) 経過

ア 平成27年3月に、請願人である桜井氏は、賃借物件に引っ越しをしてきた。

引っ越し当初は、共存の思いで、騒音に耐えて、生活をしてきた。

しかしながら、騒音が続いたことから、桜井氏は、精神的にも病むこととなり、10月頃、武道館の利用について抗議を行った。

その後も、朝練から日中の部活動、何度か学校に抗議の電話を行うこととなつた。

イ 平成28年10月頃

賃貸人（大家）からも交渉をしていただき、武道館につき、入り口、窓を全部締めるとの約束がなされた。

しかし、それでも、騒音は止まなかつた。

そのため、三重県大気環境課に連絡を入れ、対処してもらうこととした。

ウ （後になり、知ることとなるが、）その間、三重県教育委員会と学校との間ににおいて、3つの約束が交わされた。①入口等を締める。②遮音カーテンを付ける。③防音対策が講じられない限り、武道館で剣道をしない。とのことであつた。

エ 平成29年2～3月 学校は、遮音カーテンを購入

オ 以降

朝練はないものの、日中の部活動につき、騒音がひどいことがあり、何度か抗議をしてきた。

(2) 現状について

上述のとおり、騒音対策のために設置されたカーテンについても、現状、武道館を利用する際には、開け放たれて利用されることもあり、全くその効果がない。

また、武道館の扉についても、武道館を利用する際に、開放されており、騒音対策が講じられていない。

3 なお、県立宇治山田高校の「宿直代行員」においては、「ここは、山高の土地だ。

後からこここの土地に来たんだから我慢しろ。出でけ。」「学校の近くに引っ越ししてき

たんだからやかましくて当たり前だろう。」等と、騒音について苦情を申し入れた住民に対して対応する始末であり、職員としての住民に対する意識の低さが認められることから、今後、客観的な騒音対策を講じない限り、なし崩し的に騒音被害を継続させる恐れがあるため、本請願に及んだものである。

以上

請願9

部活動の活動時間実績等の記録を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



表
文
書
願
請

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請 9	令和4年8月25日	(件名) 部活動の活動時間 実績等の記録を求 める請願書	みえ教育ネットワー ク教職員ユニオン委 員長 大原 敦子 三重県津市寿町7- 50	<p>「三重県部活動ガイドライン」では、学校における部活動の活動計画(休養日や活動時間の設定含む)作成にあたっての留意事項を示すとともに、各部活動の活動計画と活動実態(時間、内容等)を、適宜、振り返ることで、部活動が適切に運営されているかどうかを検証することとしています。</p> <p>また、各学校に対して、暑さ指数(WBGT)に応じた運動や各種行事の指針を設定するとともに、測定場所や測定タイミングの設定、暑さ指数の記録及び関係する教職員への伝達体制を整備することなどについて通知し、対応しているところです。</p> <p>以上のことから、本請願については、すでに実施されていることから不採択といたしたい。</p>

2022年8月25日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

部活動の活動時間実績等の記録を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教員ユニオン

委員長 大原 敏子

住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

部活動ごとの実際の活動時間や、活動時のWBGT指数といったことの記録を求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

「三重県部活動ガイドライン」が策定されて、部活動運営のあり方に制限がかかるようになりました。しかし、実際には「三重県部活動ガイドライン」の定める部活動の練習日数・時間の上限が守られていない事例があります。自主練習ということにしてあるが実際には強制参加になっているという場合もありますし、そもそも連日遅くまで活動をしている部もあります。このことに加え、熱中症リスクの高い状況であっても、部活動が強行されている場合もあります。こうした部活動運営はなくしていかなければなりません。そこで過度な活動の抑止力となるよう、部活動ごとの実際の活動時間や、活動時のWBGT指数といったことを記録することが大切であると考えます。

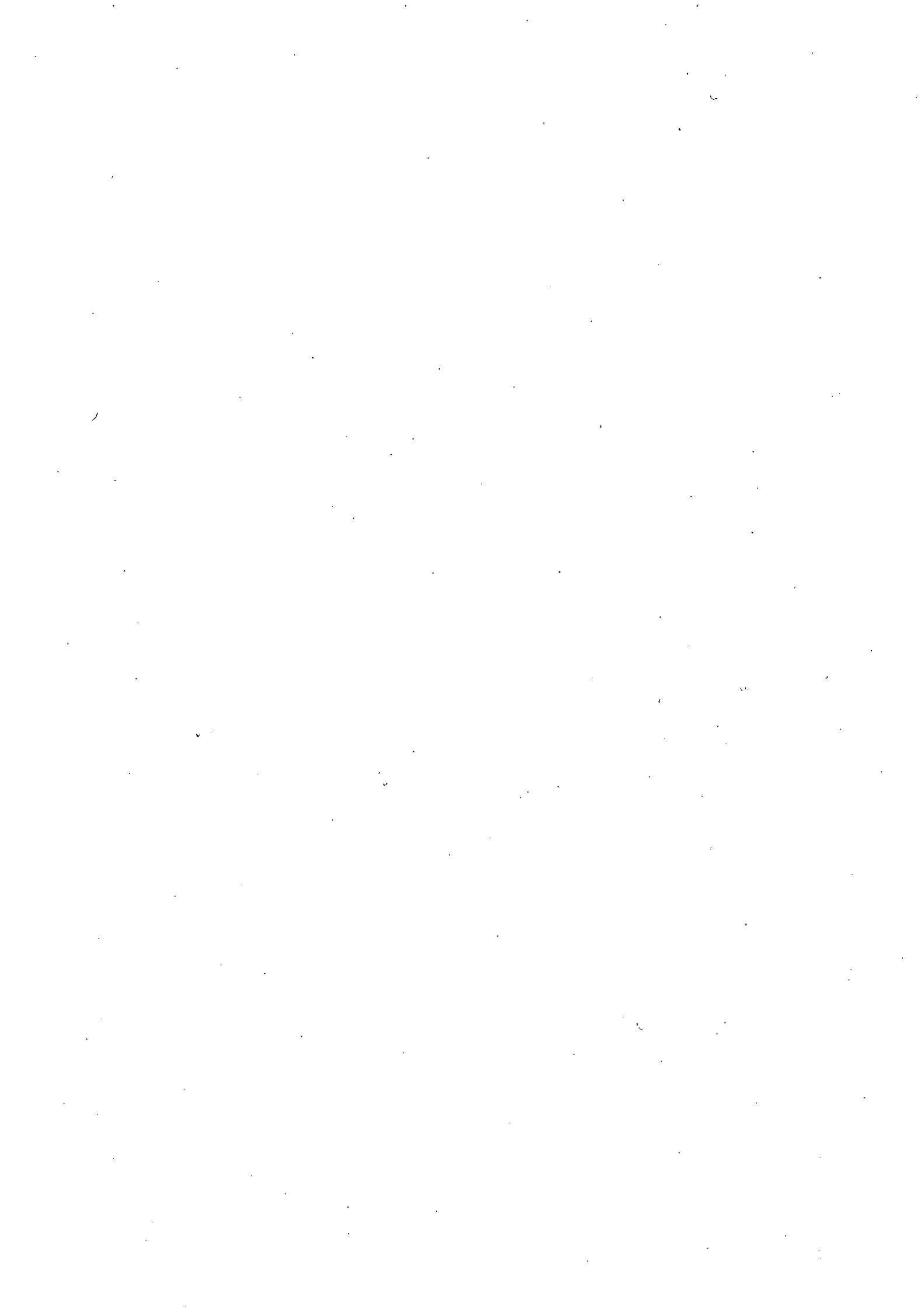
請願 10

部活動への参加強制につながる校則の改廃を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



請文書願表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請 1 0	令和4年12月30日	(件名) 部活動への参加強制につながる校則の改廃を求める請願書	みえ教育ネットワーク教職員ユニオン委員長 大原 敦子 三重県津市寿町7一 50	<p>部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、各県立高等学校において、部活動への参加を強制していません。</p> <p>各県立高等学校では、部活動への生徒の任意加入を前提として、校則（生徒心得等）に部活動の意義や参加の奨励、活動の制限等を記載していますが、学校に確認したところ部活動への参加を強制するようないかであります。</p> <p>以上のことから、本請願は不採択といたします。</p> <p>（要旨） 三重県立高等学校の校則（「生徒心得」等）について、部活動への参加の強制につながる項目について、改廃を行うこと</p>

2022年12月30日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

部活動への参加強制につながる校則の改廃を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

三重県立高等学校の校則（「生徒心得」等、各校によってその名称は異なる）について、部活動への参加の強制につながる項目について、改廃を行うことを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

今年3月11日の三重県教育委員会定例会では、当組合が提出した「生徒の部活動等への参加のあり方の見直しを求める請願書」についてご審議していただくとともに、一部採択していただきました。県立高校における部活動への強制入部をなくしていただき、誠にありがとうございます。

さて、このときの請願文書表の中で、「全員もしくは1年生に限って運動部または文化部への加入を求めている学校があります。入部後の活動を強いているわけではありませんが、自主的、自発的な参加とする学習指導要領の主旨としては適切でないため、任意での加入とするよう徹底していきます」と木平教育長は示されています。強制入部が行われていたときであっても、「加入は強制だが、活動をしなければならないというわけではない」ということがここで示されたわけですが、県立高校のホームページで公開されている各校の校則について調べてみると、「部活動には加入しなければならない」「部活動には参加しなければならない」という誤解を与える表現がされている学校もあります。

部活動は教育課程外の学校の教育活動であり、生徒の自主的・自発的な参加によって行われるもので、学校として、部活動の魅力を伝え、その結果として生徒が「入部したい」「部活動を頑張りたい」と考えるのであれば問題はないと思います。しかし、部活動に「参加すること」や「積極的に活動すること」が「基本的な心得」であると校則で示されることで、生徒が誤解をし、自主性・自発性の伴わない、不本意な入部をしてしまうことも考えられます。

また、高額の費用負担が発生しうる合宿を原則全員参加と校則に記載している学校もあります。実際には経済負担等から合宿参加の同意確認をとっていることだと思いますが、それであれば校則にこのような記載を盛り込む必要はありませんし、むしろ費用負担が高額になることを心配して入部を断念する生徒を生み出している可能性もあります。当該の学校の校則では合宿は最大で5泊6日とすると定められており、これは合宿日数がそれ以上にはならないようにという「歯止め規定」とも考えられますが、部活動が負担過重とならないことが必要な現状を踏まえてみても、合宿日数はより抑えられるべきであると考えます。運用の実態とは別として、最大で5泊6日にわたる合宿が「原則全員参加」と示すことによって、やろうと思えば5泊6日もの長期間の合宿を原則全員参加にできてしまうことは不適切であり、保護者の費用負担のことを考慮しても、決して好ましいものではないと思います。このような校則は部活動への参加強制という学習指導要領に反した運用に繋がるものですので、ただちに改廃をしていただきたく思います。

【参考】部活動の参加のあり方に介入する、県立高校の校則

桑名工業高校 「生徒心得」	4. 校内生活 ②クラブ活動に属し、積極的に活動しよう。(クラブ活動一覧)
朝明高校 「生徒心得」	II 自主活動 3. 部活動 部活動は、学校教育の一環として生徒により活発に取り組まれることが望ましい。生徒は、いずれかの部に所属することが望ましい。
川越高校 「生徒心得」	1. 基本的な心得 (9) 部活動等に積極的に参加し、知識、技能を磨き体力の向上につとめる。
四日市四郷高校 「生徒心得」	1. 基本的な心得 (9) 部活動等には積極的に参加し、知識、技能を磨くとともに体力の向上につとめる。 7. 願出事項 (4) 休業中の合宿について(合宿計画書・保護者承諾書) ・参加生徒 部員全員参加を原則とする。また、部員以外の参加は認めない。 ・期間・経費 5泊6日を限度とする。
飯野高校(全日) 「生徒心得」	1 基本的な心得 (7) 部活動等に参加し、知識・技能を磨き体力の向上に努める。
久居高校 「生徒心得」	1 基本的な心得 (8) 部活動等には積極的に参加し、知識、技能を磨くとともに体力の向上につとめる。

請願 1 1

P T Aへの無許可個人情報提供の取りやめを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



請願文書表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名及び要旨	請願者	教育長の意見
請 11	令和4年9月22日	(件名) PTAへの無許可個人情報提供の取りやめを求める請願 (要旨) PTAへの無許可個人情報提供の実態を調査し、無許可個人情報提供が行われないようになります。	みえ教育ネットワーク 教職員ユニアオン 委員長 大原 敦子 津市寿町7-50	令和4年8月17日開催の教育委員会定例会に提出した請願文書 表に記載したとおり、県立学校においては、個人情報の適正管理について、毎年4月に県立学校長・事務長会議において周知してい るところです。今後も引き続き、個人情報の適正な取り扱いについ て周知徹底してまいります。 小中学校においては、個人情報等の適正管理の徹底について、 毎年6月に各市町等教育委員会に通知しているところであり、引き 続き、個人情報の提供についても適正に取り扱われるよう、機会を どうぞ要請してまいります。 以上のことから、本請願については不採択といたします。

2022年9月22日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

PTAへの無許可個人情報提供の取りやめを求める請願

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

PTAへの無許可個人情報提供の実態を調査し、無許可個人情報提供が行われないようにすることを求める。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

今年8月17日の三重県教育委員会定例会にて、当組合が提出した「外部団体への無許可個人情報提供の取りやめを求める請願」について審議がされました。その際の請願文書表を参照すると、木平教育長は意見として「PTA等への個人情報の提供にあたっては、保護者の同意を得たうえで、情報提供を行っているところです」「PTAが任意加入の団体であることを前提として加入していただいている」と述べられています。しかし、当組合に所属する県立学校教職員からは、「PTAが任意団体であるという説明を保護者にしているのを見たことがないとか、加入届を提出してもらってはいない」という声が上がっており、木平教育長の示された意見に疑問をもたざるを得ません。ひょっとしたら、三重県教育委員会としては適正な運用が行われているという認識でいるのに、実際にはそうはないということなのかもしれません。そこで、「PTAへの無許可個人情報提供が本当に行われていないかについて、実態の調査がされる必要がある」と思っています。少なくとも教職員については、赴任と同時に無許可でPTAに加入させられているという報告が上がっています。学校と構成員は同じであっても、PTAは外部団体です。氏名だけであっても、外部団体に提供したとなれば、校長は地方公務員法第34条(守秘義務)に違反したことになります。他者を無許可で外部団体に加入させて、強制的に会費まで徴収しているわけですが、このようなことが社会で許されるわけがありません。

三重県教育委員会は個人情報の適正管理について県立学校長や事務長に周知しているということですが、それにも関わらずこのような違法行為を行う県立学校長には、服務監督教育委員会として、厳重に指導を行っていただく必要があると考えます。当然ながら、服務監督教育委員会が職員である校長の違法行為を放置するようなことがあってはなりません。

以上の理由から、PTAへの無許可個人情報提供の実態を調査し、無許可個人情報提供が行われないようすることを求める。

請願 1 2

三重県立高等学校入学者選抜での勧誘防止の仕組みの構築を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



請文書表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名及び要旨	請願者	教育長の意見
請12	令和5年2月17日	(件名) 三重県立高等学校入学者 選抜での勧誘防止の仕組み の構築を求める請願書 (要旨) 三重県立高等学校入学者 選抜に際して、高校側から中 学生やその保護者に対する 勧誘が行われていないかに ついて検証するための仕組 みを構築すること。	みえ教育ネットワーク教 職員ユニオン 委員長 大原 敦子 三重県津市寿町7-50	県教育委員会では、7月の県立学校長会において、中学生及びその保護者に対して勧説を行わないことや、言動に誤解を招くことがないよう周知するとともに、各県立高校にも改めて周知内容の徹底を図っています。 県立高校の教員は、通知に基づいて、生徒募集の件で中学校を訪問する際は、中学校の教員と面会し、教育活動や部活動の内容等について説明しています。 一方、中学校に対して、10月に開催した中学校教員対象の入学者選抜説明会において、高校への周知内容を共有するとともに、不適切な対応があつた場合には県教育委員会に報告するよう伝えています。 以上のことから、本請願については不採択といたしたい。

2023年2月17日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

三重県立高等学校入学者選抜での勧誘防止の仕組みの構築を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敏子
住 所 三重県津市寿町7-50(みえ労連内)
電 話 059-223-2615(みえ労連)

1 請願の要旨

三重県立高等学校入学者選抜に際して、高校側から中学生やその保護者に対する勧誘が行われていないかについて検証するための仕組みの構築を求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

昨年7月11日付けで次の内容で「令和5年度三重県立高等学校入学者選抜の公正な実施について(通知)」が発出されています。その内容は次の通りです。

令和4年7月11日

各県立高等学校長 様

高校教育課長

令和5年度三重県立高等学校入学者選抜の公正な実施について(通知)

このことについて、各高等学校において、入学者選抜事務を公正かつ適正に遂行するため、入学者選抜委員会を設置して準備を進めていただいているところです。

入学者選抜に対する県民の関心は一層高まっており、いかなる疑惑も持たれないよう、公正かつ適正な縫う学者選抜の実施に万全を期す必要があります。

については、中学生、保護者及び中学校関係者の誤解を招くことがないよう、下記の事項について教職員に改めて周知徹底願います。

記

- 1 高等学校の教職員は、県内外を問わずスポーツや文化等の活動において実績等のある中学生及びその保護者に対して、勧誘は絶対に行わないこと。
- 2 高等学校の教職員が県内外を問わず中学校を訪問し、中学生、保護者及び中学校関係者と情報交換等を行う際は、当該高等学校長が中学校長に連絡をして、中学校長の了承を得ること。
- 3 県外からの入学志願に係る保証人や志願者の下宿先の確保は原則として保護者が行うものとし、保護者から依頼があった場合などは、学校として下宿先や保証人に関する情報提供を行うことができる。なお、保護者の就職先や居住先を紹介・斡旋することはできない。

さて、この通知では前文において「いかなる疑惑も持たれないよう」、また、「中学生、保護者及び中学校関係者の誤解を招くことがないよう」にすることを求めて教職員に対して3つの事項を周知徹底することを求めていきます。

この中の第1項で示された内容は、部活動の大会等において顕著な成績を収めるなどした中学生に対して、高校の部活動顧問による勧誘が行われないようにすることを禁じるものであり、入学者選抜が公正かつ公平に行われるために必要不可欠な事柄であるといえます。しかし、日々、学校現場で働いている我々は、この内容が守られていないことがよくあるということを知っています。

通知では中学生や保護者に対する「勧誘」がいけないとする一方で、「情報交換等」は認められています。しかし、「情報交換等」の実態が、本来禁止されている、高校の部活動顧問による部活動への勧誘である場合が少なくありません。中学校教員は「情報交換等」の場に立ち会うことがあります、「入学してうちの部に入ってくれませんか」等といった明示的なものを含め、あらゆる勧誘が高校側から行われている場面を見てきています。

入学者選抜は受検生の人生に大きく関わるものであり、公平・公正に行われて然るべきものです。それを揺るがされることはあるかもしれません。

以上の理由から、「情報交換等」として行われた高校側と中学生やその保護者との面会の実態が「勧誘」ではないかについて、検証を行うための仕組みの構築が必要であると考えます。たとえば中学校や中学生・保護者が県教育委員会に対して直接回答するといった手法をとることが望ましいと考えます。

議案第31号

令和6年度教職員人事異動基本方針について

令和6年度教職員人事異動基本方針について、別紙のとおり提案する。

令和5年11月27日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第2号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



令和6年度教職員人事異動基本方針（案）

三重県教育委員会

令和6年度は、現在策定を進めている「三重県教育ビジョン（仮称）」がスタートする年度であり、「未来の礎となる力の育成」、「未来を創造し社会の担い手となる力の育成」などを掲げ、様々な施策を展開するとしているところである。

このため、各学校では、これらの施策を着実に推進し、本県の教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。

また、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりに取り組むとともに、今後も、質の高い学校経営を目指して継続的な改善を一層推進する必要がある。

こうした中で、教職員一人ひとりが、やりがいを高め、その能力を十分に發揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。

- 1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。
- 2 校長の意見を尊重する。
- 3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。

令和6年度教職員人事異動基本方針新旧対照表（案）

令和6年度基本方針	令和5年度基本方針
<p>令和6年度は、現在策定を進めている「三重県教育ビジョン（仮称）」がスタートする年度であり、「未来の礎となる力の育成」、「未来を創造し社会の担い手となる力の育成」などを掲げ、様々な施策を展開するとしているところである。</p> <p>このため、各学校では、これらの施策を着実に推進し、本県の教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。</p> <p>また、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりに取り組むとともに、今後も、質の高い学校経営を目指して継続的な改善を一層推進する必要がある。</p> <p>こうした中で、教職員一人ひとりが、やりがいを高め、その能力を十分に發揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。 2 校長の意見を尊重する。 3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。 	<p>令和2年3月に策定された「三重県教育ビジョンへ子どもたちが豊かな未来を創っていくために～」では、「子どもの未来の礎となる『確かな学力・豊かな心・健やかな身体』の育成」、「個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成」などを掲げ、様々な施策を展開しているところである。</p> <p>このため、各学校では、これらの施策を着実に推進し、本県の教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。</p> <p>また、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりに取り組むとともに、今後も、質の高い学校経営を目指して継続的な改善を一層推進する必要がある。</p> <p>こうした中で、教職員一人ひとりが、やりがいを高め、その能力を十分に發揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。 2 校長の意見を尊重する。 3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。

令和6年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動実施要領（案）

全県的な視野に立ち、市町等教育委員会と緊密に連携して、市町相互間及び学校種別間の人事交流を促進する。

また、校長の意向も踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の諸課題の解決に向け、市町等教育委員会の内申に基づき人事異動を行い、教職員の適正配置を図る。

1 転任

- (1) 地域間、市町間において一層の交流を図る。特に、学校の統廃合等に伴う異動を適正に行う。
- (2) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校との一層の交流を図る。
- (3) 学校・事務局間、小・中・義務教育学校間において一層の交流を図る。
- (4) 都市部地域とへき地を含む周辺地域との交流を図る。
- (5) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。
- (6) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。
- (7) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。

2 昇任及び降任

- (1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。

① 管理職（校長・教頭）

- ア 高い倫理観を有する者
- イ リーダーシップを有する者
- ウ 課題解決能力を有する者
- エ 継続的な改善能力を有する者

② 主幹教諭

- ア 高い倫理観を有する者
- イ ミドルリーダーとしての資質を有する者
- ウ 課題解決能力を有する者
- エ 継続的な改善能力を有する者

③ 指導教諭

- ア 高い倫理観を有する者
- イ ミドルリーダーとしての資質を有する者
- ウ 高い専門性と優れた教科指導力を有する者
- エ 継続的な改善能力を有する者

- (2) 若手及び女性の意欲と能力を重視するとともに、いじめや不登校への対応、学校における働き方改革等の諸課題の解決に取り組む者の積極的な登用を図る。
- (3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。あわせて、広域的な人事交流を図る。
- (4) 主幹教諭・指導教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭・指導教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。
- (5) 希望降任制度の活用を図る。

3 退 職

- (1) 教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため早期退職者の募集を行う。

4 新規採用・再任用

- (1) 新規採用者の育成が円滑に実施できる学校への配置を行う。
 - ア 人材育成の観点から、出身地（合併前の旧市町村）及び生活の本拠地以外への配置に努める。
 - イ 新規採用者の経験や意向、学校事情等を考慮し、適正な配置に努める。
- (2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。

5 そ の 他

- (1) 希望調書を提出させる。
- (2) 各学校の実情を踏まえた特色ある学校づくりに向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。
- (3) 异動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。
- (4) 市町等教育委員会と十分な意見交換を行い、円滑な人事異動に努める。

令和6年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動実施要領新旧対照表（案）

令和6年度実施要領	令和5年度実施要領
<p>全県的な視野に立ち、市町等教育委員会と緊密に連携して、市町相互間及び学校種別間の人事交流を促進する。</p> <p>また、校長の意向も踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の諸課題の解決に向け、市町等教育委員会の内申に基づき人事異動を行い、教職員の適正配置を図る。</p>	<p>全県的な視野に立ち、市町等教育委員会と緊密に連携して、市町相互間及び学校種別間の人事交流を促進する。</p> <p>また、校長の意向も踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の諸課題の解決に向け、市町等教育委員会の内申に基づき人事異動を行い、教職員の適正配置を図る。</p>
<p>1 転 任</p> <p>(1) 地域間、市町間において一層の交流を図る。特に、学校の統廃合等に伴う異動を適正に行う。</p> <p>(2) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校との一層の交流を図る。</p> <p>(3) 学校・事務局間、小・中・義務教育学校間において一層の交流を図る。</p> <p>(4) 都市部地域とへき地を含む周辺地域との交流を図る。</p> <p>(5) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。</p> <p>(6) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。</p> <p>(7) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。</p>	<p>1 転 任</p> <p>(1) 地域間、市町間において一層の交流を図る。特に、学校の統廃合等に伴う異動を適正に行う。</p> <p>(2) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校との一層の交流を図る。</p> <p>(3) 学校・事務局間、小・中・義務教育学校間において一層の交流を図る。</p> <p>(4) 都市部地域とへき地を含む周辺地域との交流を図る。</p> <p>(5) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。</p> <p>(6) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。</p> <p>(7) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。</p>

令和6年度実施要領	令和5年度実施要領
2 昇任及び降任	2 昇任及び降任
(1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。 ① 管理職（校長・教頭） ア 高い倫理観を有する者 イ リーダーシップを有する者 ウ 課題解決能力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者 ② 主幹教諭 ア 高い倫理観を有する者 イ ミドルリーダーとしての資質を有する者 ウ 課題解決能力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者 ③ 指導教諭 ア 高い倫理観を有する者 イ ミドルリーダーとしての資質を有する者 ウ 高い専門性と優れた教科指導力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者 (2) 若手及び女性の意欲と能力を重視するとともに、いじめや不登校への対応、学校における働き方改革等の諸課題の解決に取り組む者の積極的な登用を図る。 (3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。あわせて、広域的な人事交流を図る。 (4) 主幹教諭・指導教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭・指導教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、	(1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。 ① 管理職（校長・教頭） ア 高い倫理観を有する者 イ リーダーシップを有する者 ウ 課題解決能力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者 ② 主幹教諭 ア 高い倫理観を有する者 イ ミドルリーダーとしての資質を有する者 ウ 課題解決能力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者 ③ 指導教諭 ア 高い倫理観を有する者 イ ミドルリーダーとしての資質を有する者 ウ 高い専門性と優れた教科指導力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者 (2) 若手及び女性の意欲と能力を重視するとともに、いじめや不登校への対応、学校における働き方改革等の諸課題の解決に取り組む者の積極的な登用を図る。 (3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。あわせて、広域的な人事交流を図る。 (4) 主幹教諭・指導教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭・指導教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、

令和6年度実施要領	令和5年度実施要領
昇任させる。	昇任させる。
(5) 希望降任制度の活用を図る。	(5) 希望降任制度の活用を図る。
3 退職	3 退職
(1) 教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため早期退職者の募集を行う。	(1) 教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため早期退職者の募集を行う。
4 新規採用・再任用	4 新規採用・再任用
(1) 新規採用者の育成が円滑に実施できる学校への配置を行う。	(1) <u>学級規模等を考慮し、新規採用者の育成が円滑に実施できる学校への配置を行う。</u>
ア 人材育成の観点から、出身地（合併前の旧市町村）及び生活の本拠地以外への配置に努める。	ア 人材育成の観点から、出身地（合併前の旧市町村）及び生活の本拠地以外への配置に努める。
イ <u>新規採用者の経験や意向、学校事情等を考慮し、適正な配置に努める。</u>	イ <u>複式学級担任及び特別支援学級担任としての配置や分校への配置は行わないことを原則とする。</u>
(2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。	(2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。
5 その他	5 その他
(1) 希望調書を提出させる。	(1) 希望調書を提出させる。
(2) 各学校の実情を踏まえた特色ある学校づくりに向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。	(2) 各学校の実情を踏まえた特色ある学校づくりに向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。

令和6年度実施要領	令和5年度実施要領
(3) 異動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。	(3) 異動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。
(4) 市町等教育委員会と十分な意見交換を行い、円滑な人事異動に努める。	(4) 市町等教育委員会と十分な意見交換を行い、円滑な人事異動に努める。

令和6年度県立学校教職員人事異動実施要領（案）

全県的な視野に立ち、校長の意向を踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の特色化の推進及び諸課題の解決に向け、教職員の適正配置を図る。

1 転 任

- (1) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。
- (2) 都市部・都市周辺地及び遠隔地の各学校間の相互交流を図る。
- (3) 全・定・通各課程間及び普通科、専門学科、総合学科学校間の交流を図る。
- (4) 学校・事務局間の交流を図る。
- (5) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。なお、平成24年度以降に新規採用した教員の転任については、上記(2)、(3)により行うことを原則とする。
- (6) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校と小・中・義務教育学校及び高等学校との一層の交流を図る。
- (7) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。

2 昇任及び降任

- (1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。
 - ① 管理職（校長・教頭）
 - ア 高い倫理観を有する者
 - イ リーダーシップを有する者
 - ウ 課題解決能力を有する者
 - エ 継続的な改善能力を有する者
 - ② 主幹教諭
 - ア 高い倫理観を有する者
 - イ ミドルリーダーとしての資質を有する者
 - ウ 課題解決能力を有する者
 - エ 継続的な改善能力を有する者
- (2) 若手及び女性の意欲と能力を重視するとともに、いじめや不登校への対応、学校における働き方改革等の諸課題の解決に取り組む者の積極的な登用を図る。

- (3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。
- (4) 主幹教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。
- (5) 希望降任制度の活用を図る。

3 退 職

- (1) 教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るために早期退職者の募集を行う。

4 新規採用・再任用

- (1) 新規採用者は、出身校及び生活の本拠地への配置は行わないことを原則とする。
- (2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。

5 そ の 他

- (1) 希望調書を提出させる。
- (2) 各学校の特色化の推進等に向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。
- (3) 異動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。

報告 1

「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る中間案及び「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」中間案について

「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る中間案及び「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」中間案について、別紙のとおり報告する。

令和5年11月27日提出

三重県教育委員会事務局
学校経理・施設課長



「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る中間案及び 「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」中間案について

県教育委員会では、学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するための中長期的な施設整備の方針を示し、計画的に老朽化対策を進める目的に、「みえ公共施設等総合管理基本方針」（平成27年3月）に基づく個別施設計画として、「三重県立学校施設長寿命化計画」（以下「長寿命化計画」という。）を令和2年3月に策定しました。

長寿命化計画の実施にあたっては、具体的な改修方策を記載した「三重県立学校施設長寿命化実施計画」（以下「実施計画」という。）を4年ごとに策定することとしていますが、第Ⅰ期実施計画が令和5年度で終了することから、令和6年度からの第Ⅱ期実施計画（令和6年度～9年度）の策定を行います。

併せて、策定から4年が経過した長寿命化計画について、所要の改定を行います。

1 三重県立学校施設長寿命化計画の改定

（1）主な改定内容

【1 学校施設の長寿命化計画策定の背景・目的等（5）対象施設】（P. 2）

現計画は、三重県教育委員会が所管する高等学校、特別支援学校を対象としているが、令和7年度に県立夜間中学が設置される予定のため「中学校」を対象に追加。

【2 学校施設のめざす姿】（P. 4）

「学校施設のめざす姿」として、三重県教育ビジョンの施策を掲載しているが、令和6年3月に策定予定の次期三重県教育ビジョンの内容を追加。（本改定案では中間案を記載）

【4 学校施設整備の基本的な方針等（2）①改修の手法】（P. 12）

令和8年度に現在の盲学校及び聾学校を集約し新築及び移転予定であること、令和7年度にみえ夢学園高等学校敷地内の研修棟を用途変更し県立夜間中学を設置することから、改修の手法としている長寿命化改修、減築、建替に、「集約化」及び「用途変更」を追加。

【5 基本的な方針等をふまえた施設整備の水準等】（P. 16）

気候変動により夏季の気温が上昇しつつある中、熱中症対策としても空調設備の計画的な更新等が必要となっており、建物の部位ごとの主な整備水準の一覧に、「空調設備」を追加。

2 第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画の策定

(1) 第Ⅱ期実施計画の概要

第Ⅰ期計画期間に引き続き、屋上防水や外壁などのその部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部分の老朽化対策を重点的に実施する方針に加え、空調設備等、不具合が発生すると学校運営に支障をきたす恐れがある設備の老朽化対策についても、予防保全として重点的に実施することとします。また、特に住環境とのギャップが著しいトイレについても、引き続き、改修を進めるとともに、建物の集約化や用途変更による整備についても、順次進めていくこととします。

(2) 第Ⅰ期実施計画の実績及び課題等

①実績

長寿命化改修については、屋上防水や外壁など、老朽化対策を重点的に実施しました（41棟）。緊急性の高い工事の必要性が判明したこと等により、当初の計画から一部実施校舎や内容の見直し・変更を行っています。

トイレ改修工事については、令和6年度までの5年間で全県立学校における普通教室棟のトイレの便器の洋式化、床の乾式化が行えるよう取組を進めています（令和5年度までの実績47校）。また、多機能トイレについては、令和4年度までにすべての県立学校における設置が完了しました。

②課題等

第Ⅰ期実施計画中に把握した課題や環境の変化として、主に次のようなものが挙げられます。第Ⅱ期実施計画においては、これらにも留意して取り組む必要があります。

- ・月2回土日完全週休2日制での工事発注により、工事期間が長期化する傾向。
- ・バリアフリー法改正（令和2年度）に伴うバリアフリー化の一層の推進。
- ・温室効果ガス排出量削減のための、照明設備のLED化や太陽光発電設備の整備。
- ・気候変動により夏季の気温が上昇しつつある中、熱中症対策としても空調設備の計画的な更新や新規設置の必要性の高まり。

(3) 第Ⅱ期実施計画における改修等の概要(第Ⅰ期実施計画からの主な変更箇所)

【3-1 長寿命化改修 (1) 改修の内容】(P.5)

- ・「省エネルギー化の推進」を「省エネルギー化・脱炭素化の推進」とし、その内容に、「太陽光発電設備の導入に向けての調査」を追加。
- ・「バリアフリー化の推進」の内容に、「エレベーターの設置」を追加。
- ・「快適性の向上」の内容に、「空調設備の更新等」を追加。

【3-1 長寿命化改修 (2) 標準的な工期 等】(P.5,6,7)

月2回土日完全週休2日制での工事発注を考慮し、工期をそれぞれ1か

月拡大。

【3-2 長寿命化改修（トイレ改修）（1）改修の内容】（P. 6）

令和7年度以降は、普通教室が複数棟に分かれている学校等の改修を実施。

【3-4 建物の集約化、3-5 建物の用途変更】（P. 7）

改修の手法として「集約化」「用途変更」の項目を追加（盲学校及び聾学校を集約化、みえ夢学園高等学校敷地内に県立夜間中学を設置予定のため）

（4）今計画期間における実施予定校

【4-1 長寿命化改修】（P. 8, 9）

第Ⅰ期と同様、築年数と屋上防水や外壁等の劣化に着目して作成したリスト（P12）から抽出した使用頻度の高い普通教室を含む建物と、老朽化により雨漏被害等が深刻になっている建物について、改めて現地調査を行い、優先順位を判断しました。

第Ⅱ期では、エレベーターの設置や空調設備の更新等も実施することとし、エレベーターについては、学校の状況に応じて、未設置校の中から選定し実施、空調設備については、普通教室等における空調設備の使用状況や劣化状況等を考慮して設置から20年経過したものを更新します。

なお、改修を行う建物は、建物の老朽化の状況、工事の進捗状況及び予算の状況等により必要が生じた場合は、隨時見直しを行います。

【4-2 長寿命化改修（トイレ改修）】（P. 9, 10）

トイレ改修は、迅速に進捗を図る必要があったことから、第Ⅰ期計画の時点で、令和6年度までに全校において、使用頻度のもっとも高い普通教室を含む建物のトイレ（男女各縦1系統）の整備が完了するよう計画しています。

令和7年度以降は、使用頻度やこれまでの改修履歴等を考慮したうえで、普通教室が複数棟に分かれている学校等の改修に着手します。改修に際しては、「みんなのトイレ」についても、学校からの要望に応じて設置を検討します。

実施予定校は、現在の生徒数をもとに洋便器の不足状況（P14）を調査し、使用状況や老朽化の状況について、改めて現地調査を行い、優先順位を判断しました。

3 今後の予定

- | | |
|---------|---|
| 令和5年12月 | 常任委員会で長寿命化計画改定に係る中間案及び第Ⅱ期長寿命化実施計画中間案を報告 |
| 令和6年 3月 | 教育委員会定例会及び常任委員会で長寿命化計画改定に係る最終案及び第Ⅱ期長寿命化実施計画最終案を報告 |

三重県立学校施設長寿命化計画

<改定に係る中間案>

2020年3月
2024年3月改定
三重県教育委員会

目 次

1 学校施設の長寿命化計画策定の背景・目的等 1
(1)計画策定の背景 1
(2)計画の目的 1
(3)計画の位置付け 2
(4)計画期間 2
(5)対象施設 2
2 学校施設のめざす姿 3
3 学校施設の実態 5
(1)学校施設の設置状況 5
(2)学校施設の老朽化の状況 8
(3)施設関連経費の状況 9
(4)今後の維持・更新経費(従来型と長寿命化型の比較) 9
4 学校施設整備の基本的な方針等 11
(1)学校施設の規模や配置の適正化 11
(2)改修等の基本的な方針 12
5 基本的な方針等をふまえた施設整備の水準等 16
6 長寿命化の実施計画 17
(1)実施計画の策定 17
(2)改修等の優先順位付け 17
7 長寿命化計画の継続的運用方針 17

1 学校施設の長寿命化計画策定の背景・目的等

(1) 計画策定の背景

三重県では、学校施設として 75 校（高等学校 57 校、特別支援学校 18 校）、延べ面積にして約 93 万 m² の建物を保有しており、これは三重県が保有する施設の約 5 割にあたります。

学校施設は、その多くが昭和 40~50 年代を中心 に建設されており、これらのうち、築 40 年を超える建物 が約 5 割を占めるなど、老朽化が進んでおり、今後、 維持管理や改築に多額の費用がかかることが見込まれ ます。

一方で、近年の教育に対するニーズは、AI 技術の 進展など社会経済情勢の変化に伴う学習内容の変 更、グローバル化の進展に伴う外国人生徒の増加や障 がいのある児童生徒や特別な支援の必要な児童生徒への対応など、時代と共に変化しており、それらの 視点を取り入れた施設整備を行っていく必要があります。

さらに、地球温暖化による夏季の気温上昇に対応するための空調整備や、生活様式の変化に伴うトイ レの洋式化など、安全・快適な学習環境の確保、節電、節水型の設備機器への更新による省エネルギー 対策、災害時の地域の避難所としての機能充実などが求められています。

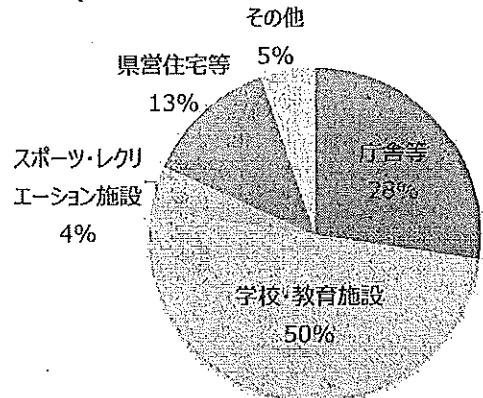
(2) 計画の目的

このように、学校に求められる機能が複雑化・多様化する中、老朽化対策は劣化した建物や設備について単に建築時の状態に戻すだけでなく、機能や性能を現在の学校に求められている水準まで引き上げていくことも重要です。

求められる老朽化対策を実施していくためには多額の費用を要することから、計画的に学校施設の改 修や更新を図っていく必要があります。

そのため、本計画において学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準 化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、中長期的な施設整備の方針を示し、 計画的に老朽化対策を進めることを目的として策定します。

公共施設の延べ床面積グラフ
(みえ公共施設等総合管理基本方針より抜粋)

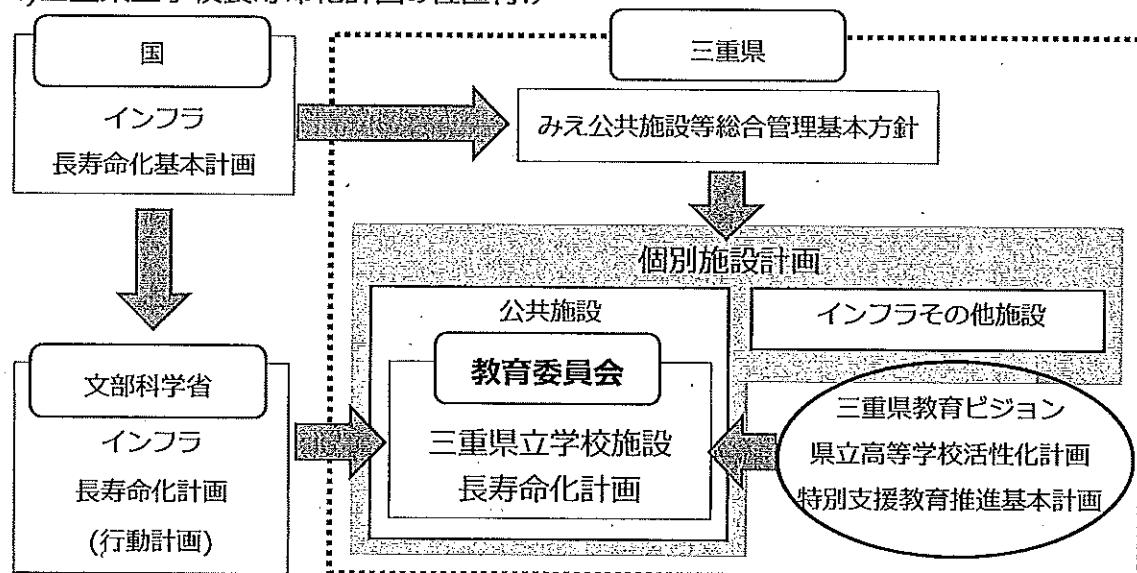




(3)計画の位置付け

三重県では、平成 25 年 11 月に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、県の公共施設の総合的・計画的な管理方針として、平成 27 年 3 月に「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定しました。本計画は、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく、県立学校施設の個別施設計画として策定します。なお、本計画は文部科学省が平成 27 年 3 月に策定した「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」、「三重県教育ビジョン」等、関係する計画に掲げられた施策と整合を図ったものとしています。

(図 1)三重県立学校長寿命化計画の位置付け



(4)計画期間

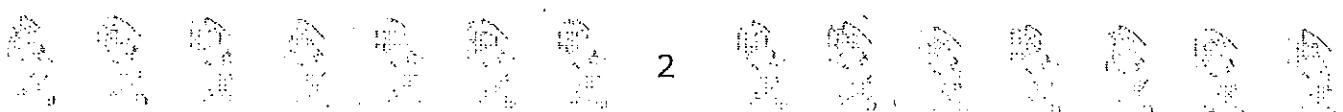
本計画の計画期間は、令和 2(2020)年度から「みえ公共施設等総合管理基本方針」の終期である令和 16(2034)年度までの 15 年間とし、学校施設を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、具体的な計画内容を示す実施計画は、4 年毎に作成していきます。

なお、本計画は、「三重県教育ビジョン」等の本計画と関連の深い計画の改訂や社会情勢等の変化により必要が生じた場合は見直しを行うこととします。

(5)対象施設

三重県教育委員会が所管する高等学校、特別支援学校、中学校※を対象とします。

※令和 7 年度から夜間中学が設置される予定



2 学校施設のめざす姿

三重県の教育のめざす姿とその実現に向けた施策の方向性を示す中長期計画である「三重県教育ビジョン」（令和2年3月策定）では、基本施策「安全で安心な学びの場づくり」における、施策「学校施設の充実」の中での取り組みを示しています。

■めざす姿

老朽化や耐震への対応が進むとともに、生活様式の変化にも対応した、安全で快適な学校施設で子どもたちが安心して学校生活を送っています。

■主な取組内容

□老朽化対策の推進

県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備や電気設備の更新を計画的に進めます。

□快適な学習環境づくりの推進

県立学校において、猛暑に備えるため、空調設備の整備・更新を進めます。また、トイレについては、生活様式の変化に対応するため、老朽化対策とあわせて大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換など、機能面の向上を計画的に進めます。

□バリアフリー化の推進

県立学校で学ぶ子どもたちの実情に応じたバリアフリー改修を引き続き進めるとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備を行います。

□自然環境を考慮した施設整備・改修の実施

LED照明への更新を進めるなど、県立学校の省エネルギー化を推進するとともに、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づく整備を行います。

□学習内容の変化に配慮した施設整備・改修の実施

県立学校の整備・改修の際には、情報関連設備等の増設を想定するとともに、学習形態にあわせて間仕切等の変更が可能となるよう配慮し、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

◇次期三重県教育ビジョン（令和6年3月策定予定） ※以下は中間案

■めざす姿

老朽化や生活様式の変化への対応が進み、安全で快適となった学校施設では、ユニバーサルデザインや自然環境に配慮する考え方を取り入れられ、子どもたち一人ひとりが安心して学校生活を送っています。

■主な取組内容

□老朽化対策・耐震化対策の推進

県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備や電気設備の更新を「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、計画的に進めます。また、校舎の老朽化対策等と併せて非構造部材の耐震対策を進めるとともに、施設・設備の点検や防犯対策など安全管理に取り組みます。

□快適な学習環境づくりの推進

県立学校では、これまでに全ての普通教室に空調設備を整備しましたが、設置後15年以上経過している空調設備が約4割となっていることから、計画的な更新に取り組むとともに、使用頻度等に応じて特別教室等への整備を推進・検討していきます。

また、トイレの改修については、生活様式の変化や衛生環境の改善の視点、利用する子どもたちの意見などをふまえ、洋式化や乾式清掃の床への転換等の機能面の向上について、「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、屋外等のトイレも含め、計画的に進めます。

□バリアフリー化の推進

各学校の状況に応じ、スロープ等の段差解消、多機能トイレ、エレベーター等のバリアフリー改修を引き続き進めます。

また、学校施設の整備・改修の際には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の趣旨やユニバーサルデザインの考え方をふまえ、子どもたちの多様性に配慮した利用しやすい施設となるよう取り組んでいきます。

□自然環境を考慮した施設整備・改修の実施

温室効果ガスの排出量を削減するため、県立学校の施設設備においては「三重県地球温暖化対策総合計画」に基づき、LED照明への更新を進め、省エネルギー化を推進するとともに、太陽光発電設備の設置が可能と考えられる場所の調査を行うなど、太陽光発電の導入に向けて取り組みます。

また、建築物の木造化・木質化は、脱炭素化に資するとともに、あたたかみや心地よさを感じられる空間の創出が期待されることから、「みえ木材利用方針」に基づき学校施設の整備・改修を行います。

□豊かな学びを支える施設整備・改修の実施

県立学校の整備・改修の際には、新しい時代の多様な学びの充実に向け、間仕切等の変更が可能となるよう配慮するなど、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

3 学校施設の実態

(1)学校施設の設置状況

①学校数、面積等

三重県には、高等学校 57 校、特別支援学校 18 校の合計 75 校の県立学校施設があります。

高等学校全体の延べ面積は約 82 万m²、特別支援学校全体の延べ面積は約 11 万m²で、県立学校施設全体で約 93 万m²となります。

表：県立高等学校施設一覧(令和元年 5 月 1 日時点)

	学校名	所在地	棟数	保有面積	生徒数	学級数
1	桑名高等学校	桑名市大字東方1795	25(10)	15,876	1,198	33
2	桑名西高等学校	桑名市大字志知東山2839	21(6)	13,303	871	22
3	桑名北高等学校	桑名市大字下深谷部字山王2527	15(6)	13,113	632	18
4	桑名工業高等学校	桑名市芳ヶ崎1330-1	31(9)	14,677	475	14
5	いなべ総合学園高等学校	いなべ市員弁町御籠632	18(4)	20,052	955	30
6	川越高等学校	三重郡川越町大字豊田2302-1	16(6)	12,958	953	24
7	四日市高等学校	四日市市富田4丁目1-43	25(9)	15,853	1,035	26
8	四日市南高等学校	四日市市大字日永字岡山4917	20(7)	11,339	957	24
9	四日市西高等学校	四日市市桜町6100	16(5)	13,993	833	21
10	朝明高等学校	四日市市中野町2216	17(7)	12,810	645	17
11	四日市四郷高等学校	四日市市八王子町字高花1654	13(6)	12,938	658	17
12	四日市農芸高等学校	四日市市河原田町2847	34(9)	17,765	713	18
13	四日市工業高等学校	四日市市日永東3丁目4-63	30(15)	22,897	1,153	34
14	四日市中央工業高等学校	四日市市菅原町678	28(16)	18,994	714	18
15	四日市商業高等学校	四日市市尾平町永代寺2745	22(8)	15,642	794	20
16	菰野高等学校	三重郡菰野町大字福村870	25(7)	11,584	462	14
17	神戸高等学校	鈴鹿市神戸4丁目1-80	32(7)	16,281	956	24
18	白子高等学校	鈴鹿市白子4丁目17-1	20(8)	13,583	743	19
19	石薬師高等学校	鈴鹿市石薬師町字寺東452	24(6)	13,339	429	13
20	稻生高等学校	鈴鹿市稻生町8232-1	14(7)	13,912	653	17
21	飯野高等学校	鈴鹿市三日市町字東新田場1695	19(9)	11,127	588	24
22	亀山高等学校	亀山市本町1-10-1	24(9)	15,961	711	20
23	津高等学校	津市新町3丁目1-1	23(9)	15,664	1,036	26
24	津西高等学校	津市河辺町2210-2	23(7)	14,302	956	26
25	津東高等学校	津市一身田上津部田1470	21(6)	13,741	945	26
26	津工業高等学校	津市半田534	28(11)	17,435	718	18
27	津商業高等学校	津市渋見町699番地	27(8)	13,942	837	21
28	久居高等学校	津市戸木町3569-1	16(8)	13,894	705	21
29	久居農林高等学校	津市久居東腐跡町105	54(14)	23,989	699	27
30	白山高等学校	津市白山町南家城678	19(6)	9,154	315	9
31	松阪高等学校	松阪市垣鼻町1664	29(9)	16,456	955	24
32	松阪工業高等学校	松阪市殿町1417	27(14)	20,893	753	22
33	松阪商業高等学校	松阪市豊原町1600	21(9)	12,901	593	16
34	飯南高等学校	松阪市飯南町弔見5480-1	24(10)	9,568	234	9
35	相可高等学校	多気郡多気町相可50	50(13)	18,958	658	17
36	昂学園高等学校	多気郡大台町茂原48	19(7)	15,912	191	9
37	宇治山田高等学校	伊勢市浦口3丁目13-1	29(7)	12,300	718	18
38	伊勢高等学校	伊勢市神田久志本町1703-1	23(8)	13,727	917	23

県立特別支援学校施設一覧(令和元年5月1日時点)						
--------------------------	--	--	--	--	--	--

39	伊勢工業高等学校	伊勢市神久2丁目7-18	30(10)	17,116	514	13
40	宇治山田商業高等学校	伊勢市黒瀬町札ノ木1193	23(9)	13,536	598	15
41	明野高等学校	伊勢市小俣町明野1481	48(12)	18,724	525	14
42	南伊勢高等学校・南勢校舎	度会郡南伊勢町船越2926-1	11(4)	6,332	31	3
43	南伊勢高等学校・度会校舎	度会郡度会町大野木2831	21(5)	9,889	170	6
44	鳥羽高等学校	鳥羽市安楽島町1459	20(6)	13,556	193	7
45	志摩高等学校	志摩市磯部町恵利原1308	20(7)	11,020	323	9
46	水産高等学校	志摩市志摩町和具2578	28(13)	15,360	237	10
47	上野高等学校	伊賀市上野丸の内107	26(10)	14,624	884	25
48	あけぼの学園高等学校	伊賀市川東412	12(6)	9,134	231	9
49	伊賀白鳳高等学校	伊賀市緑ヶ丘西町2270-1	62(15)	25,716	810	21
50	名張高等学校	名張市東町2067-2	29(12)	15,397	635	19
51	名張青峰高等学校	名張市百合が丘東6番町1	13(6)	12,811	862	23
52	尾鷲高等学校	尾鷲市古戸野町3-12	38(12)	18,431	551	21
53	木本高等学校	熊野市木本町1101-4	21(7)	16,274	594	18
54	紀南高等学校	南牟婁郡御浜町阿田和1960	16(7)	9,843	236	8
55	北星高等学校	四日市市大字茂福字横座668-1	11(6)	7,950	564	27
56	みえ夢学園高等学校 ※	津市柳山津興1239	11(5)	9,905	455	21
57	伊勢まなび高等学校	伊勢市神田久志本町1560	13(5)	8,305	141	15
計			1,375(479)	823,506	36,912	1,063

※棟数欄の括弧内の数字は、延べ面積が200m²以上の建物で、一体的に工事すべき「かたまり」をひとつの棟とした場合の棟数です。

200m²未満の小規模な建物は含みません。

※通信制（北星高等学校、松阪高等学校）の生徒数は含みません。

※みえ夢学園高等学校敷地内において、令和7年度から夜間中学が設置される予定です。

表：県立特別支援学校施設一覧(令和元年5月1日時点)

	学校名	所在地	棟数	保有面積	生徒数	学級数
1	盲学校 ※	津市高茶屋4丁目39-1	16(7)	7,298	27	18
2	聾学校	津市大字藤方2304-2	21(6)	8,191	81	31
3	くわな特別支援学校	桑名市大字東方字尾弓田1073	14(4)	7,142	147	32
4	城山特別支援学校	津市城山1丁目5-29	9(5)	7,461	86	33
5	杉の子特別支援学校	鈴鹿市加佐登3丁目2-2	10(3)	3,822	88	29
6	杉の子特別支援学校石薙師分校	鈴鹿市石薙師町字寺東452	4(2)	1,123	90	13
7	かがやき特別支援学校	津市大里窪田町357	11(4)	5,612	46	23
8, 9	かがやき特別支援学校草の実,あすなろ分校	津市大里窪田町450-5	1(1)	4,187	57	21
10	稻葉特別支援学校	津市稻葉町字上野4101	13(7)	7,667	190	35
11	特別支援学校西日野にじ学園	四日市市西日野町4070-35	12(5)	7,918	272	53
12	度会特別支援学校	度会郡度会町大野木1825	20(5)	6,492	50	23
13	特別支援学校玉城わかば学園	度会郡玉城町宮古726-17	13(8)	7,931	126	27
14	特別支援学校北勢きらら学園	四日市市下海老町字高松161	15(7)	8,795	103	41
15	特別支援学校伊賀つばさ学園	名張市美旗町南西原229-2	9(8)	7,589	141	34
16	特別支援学校東紀州くろしお学園	熊野市金山町2496	4(2)	2,729	24	12
17	特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校	尾鷲市光ヶ丘28-61	10(3)	5,110	26	11
18	松阪あゆみ特別支援学校	松阪市久保町1846-195	2(1)	5,997	157	34
計			184(78)	105,064	1,711	470

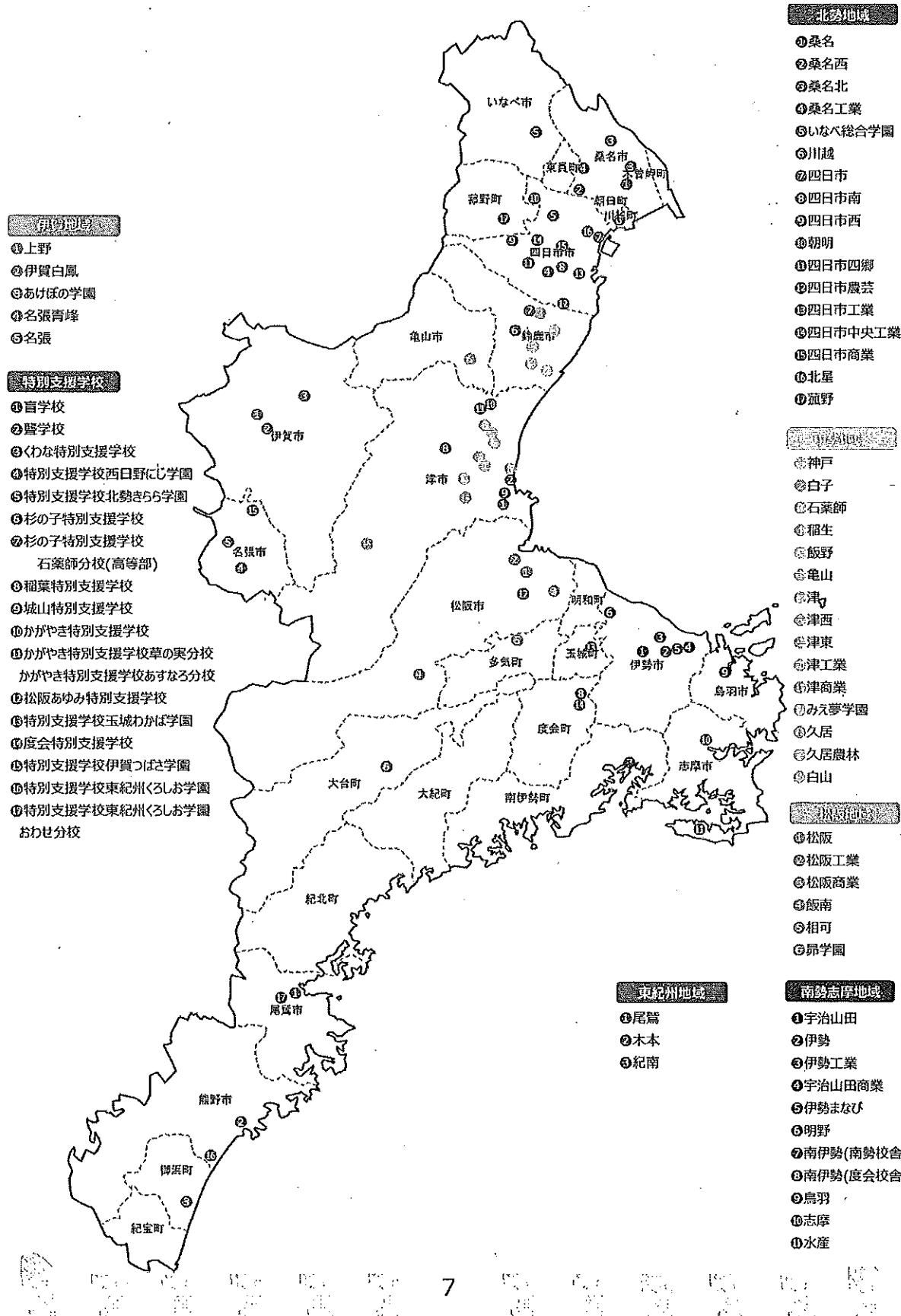
※棟数欄の括弧内の数字は、延べ面積が200m²以上の建物で、一体的に工事すべき「かたまり」をひとつの棟とした場合の棟数です。

200m²未満の小規模な建物は含みません。

※盲学校及び聾学校は、令和8年度に集約し、津市城山一丁目地内に新築及び移転予定です。

②施設の配置状況

県立学校の配置状況は図のとおりです。

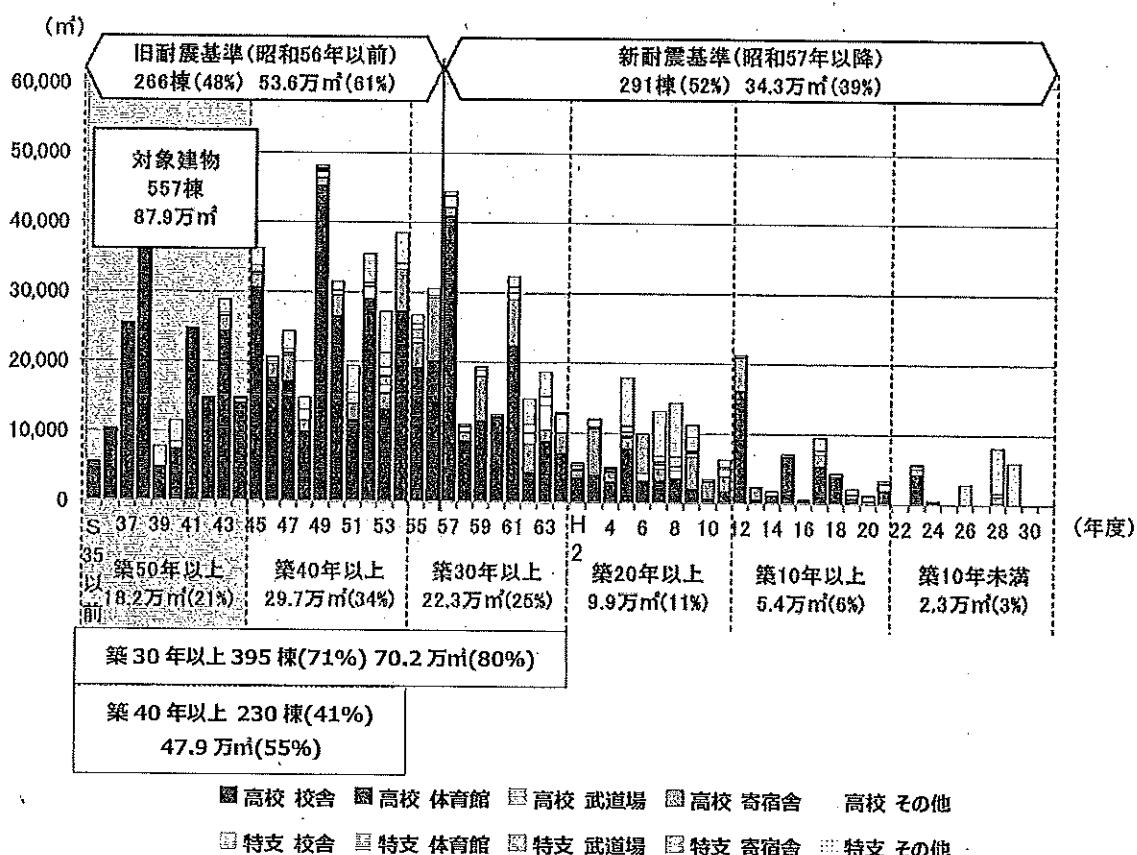


(2)学校施設の老朽化の状況

現在（令和元年度時点）保有している学校施設を、延べ面積が200m²以上の建物で建築年代別にみると、築30年以上経過した建物は395棟（71%）70.2万m²（80%）、築40年以上経過した建物は230棟（41%）47.9万m²（55%）となっています。

また、旧耐震基準の建物（昭和56年以前に建築）は266棟（48%）53.6万m²（61%）、新耐震基準の建物は291棟（52%）34.3万m²（39%）となっています。

築年別整備状況



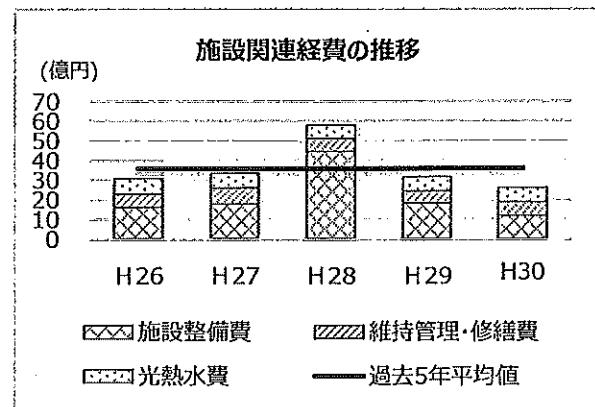
三重県では、耐震性の不足している建物の耐震化を最優先に取組を進め、平成9年度以降、耐震改修を実施する建物については、耐震改修に併せて、劣化状況に応じ、内部仕上げや電気設備、給排水設備、屋上防水、外壁改修等の老朽化対策を実施してきました。

しかし、耐震改修を実施した建物もすでに20年以上経過しているものもあり、また、旧耐震基準の建物で耐震性のある建物や新耐震基準の建物で築30年以上経過しているものの中には、老朽化対策が実施されていない建物が多くあります。こうした状況の中、平成29、30年度に実施した劣化状況調査においては全体的に劣化の進行が認められました。

また、トイレの洋式化など設備面でも住環境とのギャップが大きくなっており、設備面においても改修や更新が必要になっている状況です。

(3)施設関連経費の状況

過去5年間の県立学校施設関連経費の平均は、施設整備費は22億円/年、維持管理・修繕費は7億円/年、光熱水費は7億円/年、全体で概ね36億円/年となっていますが、年々減少傾向にあり、施設関連経費についてより効果的な執行が求められます。



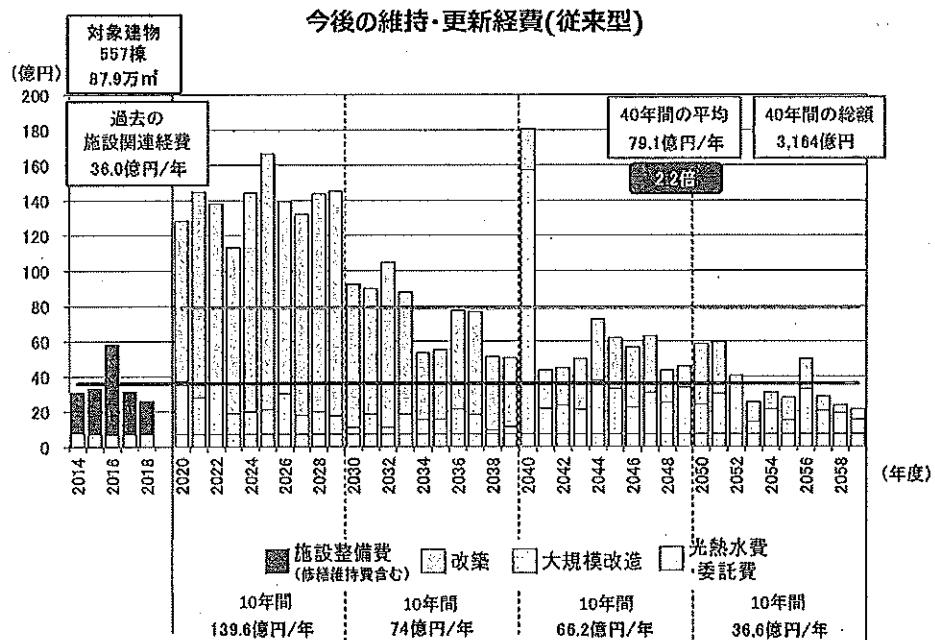
(4)今後の維持・更新経費(従来型と長寿命化型の比較)

①従来型の改築中心の整備を行った場合の経費

県立学校施設について、これまでどおり建替えを中心として施設を更新していく場合の建設及び維持管理にかかる経費を試算したところ、今後40年間で約3,164億円、年平均約79.1億円が必要になるとの結果が算出されました。

これは、三重県の過去5年間の学校施設関連経費の年平均施設関連経費（約36億円/年）の2.2倍に相当します。

また、令和2～11年度の10年間は年平均139.6億円が必要となっています。



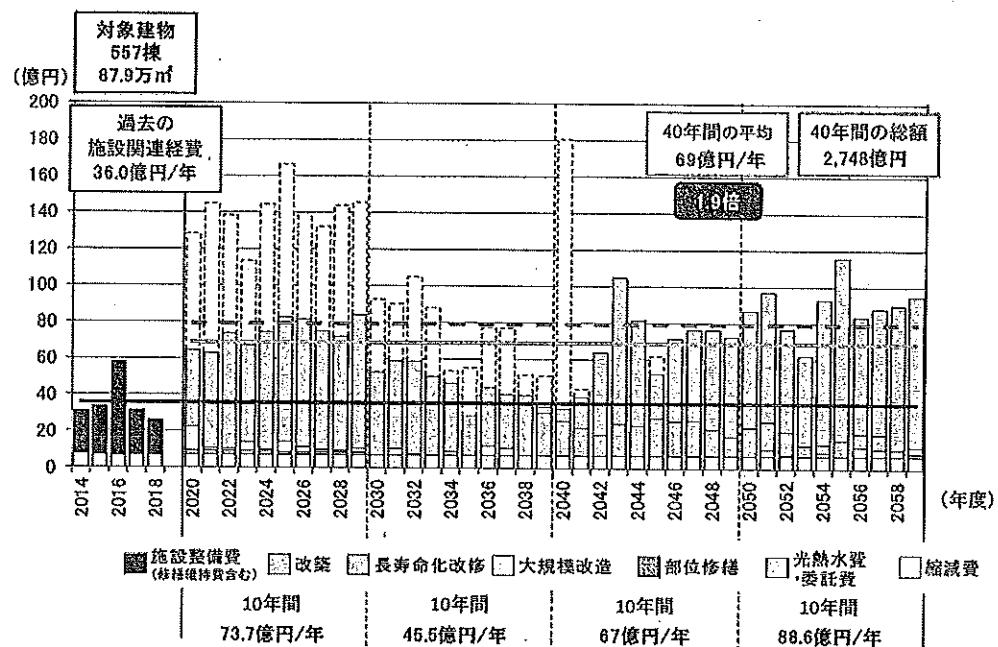
※試算条件

- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(文部科学省)付属エクセルソフトを活用して機械的に試算
- 現在の建物を対象として、築50年後に改築を行うものと設定
- 改築は2年に工事費を均等配分
- 改築の実施予定年数より古い建物は、今後10年内に実施すると仮定し、当該経費の10分の1の金額を10年間計上
- 解体や、仮設校舎が必要な場合は、その費用が別途必要

②長寿命化型の整備を行った場合の経費

建設後、建物が劣化する前に予防保全を施し、80年程度使用していく場合の工事及び維持管理にかかる経費についても同様に試算したところ、次のグラフのとおり、今後40年間で約2,748億円、年平均約69億円が必要になり、これまでどおり建替えを中心として施設を更新していく場合と比較すると、今後40年間で約416億円、年平均で約10.1億円圧縮できるとの結果が算出されました。

今後の維持・更新経費(長寿命型)



※試算条件

- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(文部科学省)付属エクセルソフトを活用して機械的に試算
- 現在の建物を対象として、築50年後に長寿命化改修、築80年後に改築を行うものと設定
- 長寿命化改修は3年に、改築は2年に工事費を均等配分
- 長寿命化改修の実施予定期数より古い建物は、今後10年以内に実施すると仮定し、当該経費の10分の1の金額を10年間計上
- 早急に対応する必要がある部位、広範囲に劣化している部位は、それぞれ、今後5年以内、10年以内に改修を実施すると設定し、概ね良好な部位は今後10年以内に長寿命化改修を実施する建物から部位修繕相当額を差し引く
- 仮設校舎が必要な場合は、その費用が別途必要

この試算からは、これまでの改築中心から、既存施設の有効活用を図っていく長寿命化改修への転換を図った場合、経費の圧縮や予算の平準化を図ることができるものの、これまでの平均予算を上回る多額の費用を要することがわかりました。

4 学校施設整備の基本的な方針等

(1) 学校施設の規模や配置の適正化

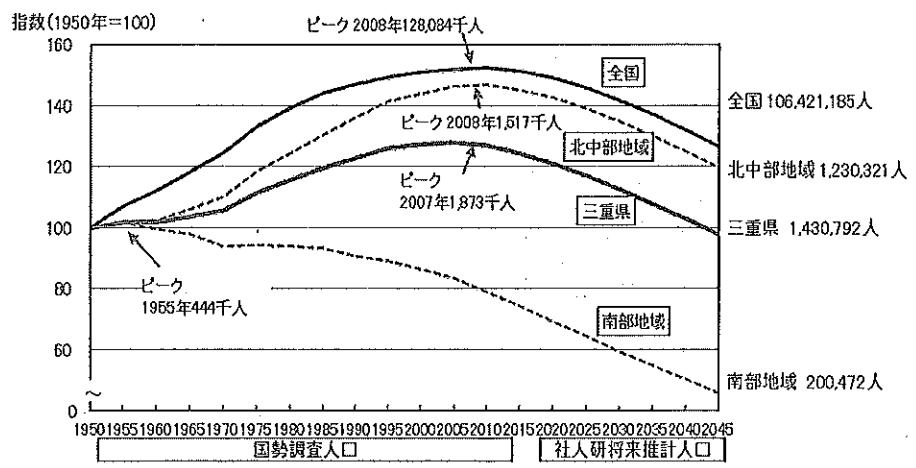
三重県の人口の推移及び将来

推計は、平成 19(2007)年にピーク（約 187 万人）を迎え、その後は減少し、令和 27(2045)年には三重県人口の推計値は約 143 万人となることが見込まれています。

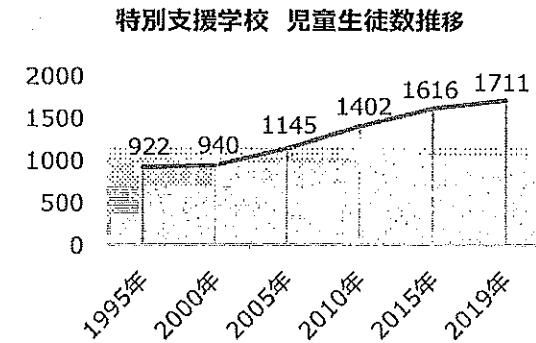
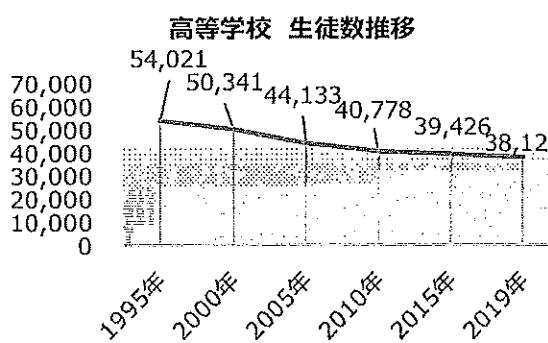
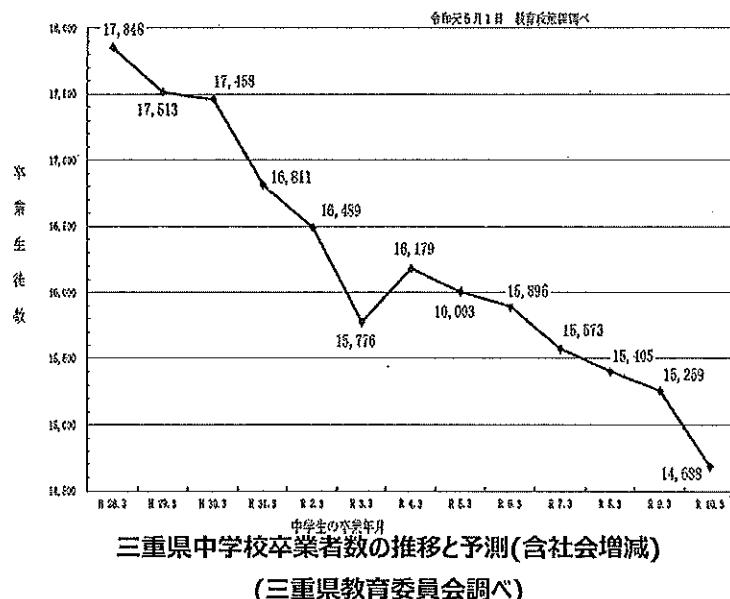
北中部地域は、全国と同様、平成 20(2008)年にピークを迎え、その後減少し、南部地域は、昭和 30(1955)年にピークを迎え、その後減少が続いている。

また、中学校卒業者数は、平成 28 年 3 月から令和 3 年 3 月までに約 2,100 人減少することが見込まれており、その後も減少傾向が見込まれていることから、県立高等学校において大幅な学級数の減少が予想されます。

一方、特別支援学校においては、児童生徒数の増加傾向が続いている地域があることから、教室数の不足、施設の狭隘化等への対応が求められています。



全国及び三重県の人口推移及び将来推計



こうした状況の中、学校施設の規模や配置の適正化については、「県立高等学校活性化計画」及び「三重県特別支援教育推進基本計画」との整合を図っていきます。

(2) 改修等の基本的な方針

①改修の手法

学校施設の老朽化対策は、これまでの改築中心から、既存施設の有効活用を図る長寿命化改修を中心進めることとします。

ただし、長寿命化改修に転換を図っても、財政的な制約は依然として課題となり、また、長寿命化改修は経費の低減や廃棄物の削減にメリットがある一方、工事期間が長期に渡ることから、学校運営に与える影響も大きく、仮設校舎が必要になる場合もあります。

こうしたことから、長寿命化改修を基本としつつも、建物の状態を調査して改修対象の部位（屋根・屋上、外壁、内装等）を精査するとともに、建物の使用状況等をふまえ単純な経費比較だけでなく、トータル的なメリットデメリットを整理して、長寿命化改修、減築、建替、集約化、用途変更などあらゆる方法を組み合わせて、より効果的な改修や更新となるよう取り組みます。

②長寿命化改修の対象

長寿命化改修を行う学校施設は、延べ面積が 200 m²以上の建物とします。なお、改修の対象は、主たる建物に、増築した棟、渡り廊下、昇降口棟、EV 棟などが付随している場合は、それらを含め一体的に工事すべき「かたまり」として捉えてひとつの棟として扱います。

これらの「かたまり」を一棟として整理して対象をカウントすると、改修の対象は全体で 557 棟（87 万 9 千 m²）になります。

③目標耐用年数の設定

施設の長寿命化を図るためにには、いつまで施設を活用するかを検討した上で、定期的に維持管理を行い、使用できる状態を継続させる必要があります。

学校建物の法定耐用年数は、鉄筋コンクリート造は 47 年と税法上定められていますが、物理的な耐用年数は、適切な維持管理がなされれば、70～80 年^{※1}程度可能とされており、望ましい目標使用年数としては、普通品質のコンクリートの場合 50～80 年^{※2}とされています。（参考資料 P14）

また、現存の学校施設にも、昭和 30 年代半ばに建築され、耐震補強と内部改修工事を実施し、既に 55 年以上経過しながらも今後の使用にも十分耐えられる状態のものも認められます。

このことから、物理的耐用年数と実績等を考慮し、長寿命化改修における鉄筋コンクリート造の目標耐用年数を 80 年とします。

※1 学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き：文部科学省

※2 建築物の耐久計画に関する考え方：日本建築学会

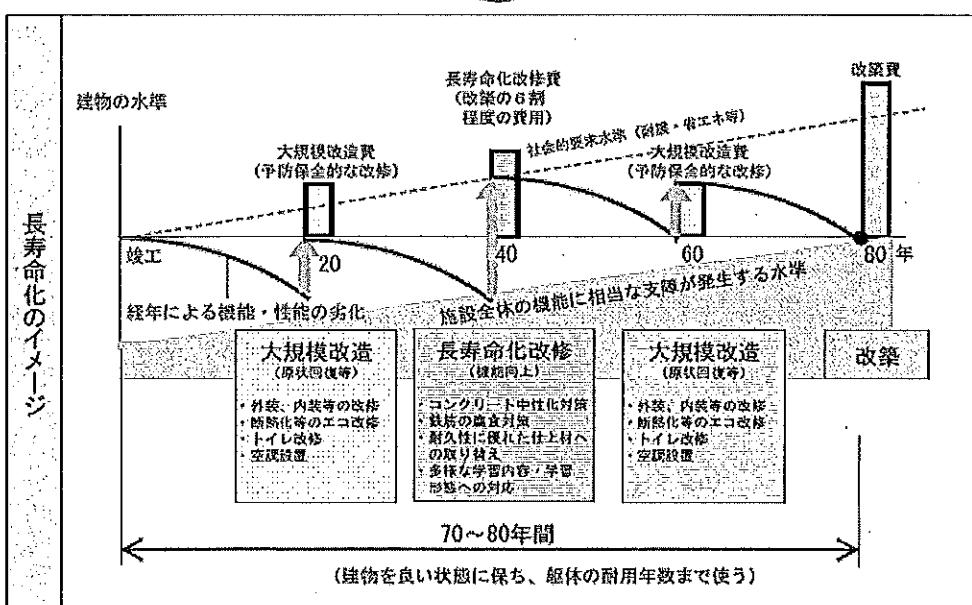
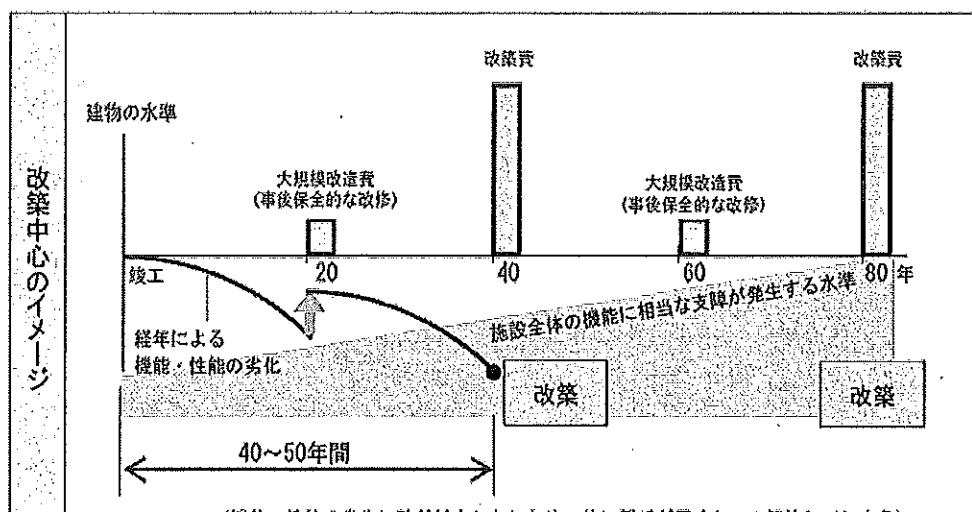
④改修サイクルの設定

鉄筋コンクリート造の施設を80年以上使用するためには、定期的な点検、調査を実施することにより、各部位や設備の劣化状況を把握し、他の部位の予防保全とあわせて実施するなど効率的に維持管理を行う必要があります。そこで、「長寿命化改修」と「大規模改修」のサイクルを設定し、計画的に実施します。

「長寿命化改修」は、目標耐用年数の中間期である建築後40年経過した段階で、構造躯体の強度やコンクリートの中性化の度合い等を調査し、長寿命化改修が可能か検証します。

その上で、劣化した部分の更新を図るとともに、性能の向上を図ります。

図：改修サイクル（改築中心から長寿命化への転換のイメージ）



(出典：「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」文部科学省)

一方、大規模改造や部位、部材ごとの改修は、施設の計画的な整備を検討するにあたり、部位・部材ごとに計画更新周期の目安を設けている「平成 31 年版 建築物のライフサイクルコスト」（編集、発行：一般財団法人建築保全センター）を参考に検討します。

(参考 建築物の部位・部材の計画更新周期)

区分	種別	名称	計画更新周期(年)※	保全方式
屋根	露出防水	アスファルト露出防水 改質アスファルトシート防水	40 (20)	予防保全
		シート防水、塗膜防水	25 (20)	予防保全
	葺き屋根	折版、長尺金属板	40 (30)	予防保全
外部	壁	複層仕上塗材	40 (15)	予防保全
外部建具	アルミ製	アルミ製一般窓	40 (40)	予防保全
内部	床	ビニル床タイル、ビニル床シート	60 (30)	事後保全
		体育館フローリング張り	50 (30)	事後保全
	壁	ボード張り EP	40 (20)	事後保全
		ビニル幅木、木製幅木	40 (30)	事後保全
	天井	EP 塗り	20 (20)	事後保全
		せっこうボード張り	40 (30)	事後保全
	雑	便所スクリーン	40	事後保全
		化粧洗面カウンター	40 (30)	事後保全
電力	電線類	電線、ケーブル	40 (30)	事後保全
	電線保護物類	電線管（屋内露出）	65	事後保全
		電線管（屋外露出）	30	事後保全
	照明器具	蛍光灯 32W×2	25 (20)	事後保全
		LED 灯	30	事後保全
	分電盤	分電盤、制御盤	30 (25)	事後保全
通信・情報	拡声	スピーカー 天井埋込形	25 (20)	事後保全
	自動火災報知	火報受信機、感知器	25 (20)	予防保全
空調	空気調和機	マルチパッケージ形空調機	20 (15)	予防保全
換気	換気機器送風機	消音ボックス付送風機	30 (20)	予防保全
給排水衛生	給水給湯配管類	ビニール管 30A	25 (20)	予防保全
	給水給湯タンク類	鋼板製貯湯タンク	20 (20)	予防保全
	衛生陶器類	洋風便器、和風便器、小便器、洗面器	40 (30)	事後保全
	水栓	水栓類	40 (15)	事後保全
消火	屋内消火栓	屋内消火栓	40 (30)	予防保全
	消火配管類	塩ビライニング鋼管	30 (30)	予防保全
昇降機	エレベーター	一般エレベーター	30 (30)	予防保全

出典：「平成 31 年版 建築物のライフサイクルコスト」（編集、発行：一般財団法人建築保全センター）

※計画更新周期(年)の括弧内の数値は、「平成 17 年版 建築物のライフサイクルコスト」の値を記載しています。

平成 31 年版と平成 17 年版では、計画更新周期(年)が大きく見直されました。これまで平成 17 年版の計画更新周期を念頭にしており、すでにその計画更新周期を迎えている部位も多くあります。このことから、平成 17 年版も踏まえて検討していく必要があるため、参考に記載しています。

⑤改修の進め方

生徒数の減少はさらに進行することが見込まれることから、学校規模の変更に伴う校舎の減築なども想定しながら、長寿命化改修を進める必要があります。

また、学校施設に求められている、災害時の避難所としての機能を発揮できるよう防災機能の強化、昇降機設置や校内の段差解消、多機能トイレの整備などのバリアフリー化、太陽光発電設備の設置、照明設備のLED化、節水型便器への更新などの省エネルギー化、木質化による温もりのある環境づくりなどについても、可能な限り取り組んでいくこととします。

⑥トイレの改修

学校施設の設備は、これまで必要な改修を実施してきていますが、基本的にはその建物の建築を行った時点の設備水準に依っており、築40年を超える建物が約5割を占める状況のなか、住環境とのギャップが大きくなっています。

特にトイレについては、住宅はもとより、商業施設や、オフィス、駅舎などのトイレの洋式化の状況に比べ、県立学校のトイレは和式便器の割合が高く、より一層の洋式化が必要となっています。また、和式便器のまわりや、床面が濡れた状態で放置される湿式清掃の床は、雑菌が発生しやすく衛生面からも改善が求められます。

学校施設は、児童生徒にとって学習の場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場でもあり、児童生徒がより快適に過ごすことができるよう、早急に改善することが必要です。

このことから、県立学校のトイレについては、大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換など、機能面の向上を早期に図る必要がある部位として位置付け、建物の改修と並行して計画的に進めます。

(参考 各種耐用年数の考え方)

法定耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数 参考：昭和40年大蔵省令第15号 校舎・体育館等 SRC、RC：47年、S：34年、W：22年 平成14年3月25日文科省告示第53号の処分制限期間も同様												
物理的耐用年数	躯体や構成材が物理的原因あるいは化学的原因により劣化し、要求される性能を下回る年数 参考：「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会編・発行） <table border="1"><thead><tr><th></th><th>代表値</th><th>範囲</th><th>下限値</th></tr></thead><tbody><tr><td>高品質の場合</td><td>100年</td><td>80～120年</td><td>80年</td></tr><tr><td>普通品質の場合</td><td>60年</td><td>50～80年</td><td>50年</td></tr></tbody></table>		代表値	範囲	下限値	高品質の場合	100年	80～120年	80年	普通品質の場合	60年	50～80年	50年
	代表値	範囲	下限値										
高品質の場合	100年	80～120年	80年										
普通品質の場合	60年	50～80年	50年										
経済的耐用年数	継続使用するための改修費その他の費用が、改築費用を上回る場合												
機能的耐用年数	使用目的が当初用途から変更したり、技術革新や社会的要請が向上して陳腐化する年数												

5 基本的な方針等をふまえた施設整備の水準等

長寿命化改修等を実施する際、改修の具体的な内容は、個々の建物の老朽化の状況や使用状況を把握した上で決定しますが、建物の部位ごとに統一的な整備水準を定めます。

部位ごとの主な整備水準

部位	整備水準
屋上	屋上防水を更新、主要な部分は耐久性、省エネ性の高い防水材で更新
外装	外壁：浮き、クラック補修の上、高耐久・高弾性の塗料で全面塗装、窓枠周り等の隙間を埋める目地材（シーリング、コーティング）の更新、必要に応じてガラス周りの隙間を埋める目地材（シーリング、コーティング）の更新 樋：塗り替え、必要に応じて更新
内装	床：ビニル床タイル（Pタイル）を長尺ビニル床シートに張り替え、塗床は塗り替え 幅木：木製幅木は塗り替え、ビニル幅木は更新 壁：塗装を塗り替え、必要に応じて石膏ボードの張り替え 天井：木下地を軽量鉄骨下地に変更の上、化粧石膏ボードに張り替え 間仕切：教室-廊下間の木間仕切を鋼製間仕切（スチールパーテーション）に更新 ガラス：廊下に面するガラスを強化ガラスに更新、または飛散防止フィルム張り 防火設備：防火戸塗り替え、ぐる戸がない等既存不適格※は防火設備の更新 階段：手すり設置、ノンスリップ更新
電気設備	照明をLED照明器具に更新、絶縁抵抗が低下している場合は電気配線を更新、受変電設備や分電盤等は必要に応じて改修・更新
空調設備	更新（設置後20～25年経過を目途）
給排水設備	給排水管、衛生器具の更新、24時間換気設備がない等既存不適格※は改修、受水槽や消火設備等は必要に応じて改修・更新
トイレ	床：長尺ビニル床シートによる乾式化、バリアフリー化 壁：既存タイル撤去後、耐水性・耐候性のある化粧板等で更新 天井：木下地を軽量鉄骨下地に変更の上、化粧石膏ボードに張り替え 便器：小便器は節水型に更新、大便器は洋式便器（節水型）に更新 ブース：耐水性・耐候性のある化粧板等で更新 手洗設備：洗面器は更新、水栓は自動水栓に更新 電気設備：照明は人感センサー付きLED照明器具に更新、各ブースにコンセント設置 給排水設備：必要に応じて、縦配管、土間配管等を更新
エレベーター	更新（設置後25年経過を目途に検討）

※既存不適格（きそんふてきかく）は、建築・完成時の法令等の基準で合法的に建てられた建築物で、その後、法令の改正などにより、現行法に対して不適格な部分が生じた建築物のことをいいます。現況のまま使い続けることは可能ですが、大規模修繕や建て替え時にはその時点の建築基準法に従うことを求められます。

6 長寿命化の実施計画

(1) 実施計画の策定

本計画に基づいて、令和元年度中に具体的な長寿命化改修方策を記載した実施計画を策定し、実施計画に基づいて、令和2年度から改修に着手します。

なお、実施計画については、状況の変化に柔軟に対応できるよう4年ごとに策定し、その計画期間中であっても、劣化の進行状況や工事の進捗状況等、必要に応じて見直しを実施していきます。

(2) 改修等の優先順位付け

建物の長寿命化を進めていくためには、コンクリート等の構造躯体の劣化を抑えることが最も重要であることから、構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える屋上や外壁などの老朽化対策を優先して実施することが必要です。

そのため、劣化状況調査の結果について、全体的な劣化状況とともに劣化している部位に着目して早期改修の必要性を考慮することを基本しながら、築年数、建物や設備の耐用年数、定期点検の結果、これまでの改修の実施状況等のデータの確認や現地確認を行ったうえで、改修を実施する建物の優先順位を判断し、建物の予防的保全と機能向上(回復)を同時に図る長寿命化改修を計画的に進めます。

トイレ改修については、その対象を学校のトイレの洋式化率で一律に判断するのではなく、現在の生徒数をもとに洋便器の不足の実態を考慮したうえで、洋便器の不足の度合いが高い学校を優先して実施することを基本とします。また、改修に際しては生徒の利用頻度の高いトイレを優先して改修できるよう取組を進めます。

7 長寿命化計画の継続的運用方針

効率的かつ効果的な施設整備を進めていくためには、①施設の点検・評価によって現状を的確に把握した上で、それをふまえた計画を策定(Plan)、②計画に基づき、適切な改修や日常的な維持管理等を実施し(Do)、③整備による効果の検証を継続的に行うとともに、より効果的な整備手法など改善すべき点について課題を整理し(Check)、④次期計画に反映していく(Action)、というPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)を確立することが重要です。

このため、計画策定後においても、定期的な劣化状況調査や点検を実施することにより、学校施設の老朽化等の実態把握・評価を継続的に行い、把握した情報や評価結果に基づき、より効果的な整備となるよう計画の見直しを検討していきます。



三重県立学校施設長寿命化実施計画

第Ⅱ期：2024～2027年度

＜中間案＞

三重県教育委員会

2024年7月

目 次

1 実施計画の概要	1
2 第Ⅰ期実施計画の実績及び課題等	2
3 改修等の概要	
3-1 長寿命化改修	5
(1) 改修の内容	
(2) 標準的な工期	
(3) 仮設校舎の取扱い	
3-2 長寿命化改修（トイレ改修）	6
(1) 改修の内容	
(2) 標準的な工期	
(3) 仮設トイレの取扱い	
3-3 減築	7
3-4 建物の集約化	7
3-5 建物の用途変更	7
4 実施箇所の選定	
4-1 長寿命化改修	8
(1) 背景（現状）	
(2) 選定方針	
(3) 実施予定の校舎	
4-2 長寿命化改修（トイレ改修）	9
(1) 背景（現状）	
(2) 選定方針	
(3) 実施予定校	
4-3 建物の集約化	11
(1) 背景（目的）	
(2) 実施予定校	
4-4 建物の用途変更	11
(1) 背景（目的）	
(2) 実施予定校	

【参考資料】

(資料 1) 優先的な改修が必要な部位の劣化状況	12
(資料 2) 洋式便器の設置状況	14
(資料 3) 長寿命化改修実施対象建物一覧	15

1 実施計画の概要

「三重県立学校施設長寿命化計画」（令和2年3月策定）に基づき策定した「三重県立学校施設長寿命化実施計画」（第Ⅰ期：令和2（2020）～令和5（2023）年度）の期間が満了することから、新たに今後4か年の実施計画（第Ⅱ期：令和6（2024）～令和9（2027）年度）を策定し、引き続き、県立学校の長寿命化改修を実施することとする。

ただし、計画期間中にあっても、建物の老朽化の進行状況や、工事の進捗状況等により必要が生じた場合は隨時見直しを行う。

長寿命化改修においては、老朽化対策に加えて機能向上改修も併せて行うことが求められるが、現時点ですでに、築40年以上経過している建物が約5割あり、また、今後10年以内には、全施設の約8割が築40年に達する状況においては、限られた財源の中、まずは老朽化対策を優先して実施し、より多くの建物の劣化の進行を抑える必要がある。

そのため、今計画期間中は、第Ⅰ期計画期間に引き続き、屋上防水や外壁など、その部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部分の老朽化対策を重点的に実施することとする。加えて、空調設備等、不具合が発生すると学校運営に支障をきたす恐れがある設備の老朽化対策についても、予防保全として重点的に実施することとする。

また、特に住環境とのギャップが著しいトイレについても、重点的に洋式化を図っていく必要があることから、第Ⅰ期計画期間に引き続き、並行してトイレの改修を進めることとする。

建物の集約化や用途変更による整備についても、順次進めていくこととする。

2 第Ⅰ期実施計画の実績及び課題等

(1) 実績

第Ⅰ期実施計画（令和2（2020）～令和5（2023）年度）における長寿命化改修については、屋上防水や外壁など、その部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部分の老朽化対策を重点的に実施した。改修効果を最大限にするため、使用頻度のもっとも高い普通教室を含む建物と、老朽化により雨漏被害等が深刻になっている建物を優先的に実施した。

のべ41棟の校舎の工事を計画したが、学校運営に支障をきたすような緊急性の高い工事の必要性の判明、他の同棟工事との工事時期の調整、必要な工事内容が想定と大きく相違等の理由により、一部について実施校舎や内容の見直し・変更を行い、同数の工事を実施した。

<長寿命化改修>

計画 41 棟

R2	R3	R4	R5
桑名#1 飯野#1 津東(管理特別教室棟・特別教室棟・普通教室棟) 津商業(渡り廊下) 伊勢まなび(体育館) 伊賀白鳳(第1実習棟) 伊賀白鳳(第3実習棟) (尾鷲(プール))	桑名#2 飯野#2 桑名西(体育館) 桑名工業(管理教室棟) 桑名工業(特別教室棟) 川越(体育館) 白子(文化棟) 松阪(教室棟) 伊勢(普通教室棟・特別教室棟) 伊賀白鳳(第2実習棟) 伊賀白鳳(第4実習棟) 尾鷲(普通教室棟・特別教室棟) 杉の子(管理教室棟) (四日市南(プール(解体)))	桑名#3 飯野#3 四日市南(教室棟) 四日市南(管理特別教室棟) 四日市商業(普通教室棟) 亀山(教室棟) 亀山(特別教室棟) 津(教室棟) 松阪(教室棟) 伊勢(特別教室棟) 上野(普通教室棟) 尾鷲(普通教室棟・特別教室棟)	桑名#4 四日市(管理棟・教室棟) 四日市(図書館棟) 四日市中央工業(管理教室棟) 四日市中央工業(屋内プール棟) 神戸(普通教室棟) 石薬師(特別教室棟) 津工業(普通教室棟) 相可(普通教室棟・特別教室棟)
7棟	13棟	12棟	9棟

実施 41 棟

R2	R3	R4	R5
桑名(普通特別教室棟) #1 飯野(管理普通教室棟) #1 津東(管理特別教室棟・特別教室棟・普通教室棟) 津商業(渡り廊下) 伊勢まなび(体育館) 伊賀白鳳(第1実習棟) 伊賀白鳳(第3実習棟) 四日市中央工業(管理教室棟) 白子(文化棟) (尾鷲(プール))	桑名(普通特別教室棟) #2 飯野(東トイレ・階段・渡り廊下) #2 桑名西(体育館) 桑名工業(管理教室棟) 桑名工業(特別教室棟) 川越(体育館) 松阪(教室棟) 伊勢(普通教室棟・特別教室棟) 伊賀白鳳(第2実習棟) 伊賀白鳳(第4実習棟) 尾鷲(普通教室棟・特別教室棟) 杉の子(管理教室棟) (四日市南(プール(解体)))	桑名(普通特別教室棟) #3 四日市南(教室棟) 四日市南(管理特別教室棟 (渡り廊下)) 四日市商業(普通教室棟) 石薬師(特別教室棟) 亀山(教室棟) 亀山(昇降口) 津(教室棟) 伊勢(特別教室棟) 上野(普通教室棟) 尾鷲(普通教室棟・特別教室棟 2)	桑名(普通特別教室棟) #4 四日市(図書館棟) 四日市中央工業(屋内プール棟) 津工業(普通教室棟) 相可(普通教室棟・特別教室棟) 桑名西(エレベーター) 名張(受変電設備、空調) 伊賀白鳳(受変電設備) 伊賀つばさ(空調)
9棟	12棟	11棟	9棟

トイレ改修については、令和2年度から設計に着手し、令和6年度までの5年間で全県立学校における使用頻度のもっとも高い普通教室棟（H R教室のある建物）のトイレの便器の洋式化、床の乾式化が行えるよう取組を進めた。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、一部計画を前倒し、令和5年度までに47校で工事を実施、衛生環境は大きく改善した。また、多機能トイレについては、令和4年度までにすべての県立学校における設置が完了した。

設計の際、学校生活で多くの時間を過ごす子どもたちの声を反映させた事例もあった。引き続き、利用する子どもたちの意見などもふまえ取組を進めていく。

<トイレ改修>

計画 41校

R2	R3	R4	R5
桑名 飯野	桑名工業 四日市四郷 四日市農芸 稲生 久居 松阪 松阪商業 伊勢 尾鷲 みえ夢学園	桑名北 四日市 四日市南 四日市商業 亀山 津 津東 津商業 宇治山田 明野 上野	桑名西 四日市中 央工業 神戸 白子 津西 津工業 久居農林 相可 宇治山田商業 川越 四日市工業 北星 いなべ総合学園 松阪工業 名張 四日市西 飯南 紀南
2校	10校	11校	18校

実績 47校

R2	R3	R4	R5
飯野	桑名 桑名工業(屋外トイレ含) 久居 四日市農芸 稻生 四日市四郷 松阪 松阪商業 伊勢 尾鷲 みえ夢学園 桑名北 四日市 川越 津東 津商業 明野	四日市南 四日市商業 亀山 津 宇治山田 上野 四日市工業 桑名西 津西 久居農林 宇治山田商業	いなべ総合学園 四日市西 菰野 四日市中 央工業 神戸 白子 津工業 松阪工業 飯南 相可※ 伊勢工業 名張 伊賀白鳳 木本 鳥羽 志摩 紀南 北星
1校	17校	11校	18校

※相可高校については、令和5年度着手、R6年度完成予定。

(2) 課題等

第Ⅰ期実施計画期間中に把握した課題や、同計画策定時からの環境の変化としては、次のようなものが挙げられる。第Ⅱ期実施計画においては、これらにも留意して取り組む必要がある。

全般	<ul style="list-style-type: none"> ●「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」等に鑑み、令和5年度から、学校施設における三重県発注工事において、月2回土日完全週休2日制での工事発注を実施することとなったため、工事期間が以前に比べ長期化しつつある。 ●令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため県立学校の臨時休業期間が設定されたことに伴い、夏季休業が短縮されたが、学校における工事期間は夏季休業期間を中心であることから、工期や工事内容の変更を行った。今後も、同様の事態が生じる可能性がある。 ●令和2年度にバリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）が改正され、学校施設においてもバリアフリー化の一層の推進が求められている。 ●工事内容の詳細検討の際、検討や調整に想定を超える時間が必要であることが判明したり、想定を超える改修が必要であることが判明し、計画どおり進められないことがある。 ●令和2年11月、盲学校及び聾学校を移転整備すること、また、令和4年10月、県立の夜間中学を設置することを公表。
長寿命化改修	<ul style="list-style-type: none"> ●築40年以上経過し、現に雨漏被害等が深刻になっている建物が複数ある一方で、年に着手できる改修工事の数は限られるため、改修時期が遅延する。 ●定期点検等により、老朽化が進んでいる電気・給排水設備等が判明している。 ●令和3年3月に「三重県地球温暖化対策総合計画」が策定されるなど、脱炭素社会の実現をめざした取組が一層求められており、学校施設においても、温室効果ガスの排出量を削減するため、照明設備のLED化や太陽光発電設備の整備が必要となっている。 ●令和2年度に全ての県立学校の普通教室への空調設備の設置が完了するとともに、県立学校の空調設備の経費を公費で負担することとなったが、気候変動により夏季の気温が上昇しつつある中、熱中症対策としても空調設備の計画的な更新等が必要となっている。
トイレ改修	<ul style="list-style-type: none"> ●普通教室が複数棟に分かれている学校では、洋式化改修がされていない棟がある。 ●学校や棟・設置場所により、使用頻度や劣化状況等にはらつきがある。

3 改修等の概要

3-1 長寿命化改修

(1) 改修の内容

長寿命化改修は、劣化した部位を単に建築時の状態に戻すだけでなく、機能や性能を現在の学校に求められている水準まで引き上げて改修するもので、以下の視点に基づき必要な部位の改修を実施する。

①耐久性の向上

・屋上防水、外壁、内部仕上の更新

(浮き・クラック補修の実施、コンクリート中性化・鉄筋の腐食対策の実施)

・電気・給排水設備、配線、配管の更新等

(露出配管により維持管理、設備更新の容易性を確保)

②機能・性能の向上

・省エネルギー化・脱炭素化の推進

(屋上防水の断熱性能向上、照明設備のLED化、節水型便器への更新、太陽光発電設備の導入に向けての調査等)

・バリアフリー化の推進

(階段手摺の設置、エレベーターの設置等)

・快適性の向上

(トイレ改修(便器の洋式化、床の乾式化、温水洗浄便座設置等)、

24時間換気設備の設置、空調設備の更新等)

(2) 標準的な工期

改修工事中は、騒音の発生や教室等の使用制限が少なからず発生するため、夏季休業期間を中心とした工事実施を基本とし、部位や階層ごとに2～3期（約2～3年）に分けて実施するなど、学校と協力して、教育活動への影響が最小限となるように努める。

①外部改修

台風シーズン終了後、もしくは夏季休業期間を中心に、屋上防水改修や外壁改修を実施する。屋上防水改修で全面に外部足場の設置を必要とする場合は、原則として外壁改修も併せて行うものとする。
(工期：約3～5か月)

②内部改修

夏季休業期間を中心に、階層ごとに工事を実施する。なお、夏季休業期間との前後の数日間は、当該階の教室は使用不可となる可能性があるため、一時的に他の階のレイアウトの変更をするなどして、授業を実施する。

(工期：約2～3か月／階層)

また、改修時にトイレ改修もあわせて実施する場合は、夏季休業期間に解体に着手し、配管が連続する縦系統の男女各 1 系統ずつを実施する。工事期間中は使用不可となるため、別棟のトイレを活用し対応する。（工期：約 4～5 か月）

（3）仮設校舎の取扱い

仮設校舎は、原則建設しない。改修規模にもよるが、仮設校舎の建設には改修経費の 3～4 割にあたる経費が余分に必要となることから、原則、仮設校舎の建設は行わず、仮設校舎建設にかかる経費を他の長寿命化改修に要する経費に充て、より多くの建物の改修を図る。

やむを得ず仮設校舎を建設する場合においても、必要最小限のものを複数年設置するなど仮設校舎に必要な経費を圧縮する。

【仮設校舎を設置する事例】

- ・レイアウト変更などをして、工事中の教室の確保が困難と判断される場合
- ・改修面積が大きく、夏季休業期間に工事が終わらないなど、学校運営に大きく支障をきたす場合

3-2 長寿命化改修（トイレ改修）

（1）改修の内容

トイレ改修は、住環境とのギャップが大きく、また、衛生面、省エネルギーなどの観点から重点的に取り組んでいく必要があるため、老朽化対策の改修と並行して進めることとする。使用頻度のもっとも高い普通教室を含む建物のトイレ（男女各縦 1 系統）については、令和 6 年度までに全校で整備完了を予定しており、令和 7 年度以降においては、使用頻度やこれまでの改修履歴等を考慮したうえで、普通教室が複数棟に分かれている学校等の改修を、以下の視点に基づき実施する。

①耐久性の向上

- ・給水管、排水管の更新
(露出配管や設備用面台の設置等により維持管理、更新の容易性を確保)
- ・床、壁材、トイレブースの更新
(トイレ用ビニル床シートや化粧板等の採用により防汚性、耐薬品性、清掃の容易性を確保)

②機能・性能の向上

- ・衛生性の向上
(全洋式便器化、床の乾式化による菌の発生抑制、自動洗浄による非接触化、汚れが付着しにくい素材への更新)
- ・快適性の向上

- (便器の洋式化、床の乾式化、温水洗浄便座、暖房便座等の設置)
- ・省エネルギー化の推進
- (節水型便器等への更新、トイレ用擬音装置の設置、照明設備のLED化)

(2) 標準的な工期

改修工事中は、騒音の発生やトイレの使用制限が発生するため、長期休業期間（特に既設トイレ等の解体作業）を中心とした工事実施を基本とし、系統ごとに分けて実施するなど、学校と協力して、教育活動への影響が最小限となるように努める。

(工期：約4～5ヶ月)

(3) 仮設トイレの取扱い

仮設トイレは、原則設置しない。仮設トイレは屋外にしか設置できず、トイレまでの距離が別棟のトイレまでの距離と大きく変わらないため効果が得られにくいことや、夏季休業期間を中心とした工事実施を基本とするため影響期間が短いことから、別棟のトイレを活用し対応する。

3-3 減築

建築時と比較して学級数が大幅に減少したこと等により、空き教室など未利用施設の割合が高い学校については、空き教室等の有効活用について十分に検討した後、必要に応じて減築を実施し、維持管理の負担軽減を図る。

3-4 建物の集約化

学校の再編や整備、または老朽化等による建物の更新にあたっては、学校施設の適正な規模や配置を考慮の上、建物の集約化を図ることで、更新費用や維持管理経費の削減に努める。

3-5 建物の用途変更

建物を新築するのではなく、既存建物の用途を変更し、新たな用途で建物や設備等を使用することにより、経費削減を図る。

4 実施箇所の選定

4-1 長寿命化改修

(1) 背景（現状）

旧耐震基準で建築された建物(昭和56年以前に建築)のうち、耐震診断により耐震性が不足しているとされた建物は平成9年度から平成24年度にかけて耐震改修を実施しており、その際、構造躯体の補強に併せて、内部仕上げや電気設備、給排水設備の改修を実施するとともに、劣化状況に応じて屋上防水、外壁改修等についても大規模改修を実施している。

一方、耐震診断により耐震性を有するとされた建物や、新耐震基準で建築された建物(昭和57年以降に建築)は、大規模な改修を行っていない。

本計画策定のための基礎調査として、平成29年度から平成30年度にかけて屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備の部位ごとの劣化状況調査を全県立学校で実施し、建物ごとの劣化状況を評価したところ、築年数、大規模改修の実施の有無からは劣化の状況を一概に判断することはできなかった。

(2) 選定方針

今計画期間中の長寿命化改修については、改修効果を最大限にするため、使用頻度のもっとも高い普通教室を含む建物の改修を優先的に実施する。

また、屋上防水や外壁など、その部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部位の長寿命化改修を優先的に実施するほか、内部仕上や電気、給排水設備などの部位については、その劣化の進行状況等に応じて、あわせて長寿命化改修を行うかどうかを隨時、判断することとする。加えて、設備の劣化が激しい場合における耐用年数等をふまえた設備のみの更新や計画的なエレベーターの設置・空調設備の更新等を実施する。

なお、改修を実施することとした建物を保有している学校において、他に長寿命化改修の実施の検討を要する建物がある場合は、同時に施工することが望ましいかを判断し、長寿命化改修の工期内において、できる限り長寿命化改修を実施するものとする。

(3) 実施予定の校舎

第Ⅱ期に着手する予定の建物を次のとおりとする。

改修に着手する建物は、築年数と屋上防水、外壁等の優先的な改修が必要な部位の劣化に着目して作成したリスト（資料1）から抽出した使用頻度の高い普通教室を含む建物と、老朽化により雨漏被害等が深刻になっている建物について、あらためて現地調査を行い、優先順位を判断した。

エレベーターの設置については、学校の状況に応じて、未設置校の中から選定し実施する。

空調設備については、普通教室等における空調設備の使用状況や劣化状況等を考慮して設置から20年経過したものを更新する。なお、特別教室等への新規設置については、各室の使用頻度等に応じ、別途整備を推進・検討していく。

〈長寿命化改修〉

R6	R7	R8	R9
朝明（屋体2） 四日市農芸（校舎3） 神戸（校舎1） 松阪（校舎1） 松阪工業（校舎2） 宇治山田（校舎1） 宇治山田商業（校舎4）	桑名北（校舎2） 四日市（校舎2） 四日市南（校舎3） 四日市南（校舎4） 朝明（校舎1） 白山（屋体1） 松阪工業（校舎5） 宇治山田（校舎2） ^{#1} 明野（校舎2） 尾鷲（校舎3） くわな（屋体1）	桑名北（校舎1） 四日市中央工業（校舎5） 四日市西郷（屋体2） 龜山（校舎1） 津（校舎3） 久居（校舎2） 宇治山田（校舎2） ^{#2} 名張青峰（校舎1） 名張青峰（屋体1） 木本（校舎3）	四日市商業（校舎1） 菰野（校舎3） 菰野（校舎2） 石葉師（屋体2） 神戸（校舎3） 水産（校舎2） 伊賀白鳳（校舎1） 伊賀白鳳（屋体1） 西日野にじ学園（校舎1）
7棟	11棟	10棟	9棟

※¹網掛の建物はトイレ改修もあわせて実施する。

※² [#]は工事が複数年にわたることが想定される場合の工事期を示す。

※³具体的な建物名称等は(資料3)参照。

〈エレベーター設置工事〉

R6	R7	R8	R9
—	—（設計のみ実施）	1校	1校
※エレベーター未設置校は高等学校25校			

〈空調設備の更新工事〉

R6	R7	R8	R9
北勢きらら学園 伊賀つばさ学園	伊勢 神戸 杉の子 ^{#1}	桑名 津東 宇治山田 あけぼの学園 杉の子 ^{#2}	桑名西 久居 松阪商業 志摩 上野 かがやき ^{#1}
2校	3校	5校	6校

※[#]は工事が複数年にわたることが想定される場合の工事期を示す。

4-2 長寿命化改修（トイレ改修）

（1）背景（現状）

学校施設のトイレは、建物の建設時期の生徒数や整備水準に基づき整備が行われ

ているため、元々は和式便器が大半であるなど、改修が必要となっていた。また、建物建設後は、耐震改修に併せて行ったトイレの大規模改修など、生徒の状況をふまえた学校要望に応じて洋式トイレや乾式清掃の床への改修を行ってきたため、各学校のトイレの整備状況にはばらつきがある状態となっている。

(2) 選定方針

トイレ改修は、屋上防水や外壁などの老朽化対策の改修とあわせて行うが、迅速に進捗を図る必要があったことから、第Ⅰ期計画の時点で、老朽化対策の改修と並行して着手し、令和6年度までに全校において、使用頻度のもっとも高い普通教室を含む建物のトイレ（男女各縦1系統）の整備が完了するよう計画している。令和7年度以降は、使用頻度やこれまでの改修履歴等を考慮したうえで、普通教室が複数棟に分かれている学校等の改修に着手する。

長寿命化改修として、トイレの改修を優先的に実施する学校は、便器の洋式化率で一律に判断するのではなく、改修履歴や劣化状況、現在の生徒数をもとに洋式便器の不足の実態を考慮したうえで、洋式便器の充足の度合いが低い学校から改修に着手できるよう取組を進めている。また、改修に際しては、「みんなのトイレ」※についても、学校からの要望に応じて設置を検討する。

なお、建物の面積上、長寿命化改修の対象でない屋外トイレについても、並行して改修を進めていく。

※ 「みんなのトイレ」…性別を気にせず使える男女共用の個室トイレで、個室内には、手洗い、鏡、フィッティングボードなどを設置する。

(3) 実施予定校

第Ⅱ期に着手する予定のトイレを次のとおりとする。

実施予定校は、現在の生徒数をもとに洋便器の不足状況（資料2）を調査し、使用頻度の高い普通教室を含む建物のトイレの改修履歴を確認のうえ、使用状況や老朽化の状況について、あらためて現地調査を行い、優先順位を判断した。

R6	R7	R8	R9	
朝明 昂学園 名張青峰 水産 くわな 西日野にじ学園 稻葉※ 東紀州くろしお学園・おわせ	白山 南伊勢・度会 あけぼの学園 伊勢まなび 伊賀つばさ学園 玉城わかば学園 城山	川越 四日市 四日市南 津商業 津東 四日市農芸※	龜山 津 上野 西日野にじ学園	桑名 菰野 松阪商業 名張
15校	6校	4校	4校	

※網掛は長寿命化改修にあわせてトイレ改修を行う予定の学校を示す。

※R6の稻葉特別支援学校とR7の四日市農芸高等学校については、屋外トイレ改修。

4-3 建物の集約化

(1) 背景（目的）

盲学校および聾学校の校舎は、築50年以上が経過しており、老朽化が進んでいる。あわせて、聾学校は津波浸水想定区域内に立地しており、安全対策が必要な状況にある。移転し、集約することで、これらの課題を解消するとともに、維持管理経費や更新費用等の削減を図る。

(2) 実施予定校

盲学校及び聾学校（令和8年度に集約し、津市城山一丁目地内に新築及び移転予定）

注）現時点での実施予定校であるため、今後、当計画期間中に、新たな実施予定校が生じた場合は、別途、整理するものとする。

4-4 建物の用途変更

(1) 背景（目的）

県立の夜間中学の開設に際し、新たな学校施設を設けるのではなく、既存の学校施設を有効活用することとし、一部を改修の上、転用する。

(2) 実施予定校

みえ夢学園高等学校（敷地内に令和7年度から夜間中学が設置される予定）

注）現時点での実施予定校であるため、今後、当計画期間中に、新たな実施予定校が生じた場合は、別途、整理するものとする。

【参考資料】

(資料 1) 優先的な改修が必要な部位の劣化状況

築年数が40年以上経過しており、劣化度調査の部位別判定において、

- ・屋根・屋上、外壁、内部仕上 : すべて C or D判定
- ・屋根・屋上、外壁 : すべて C or D判定 (内部仕上はA or B)
- ・屋根・屋上 : C or D判定 (外壁はA or B)
- ・外壁 : C or D判定 (屋根・屋上は A or B)

※ A : 概ね良好、B : 部分的に劣化、C : 広範囲に劣化、D : 早急に対応要
の条件に該当する建物を、以下のとおり整理する。(順不同)

部位別劣化状況による抽出(築40年以上の建物) ※基準: 2019年			
(屋根・屋上、外壁、 内部)	(屋根・屋上、外壁)	(屋根・屋上)	(外壁)
桑名(校舎1)、飯野(校舎1)、松阪(校舎3)、伊勢(校舎1)、伊勢(校舎2)、杉の子特支(校舎1)	桑名工業(校舎1)、相可(校舎1)、伊賀白鳳(校舎3)	四日市南(校舎2)、石薬師(校舎2)、龜山(校舎2)、龜山(校舎3)、尾鷲(校舎2)	桑名西(体育館)、四日市南(校舎1)、四日市中央工業(校舎1)、津(校舎2)、津東(校舎1)、上野(校舎2)、伊勢まなび(体育館)
桑名北(校舎2)、四日市中央工業(校舎5)、四日市商業(校舎1)、神戸(校舎3)、宇治山田商業(校舎4)	桑名北(校舎1)、四日市農芸(校舎3)、津(校舎3)、明野(校舎2)、伊賀白鳳(武道場)	四日市(校舎2)、四日市南(校舎3)、朝明(体育館)、菰野(校舎3)、神戸(校舎1)、石薬師(体育館)、龜山(校舎1)、松阪工業(校舎2)、水産(校舎2)、伊賀白鳳(校舎1)、尾鷲(校舎3)、木本(校舎3)、西日野(じゆじやく)(校舎1)	朝明(校舎1)、宇治山田(校舎1)、宇治山田(校舎2)、わな特支(体育館)
朝明(武道場)、四日市中央工業(校舎3)、津工業(校舎1)、飯南(寄宿舎)、上野(寄宿舎)、尾鷲(校舎4)、聾学校(校舎2)、度会特支(寄宿舎)	久居農林(校舎3)、鳥羽(校舎1)、志摩(校舎1)、紀南(校舎2)、盲学校(校舎1)、盲学校(寄宿舎)	桑名(校舎2)、桑名西(校舎1)、桑名工業(校舎3)、四日市農芸(校舎1)、四日市中央工業(校舎4)、飯野(校舎2)、龜山(校舎4)、津西(武道場)、津工業(校舎5)、伊勢(部活1)、宇治山田商業(校舎1)、明野(校舎1)、明野(校舎4)、水産(校舎4)、水産(寄宿舎1)、上野(校舎3)、名張(校舎4)、尾鷲(校舎6)、木本(校舎1)、木本(校舎2)、木本(校舎4)、聾学校(校舎3)、かがやき特支(校舎1)、くわな特支(校舎1)、度会特支(校舎1)	桑名(校舎4)、桑名(校舎5)、桑名北(武道場)、四日市西(校舎1)、四日市中央工業(WL場)、四日市商業(校舎2)、神戸(校舎2)、神戸(武道場)、白子(校舎3)、久居農林(寄宿舎)、伊勢(武道場)、志摩(校舎2)、志摩(校舎3)、名張(校舎3)、尾鷲(武道場)、尾鷲(武道場光ヶ丘)
19棟	14棟	44棟	28棟

※¹第Ⅰ～Ⅱ期は、屋根・屋上、外壁の改修を中心とする10～20棟/年に着手することを想定。

※²使用頻度のもっとも高い普通教室を含む建物を優先的実施を検討。

※³網掛の建物は屋根・屋上の判定がD判定のものを示し優先的実施を検討。

※⁴実線で囲んだ建物は第Ⅰ期実施計画にて改修済、点線で囲んだ建物は第Ⅱ期実施計画にて改修予定。

※⁵すでに雨漏りが発生している建物など実際の劣化状況も確認のうえ検討。

※⁶屋根・屋上または外壁の判定がCまたはD判定として抽出された建物は、内部仕上げの評価がCまたはD判定のものを含むため、内部仕上げの劣化状況も確認のうえ検討。

※⁷改修が必要な建物を保有している学校において、ほかに劣化している部位がある建物がある場合は、同時に部分改修を実施すべきかどうかを検討。

※⁸具体的な建物名称等は(資料3)参照。

(参考)

築年数が30~40年経過の建物で、劣化度調査の部位別判定において、同様の条件に該当する建物を、以下のとおり整理する。(順不同)

部位別劣化状況による抽出(築30~40年の建物) ※基準: 2019年			
(屋根・屋上、外壁、内部)	(屋根・屋上、外壁)	(屋根・屋上)	(外壁)
四日市工業(部室)、久居 (武道場)、尾鷲(校舎7)	桑名北(体育館)、津(部 室)、久居(体育館)、相可 (校舎3)、相可(体育館)	川越(体育館)、伊賀白鳳(校 舎4)、伊賀白鳳(校舎5)、伊 賀白鳳(校舎6) 四日市南(校舎4)、白山(体 育館)、松阪工業(校舎5)、名張 青峰(校舎1)、名張青峰(体 育館)	桑名北(部室)、桑名工 業(校舎5)、神戸(部 室)、稻生(校舎2)、稻 生(武道場)、亀山(体 育館)、上野(校舎4) 名張(校舎6)、紀南(寄 宿舎)、度会特支(校舎 3)
		川越(校舎2)、川越(武道場)、四 日市(校舎4)、四日市四郷(武道 場ほか)、四日市中央工業(校舎 6)、四日市商業(校舎3)、石薬 師(トレーニング場)、飯野(校舎5)、 亀山(校舎5)、津(体育館)、相可 (校舎4)、伊勢工業(武道場ほ か)、宇治山田商業(トレーニング 場)、明野(トレーニング場)、明野(部 室)、南伊勢度会(武道場)、南伊 勢度会(トレーニング場)、あけぼの (校舎3)、名張(校舎5)、名張 (武道場)、名張青峰(校舎5)、名 張青峰(武道場)、城山特支(寄 宿舎)	

3棟

5棟

30棟

10棟

※¹網掛の建物は屋根・屋上防水の判定がD判定のものを示す。

※²実線で囲んだ建物は第Ⅰ期実施計画にて改修済、点線で囲んだ建物は第Ⅱ期実施計画にて改修予定。

※³具体的な建物名称等は(資料3)参照。

(資料2) 洋式便器の設置状況 (R5.3.31現在)

学校名	洋式便器・和式便器の区分(便器毎)							生徒数	旧文科基準を参照した必要数(b)	洋式便器の充足率(a/b)
	洋式便器(内訳)			和式便器	合計(洋式化率)					
	男性用	女性用	兼用							
四日市南	38	13	23	2	32	70 (54.3%)	947	34.1	111.4%	
みえ夢学園	19	4	7	8	25	44 (43.2%)	472	16.7	114.0%	
四日市芸芸	22	8	13	1	36	58 (37.9%)	634	27.5	80.0%	
久居	34	11	21	2	38	72 (47.2%)	622	22.3	152.6%	
桑名北	31	10	20	1	38	69 (44.9%)	578	21.3	145.3%	
四日市商業	51	8	38	5	68	119 (42.9%)	712	34.3	148.9%	
伊勢	34	13	18	3	38	72 (47.2%)	832	29.5	115.4%	
津東	33	11	20	2	43	76 (43.4%)	865	30.5	108.1%	
川越	37	14	22	1	33	70 (52.9%)	912	32.8	112.8%	
松阪商業	36	10	22	4	55	91 (39.6%)	458	19.5	184.9%	
桑名	46	12	24	10	50	96 (47.9%)	1,056	39.4	116.7%	
宇治山田	31	11	20	0	37	68 (45.6%)	632	23.1	134.5%	
津商業	33	6	27	0	64	97 (34.0%)	756	33.3	99.0%	
上野	41	11	24	6	71	112 (36.6%)	865	29.5	139.1%	
四日市四郷	35	11	23	1	32	67 (52.2%)	562	20.7	168.9%	
福生	31	11	19	1	45	76 (40.8%)	552	17.2	180.3%	
四日市工業	35	14	16	5	30	65 (53.8%)	1,013	22.6	155.2%	
明野	34	9	24	1	33	67 (50.7%)	463	20.2	168.0%	
松阪	69	23	40	6	27	96 (71.9%)	877	31.6	218.3%	
四日市	55	15	32	8	44	99 (55.6%)	956	33.5	164.1%	
桑名工業	17	8	5	4	25	42 (40.5%)	465	9.8	174.4%	
桑名西	36	13	21	2	40	76 (47.4%)	829	31.1	115.9%	
宇治山田商業	31	7	19	5	39	70 (44.3%)	512	19.0	162.9%	
津西	68	24	44	0	29	97 (70.1%)	956	32.7	208.1%	
久居農林	32	13	16	3	71	103 (31.1%)	689	24.9	128.3%	
白子	26	11	14	1	51	77 (33.8%)	656	25.4	102.3%	
津	44	11	27	6	29	73 (60.3%)	953	32.0	137.5%	
神戸	32	13	19	0	66	98 (32.7%)	912	34.3	93.4%	
亀山	50	13	31	6	50	100 (50.0%)	632	22.9	218.3%	
飯野	37	9	26	2	19	56 (66.1%)	578	23.5	157.5%	
尾鶴	41	12	26	3	33	74 (55.4%)	480	16.4	249.8%	
北星	19	8	10	1	24	43 (44.2%)	527	18.1	105.0%	
四日市中央工業	15	8	5	2	36	51 (29.4%)	590	12.2	122.7%	
いなべ総合学園	37	12	23	2	31	68 (54.4%)	869	33.4	110.7%	
松阪工業	20	9	9	2	52	72 (27.8%)	663	17.7	112.9%	
津工業	16	11	4	1	29	45 (35.6%)	702	14.9	107.5%	
名張	27	11	12	4	67	94 (28.7%)	607	23.0	117.4%	
四日市西	37	7	22	8	43	80 (46.3%)	776	27.8	133.3%	
紀南	10	4	4	2	30	40 (25.0%)	198	7.0	143.3%	
伊賀白鳳	34	13	13	8	89	123 (27.6%)	725	23.6	144.1%	
あけぼの学園	12	4	6	2	40	52 (23.1%)	221	8.4	142.7%	
木本	28	12	16	0	91	119 (23.5%)	487	17.5	159.9%	
名張育峰	42	9	32	1	11	53 (79.2%)	736	27.1	155.2%	
朝明	28	12	15	1	40	68 (41.2%)	488	16.3	172.1%	
菰野	23	9	13	1	53	76 (30.3%)	433	15.9	144.7%	
飯南	11	4	5	2	43	54 (20.4%)	228	7.2	153.4%	
相可	36	9	23	4	68	104 (34.6%)	560	20.1	179.6%	
伊勢工業	20	9	10	1	25	45 (44.4%)	472	10.8	185.4%	
白山	15	6	8	1	24	39 (38.5%)	238	7.0	215.8%	
志摩	22	10	10	2	53	75 (29.3%)	166	6.0	367.3%	
石薬師	36	17	17	2	35	71 (50.7%)	338	10.1	356.8%	
鳥羽	15	6	8	1	52	67 (22.4%)	143	4.8	309.9%	
南伊勢・庵会校舎	14	7	6	1	52	66 (21.2%)	102	2.8	498.2%	
伊勢まなび	14	5	9	0	24	38 (36.8%)	134	4.5	310.4%	
水産	22	12	9	1	57	78 (27.8%)	196	5.2	427.2%	
昂学園	37	14	18	5	60	97 (38.1%)	167	4.7	780.6%	
南伊勢・南鯨校舎	9	3	5	1	21	30 (30.0%)	23	0.7	1343.3%	
小計(A)	1,758	590	1,013	155	2,441	4,199 (41.9%)	33,213	1,158.0	151.8%	
石薬師分校	6	2	4	0	0	6 (100.0%)	97	3.4	176.7%	
杉の子	15	6	7	2	0	15 (100.0%)	99	3.5	432.9%	
西日野にじ学園	56	19	32	5	9	65 (66.2%)	289	10.1	553.6%	
松阪あゆみ	33	13	19	1	0	33 (100.0%)	189	6.6	498.9%	
鶴学校	18	6	8	4	22	40 (45.0%)	72	2.5	714.3%	
あすなろ分校	10	4	6	0	0	10 (100.0%)	45	1.6	634.9%	
宿業	47	18	28	1	12	59 (79.7%)	193	6.8	695.8%	
伊賀つばさ学園	35	13	17	5	12	47 (74.5%)	135	4.7	740.7%	
北勢きらら学園	28	10	14	3	0	28 (100.0%)	110	3.9	727.3%	
玉城わかば学園	35	10	20	5	20	55 (63.6%)	134	4.7	746.3%	
くわな	53	17	27	9	14	67 (79.1%)	175	6.1	865.3%	
くろしおおわせ分校	11	4	4	3	2	13 (84.6%)	29	1.0	1083.7%	
かがやき	22	8	11	3	27	49 (44.9%)	20	0.7	3142.9%	
坂山	46	12	22	12	4	50 (92.0%)	62	2.2	2119.8%	
東紀州くろしお学園	16	5	8	3	0	16 (100.0%)	35	1.2	1306.1%	
度会	39	14	18	7	0	39 (100.0%)	55	1.9	2026.0%	
草の実分校	11	2	3	6	0	11 (100.0%)	22	0.8	1428.6%	
盲学校	25	12	13	0	15	40 (62.5%)	24	0.8	2976.2%	
小計(B)	506	175	261	69	137	643 (78.7%)	1,785	62.5	809.9%	
合計(A+B)	2,264	765	1,274	224	2,578	4,842 (46.8%)	34,998	1,220.5	185.5%	

(資料3) 長寿命化改修実施対象建物一覧

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (m ²)
1	桑名	校舎1	2	普通特別教室棟	RC	3	3,435
2	桑名	校舎2	1①②、13、14、37	管理棟	RC	3	2,963
3	桑名	校舎3	8	在宅看護実習棟	W	1	232
4	桑名	校舎4	3、4	特別教室棟、普通教室棟	RC	3	2,801
5	桑名	校舎5	5	普通特別教室棟	RC	3	1,866
6	桑名	校舎6	32	特別教室棟	RC	3	770
7	桑名	校舎7	41	立体駐車駐輪場	S	2	453
8	桑名	屋体1	30	体育館	S	2	1,584
9	桑名	屋体2	33	武道場	RC	1	818
10	桑名	部活1	39	部室	S	3	488
11	桑名西	校舎1	2	管理棟	RC	2	821
12	桑名西	校舎2	3、11、14、15	普通教室棟	RC	4	4,035
13	桑名西	校舎3	9、10	普通教室棟	RC	4	5,203
14	桑名西	屋体1	8	武道場	S	1	465
15	桑名西	屋体2	13	体育館	S	2	1,565
16	桑名西	屋体3	21	トレーニング場	S	1	250
17	桑名北	校舎1	1①②③、11	管理普通教室棟	RC	4	5,604
18	桑名北	校舎2	2①②	特別教室棟	RC	4	4,774
19	桑名北	屋体1	3	武道場	S	1	465
20	桑名北	屋体2	7	体育館	S	2	1,568
21	桑名北	屋体3	9	トレーニング場	S	1	250
22	桑名北	部活1	8	部室	S	2	257
23	桑名工業	校舎1	1、9①②、15	管理教室棟	RC	3	3,337
24	桑名工業	校舎2	3	特別教室棟	RC	3	554
25	桑名工業	校舎3	20①②	実習教室棟	RC	2	1,840
26	桑名工業	校舎4	22	特別教室棟	RC	2	820
27	桑名工業	校舎5	26、31	実習教室棟	RC	3	3,173
28	桑名工業	校舎6	30、32	実習教室棟	RC	4	2,284
29	桑名工業	屋体1	27	体育館	RC	2	1,377
30	桑名工業	屋体2	37	武道場	W	1	345
31	桑名工業	屋体3	39	トレーニング場	W	1	250
32	いなべ総合	校舎1	38、40、42	特別教室管理棟	RC	3	9,576
33	いなべ総合	校舎2	36、39	普通教室棟	RC	2	4,518
34	いなべ総合	校舎3	37	図書館棟	RC	4	2,065
35	いなべ総合	屋体1	41、43	体育館、武道場	RC	2	3,351
36	川越	校舎1	1、2	管理教室棟	RC	4	3,136
37	川越	校舎2	3、4①②	特別教室棟	RC	4	4,464
38	川越	校舎3	5	普通教室棟	RC	4	2,181
39	川越	校舎4	12	文化棟	RC	2	198
40	川越	屋体1	6①②③④	体育館武道場	RC	2	2,484
41	川越	部活1	11	部室	RC	2	272
42	四日市	校舎1	2①②③	教室棟、特別教室棟	RC	3	4,207
43	四日市	校舎2	1①②③	管理棟、教室棟	RC	3	5,070
44	四日市	校舎3	26	特別教室棟	RC	3	1,546
45	四日市	校舎4	29①②	教室棟	RC	2	556
46	四日市	校舎5	37	図書館棟	RC	2	1,206
47	四日市	屋体1	27	武道場	S	1	465
48	四日市	屋体2	30	体育館	S	2	1,700
49	四日市	屋体3	38	トレーニング場	W	1	260
50	四日市	部活1	39	部室	S	2	249
51	四日市南	校舎1	2①②	教室棟	RC	3	2,872
52	四日市南	校舎2	1	管理特別教室棟	RC	3	2,439
53	四日市南	校舎3	3①②	特別教室棟	RC	4	1,825
54	四日市南	校舎4	16	教室棟	RC	4	1,183
55	四日市南	屋体1	21	体育館	RC	2	1,704

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(m)
56	四日市南	屋体2	24	武道場	W	1	344
57	四日市南	部活1	19	部室	RC	2	339
58	四日市西	校舎1	1①②	管理棟、HR棟	RC	4	5,283
59	四日市西	校舎2	7①②、8、10	特別教室棟	RC	4	5,822
60	四日市西	屋体1	2	武道場	S	1	465
61	四日市西	屋体2	9	体育館	S	2	1,567
62	四日市西	屋体3	15	トレーニング場	S	1	250
63	朝明	校舎1	3、4、8	管理普通教室棟	RC	4	5,002
64	朝明	校舎2	5、12	特別教室棟	RC	4	4,753
65	朝明	屋体1	2	武道場	S	1	465
66	朝明	屋体2	11	体育館	S	2	1,567
67	朝明	屋体3	14	トレーニング場	S	1	250
68	朝明	屋体4	19	レスリング場	S	1	207
69	朝明	部活1	10	部室	S	2	249
70	四日市四郷	校舎1	1①②	管理普通教室棟、普通教室棟	RC	4	4,942
71	四日市四郷	校舎2	2①②	特別教室棟	RC	4	5,020
72	四日市四郷	屋体1	3、8①②	武道場、レスリング場	S	1	685
73	四日市四郷	屋体2	7	体育館	RC	2	1,611
74	四日市四郷	屋体3	11	トレーニング場	S	1	230
75	四日市四郷	部活1	9	部室	S	2	294
76	四日市農芸	校舎1	44①②③	管理教室棟	RC	3	3,112
77	四日市農芸	校舎2	49、74	環境造園科棟、実習教室棟	RC	3	1,518
78	四日市農芸	校舎3	54①②	理科農業棟、農業特別実習棟	RC	4	3,780
79	四日市農芸	校舎4	69	食品製造農業科棟	RC	3	1,627
80	四日市農芸	校舎5	71	家庭科棟	RC	3	1,674
81	四日市農芸	屋体1	46	体育館	S	2	1,811
82	四日市農芸	屋体2	70	武道場	S	1	345
83	四日市農芸	屋体3	76	トレーニング場	S	1	250
84	四日市農芸	部活1	73	部室	RC	2	249
85	四日市工業	校舎1	30	管理棟	RC	4	7,807
86	四日市工業	校舎2	36	建築科棟	RC	3	1,479
87	四日市工業	校舎3	35	電気電子科棟	RC	3	1,693
88	四日市工業	校舎4	37	物質工学科棟(科学技術棟)	RC	3	1,567
89	四日市工業	校舎5	33①②	自動車科棟	RC	2	1,175
90	四日市工業	校舎6	34	自動車科棟	RC	1	364
91	四日市工業	校舎7	38	物質工学科棟(セラミック棟)	RC	3	2,024
92	四日市工業	校舎8	31	機械科棟	RC	3	2,232
93	四日市工業	校舎9	32	機械科棟	RC	1	663
94	四日市工業	校舎10	52	家庭科棟	RC	2	486
95	四日市工業	屋体1	39	体育館	S	1	1,419
96	四日市工業	屋体2	40	武道場	S	1	465
97	四日市工業	屋体3	50	トレーニング場	S	1	250
98	四日市工業	部活1	49	部室	S	2	331
99	四日市工業	部活2	61	部室	RC	2	221
100	四日市中央工業	校舎1	1①②	管理教室棟	RC	3	3,983
101	四日市中央工業	校舎2	11①②	電気土木棟	RC	2	1,412
102	四日市中央工業	校舎3	6①②	化学工学科棟	RC	1	1,155
103	四日市中央工業	校舎4	3	図書館視聴覚棟	RC	2	428
104	四日市中央工業	校舎5	21	管理教室棟	RC	2	882
105	四日市中央工業	校舎6	24	土木実習棟	RC	3	1,634
106	四日市中央工業	校舎7	27	機械実習棟	RC	3	1,807
107	四日市中央工業	校舎8	28	購買室棟	RC	2	184
108	四日市中央工業	校舎9	31	機械科西実習棟	RC	2	1,514
109	四日市中央工業	校舎10	33	設備システム実習棟	RC	3	2,130
110	四日市中央工業	屋体1	19	ウェイトリフティング場	S	1	200
111	四日市中央工業	屋体2	15	体育館	S	2	1,377

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (m ²)
112	四日市中央工業	屋体3	26	トレーニング場	S	1	250
113	四日市中央工業	屋体4	34	屋内プール棟	S	1	971
114	四日市中央工業	屋体5	35	武道場	S	1	345
115	四日市中央工業	部活1	32	部室	RC	2	204
116	四日市商業	校舎1	1①②③、2、3①②、18	普通教室棟	RC	3	8,340
117	四日市商業	校舎2	16①②	特別教室棟	RC	3	2,589
118	四日市商業	校舎3	22	普通教室・実践室棟	RC	2	720
119	四日市商業	屋体1	25	第1体育館	RC	1	1,702
120	四日市商業	屋体2	29	トレーニング場	S	1	250
121	四日市商業	屋体3	31	武道場	W	1	465
122	四日市商業	屋体4	32	第2体育館(至誠館)	S	1	958
123	四日市商業	部活1	27	部室	RC	2	294
124	菰野	校舎1	8	特別教室棟	RC	3	1,455
125	菰野	校舎2	2①②	普通教室棟	RC	3	1,049
126	菰野	校舎3	1①②	管理普通教室棟	RC	3	2,198
127	菰野	校舎4	19①②③、21、22	特別普通教室棟	RC	4	4,089
128	菰野	屋体1	23	体育館	S	1	1,302
129	菰野	屋体2	26①②	トレーニング場	RC	2	540
130	菰野	屋体3	30	武道場	W	1	344
131	神戸	校舎1	2①②	普通教室棟	RC	3	3,366
132	神戸	校舎2	1①②③④⑤⑥、8、9、10	管理特別教室棟	RC	4	6,672
133	神戸	校舎3	19①②、20	第3棟	RC	3	2,803
134	神戸	屋体1	3	体育館	S	2	1,891
135	神戸	屋体2	23	武道場	S	1	465
136	神戸	屋体3	29	トレーニング場	S	1	250
137	神戸	部活1	33	部室	RC	2	339
138	白子	校舎1	1、2	普通教室棟	RC	3	2,665
139	白子	校舎2	3、32	普通教室棟・特別教室棟	RC	3	1,917
140	白子	校舎3	23、24、25	特別教室棟	RC	4	4,355
141	白子	校舎4	27	管理棟	RC	3	1,247
142	白子	校舎5	34	文化棟	RC	2	396
143	白子	屋体1	26	武道場	S	1	465
144	白子	屋体2	35	体育館	RC	2	1,650
145	白子	部活1	37	部室	RC	2	336
146	石薙師	校舎1	1①②、6	管理普通教室棟	RC	4	4,878
147	石薙師	校舎2	2①②③、9	特別教室棟	RC	4	5,028
148	石薙師	屋体1	5	武道場	S	1	465
149	石薙師	屋体2	7	体育館	S	2	1,566
150	石薙師	屋体3	18	トレーニング場	S	1	250
151	石薙師	屋体4	21	ウェイトリフティング場	S	1	241
152	稻生	校舎1	1①②	管理棟	RC	4	4,348
153	稻生	校舎2	2①②	特別教室棟	RC	4	5,358
154	稻生	屋体1	3	武道場	S	1	465
155	稻生	屋体2	7	体育館(第一)	RC	2	1,611
156	稻生	屋体3	8	トレーニング場	S	1	250
157	稻生	屋体4	11	体育館(第二)	RC	2	1,288
158	稻生	部活1	9	部室	S	2	294
159	飯野	校舎1	1、2	管理普通教室棟	RC	3	3,060
160	飯野	校舎2	5	特別教室棟	RC	3	1,268
161	飯野	校舎3	11、12	普通特別教室棟	RC	4	2,388
162	飯野	校舎4	9	実習棟	RC	3	1,040
163	飯野	校舎5	13	応用学習棟	RC	3	806
164	飯野	校舎6	19	多文化共生棟	W	2	555
165	飯野	屋体1	7	体育館(第一)	S	2	946
166	飯野	屋体2	10、17	体育館(第二)	S	1	649
167	飯野	部活1	18	部室	RC	2	204

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (m ²)
168	亀山	校舎1	5①②	教室棟	RC	3	1,983
169	亀山	校舎2	3①③	教室棟	RC	4	2,742
170	亀山	校舎3	28①②、29、35	特別教室棟	RC	4	4,193
171	亀山	校舎4	36①②、37、38	管理棟	RC	4	3,510
172	亀山	校舎5	40	教室棟	RC	1	626
173	亀山	屋体1	42	体育館	S	1	1,544
174	亀山	屋体2	47	ウェイトリフティング場	S	1	242
175	亀山	屋体3	48	武道場	S	1	345
176	亀山	部活1	46	部室	RC	2	328
177	津	校舎1	1	管理棟	RC	3	1,576
178	津	校舎2	2、20	教室棟	RC	3	2,966
179	津	校舎3	3①②、19	教室棟	RC	3	3,145
180	津	校舎4	5、18	特別教室棟	RC	3	2,347
181	津	校舎5	33	特別教室棟	RC	4	1,735
182	津	屋体1	26	武道場	S	1	465
183	津	屋体2	27	体育館	RC	1	1,647
184	津	屋体3	34	トレーニング場	W	1	259
185	津	部活1	24	部室	RC	2	519
186	津西	校舎1	1、2	普通教室棟	RC	3	2,357
187	津西	校舎2	5、6、16	特別教室棟	RC	3	4,669
188	津西	校舎3	9	管理棟	RC	3	1,994
189	津西	校舎4	10	普通教室棟	RC	3	2,124
190	津西	屋体1	7	武道場	S	1	465
191	津西	屋体2	12	体育館	S	2	1,569
192	津西	屋体3	25	トレーニング場	W	1	250
193	津東	校舎1	1①②③④、5、7	管理特別教室棟、特別教室棟、普通教室棟	RC	4	7,979
194	津東	校舎2	8	特別教室棟	RC	2	1,256
195	津東	校舎3	15	特別教室棟	RC	3	1,080
196	津東	屋体1	11①②	武道場	S	1	493
197	津東	屋体2	22、23	体育館	RC	2	2,214
198	津東	部活1	18	部室	RC	2	339
199	津工業	校舎1	25①②	実習棟	RC	2	1,056
200	津工業	校舎2	26①②	電気科棟、実習棟	RC	2	1,399
201	津工業	校舎3	27①②③	実習棟	RC	3	2,277
202	津工業	校舎4	28	実習棟	RC	2	1,079
203	津工業	校舎5	29	実習棟	RC	2	835
204	津工業	校舎6	33①②	普通教室棟	RC	4	4,413
205	津工業	校舎7	37	管理棟	RC	2	1,153
206	津工業	校舎8	38	実習棟	RC	1	296
207	津工業	校舎9	43	実習棟	RC	3	1,188
208	津工業	屋体1	31	体育館	S	2	1,912
209	津工業	屋体2	39①②	武道場	RC	2	1,161
210	津商業	校舎1	15	商業科教室棟	RC	3	2,460
211	津商業	校舎2	19①②	特別教室棟	RC	4	2,340
212	津商業	校舎3	25	普通教室棟	RC	3	1,524
213	津商業	校舎4	30①②、31	管理特別教室棟	RC	3	2,522
214	津商業	校舎5	40、41	普通教室棟	RC	4	1,857
215	津商業	屋体1	17	武道場	S	1	344
216	津商業	屋体2	28	体育館	S	2	1,587
217	津商業	屋体3	37	トレーニング場	S	1	315
218	久居	校舎1	1①②	管理普通教室棟	RC	4	5,060
219	久居	校舎2	2①②③	特別教室棟	RC	4	4,839
220	久居	校舎3	13	会議室	RC	1	200
221	久居	屋体1	3	武道場	S	1	465
222	久居	屋体2	7	体育館	RC	2	1,611
223	久居	屋体3	11	レスリング場	S	1	839

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (m ²)
224	久居	部活1	9	部室	S	2	267
225	久居	部活2	10	部室	S	2	236
226	久居農林	校舎1	70①②	家庭科特別教室棟	RC	3	2,701
227	久居農林	校舎2	75①②③	普通教室棟	RC	4	2,500
228	久居農林	校舎3	77	農業機械科実習棟	S	1	350
229	久居農林	校舎4	79①②③	管理普通特別教室棟	RC	3	3,585
230	久居農林	校舎5	88	林業科実験実習棟	RC	3	1,854
231	久居農林	校舎6	89①②	農業機械科実験実習棟	RC	3	1,659
232	久居農林	校舎7	92	農業園芸科実験実習棟	RC	3	1,349
233	久居農林	校舎8	94	農業園芸科実験実習棟	RC	2	722
234	久居農林	校舎9	97	畜産科実験実習棟	RC	2	655
235	久居農林	校舎10	110	農業土木棟	RC	2	877
236	久居農林	屋体1	98①②	体育館、武道場	RC	2	2,012
237	久居農林	屋体2	90	ボクシング場	S	1	306
238	久居農林	寄宿舎1	68	宿泊実習棟	RC	2	401
239	久居農林	寄宿舎2	101	寄宿舎	RC	1	249
240	白山	校舎1	2	商業棟	RC	3	1,485
241	白山	校舎2	1①②、3	管理棟	RC	3	3,152
242	白山	校舎3	21①②	家政棟	RC	3	2,069
243	白山	屋体1	26	体育館	S	1	1,320
244	白山	屋体2	31	武道場	S	1	345
245	白山	屋体3	32	トレーニング場	S	1	250
246	松阪	校舎1	2①②	教室棟	RC	3	2,972
247	松阪	校舎2	7、28	特別教室棟	RC	4	2,668
248	松阪	校舎3	3①②、21、22	教室棟	RC	3	2,458
249	松阪	校舎4	4、23	特別教室棟	RC	4	2,103
250	松阪	校舎5	34①②、35	管理棟	RC	3	2,577
251	松阪	校舎6	40	特別教室棟	S	1	232
252	松阪	屋体1	27	体育館	S	2	1,980
253	松阪	屋体2	36	武道場	S	1	465
254	松阪	屋体3	38①②	トレーニング場	RC	2	630
255	松阪工業	校舎1	4	工業化学実習棟	RC	2	1,323
256	松阪工業	校舎2	44	機械科実習棟2	RC	2	1,185
257	松阪工業	校舎3	45	機械科実習棟1	RC	3	1,782
258	松阪工業	校舎4	48	建築デザイン科工業化学科実習棟	RC	3	1,782
259	松阪工業	校舎5	50①②	普通教室棟	RC	4	4,979
260	松阪工業	校舎6	52	管理棟	RC	3	2,050
261	松阪工業	校舎7	56	電気工学科実習棟	RC	3	1,335
262	松阪工業	校舎8	57	自動車科実習棟	RC	3	1,942
263	松阪工業	校舎9	62	自動車科実習棟	S	1	397
264	松阪工業	屋体1	43	体育館	S	2	1,615
265	松阪工業	屋体2	54	トレーニング場	S	1	250
266	松阪工業	屋体3	60	武道場	S	2	689
267	松阪工業	部活1	64	部室	S	2	288
268	松阪工業	寄宿舎1	59	寄宿舎	RC	2	428
269	松阪商業	校舎1	1①②③	普通教室及び管理棟	RC	4	4,644
270	松阪商業	校舎2	5、6、7	特別教室棟	RC	3	2,699
271	松阪商業	校舎3	16	特別教室棟	RC	3	1,215
272	松阪商業	校舎4	18、20	普通特別教室棟	RC	3	1,144
273	松阪商業	屋体1	15	武道場	S	1	345
274	松阪商業	屋体2	19	体育館	RC	2	1,654
275	松阪商業	屋体3	23	トレーニング場	S	1	250
276	松阪商業	部活1	13	部室	RC	2	216
277	松阪商業	部活2	22	部室	S	2	324
278	飯南	校舎1	1	管理棟	RC	2	580
279	飯南	校舎2	3	特別教室棟	RC	2	909

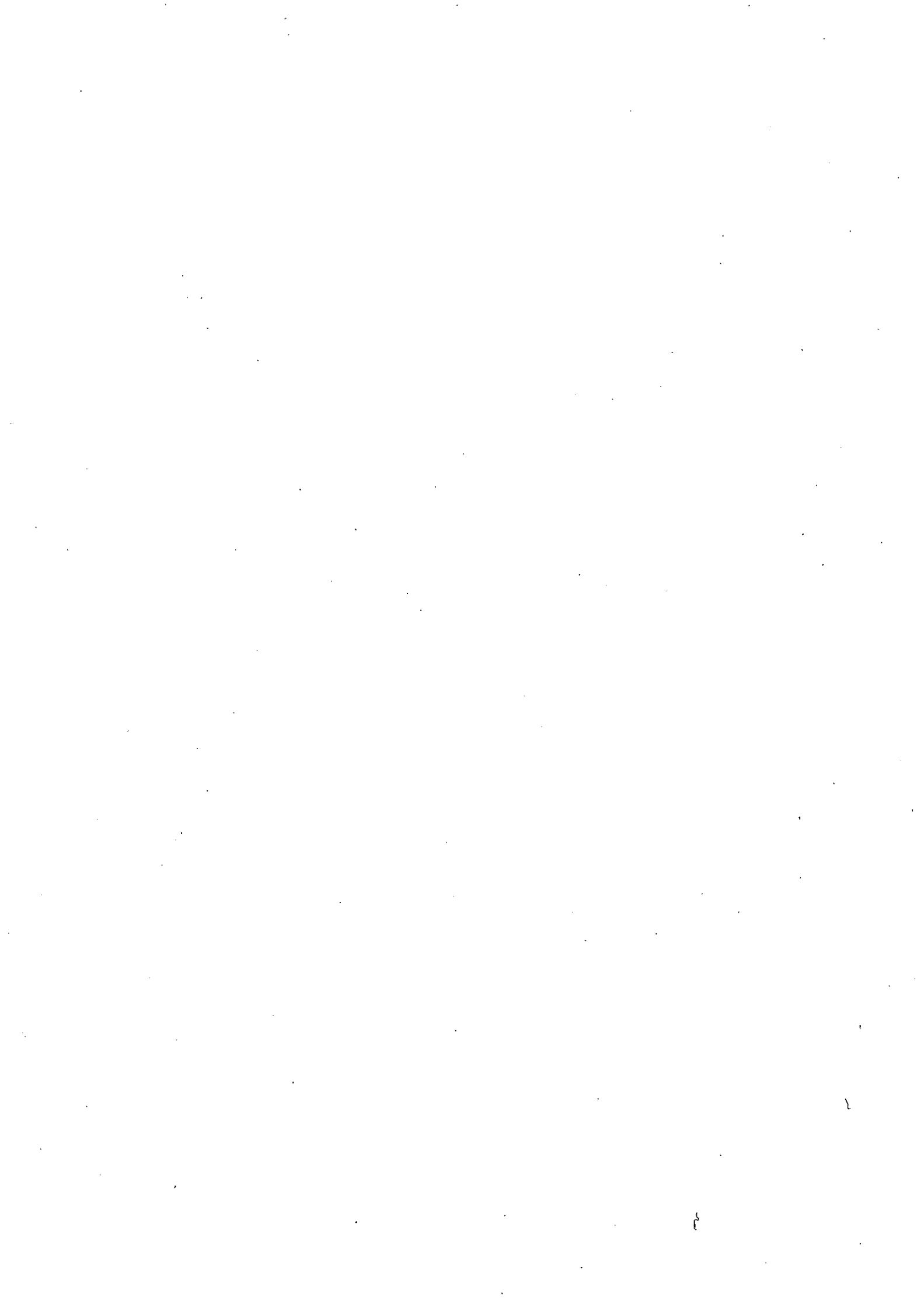
番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(m ²)
280	飯南	校舎3	4	特別教室棟	RC	2	998
281	飯南	校舎4	25	用務員室	RC	1	229
282	飯南	校舎5	26	普通教室棟	RC	3	1,111
283	飯南	校舎6	28①②	特別教室棟	RC	3	1,537
284	飯南	校舎7	40	実習棟	RC	2	1,393
285	飯南	屋体1	20	武道場	S	1	346
286	飯南	屋体2	35	体育館	RC	1	1,376
287	飯南	寄宿舎1	23	寄宿舎	S	1	432
288	相可	校舎1	6①②、7	普通教室棟、特別教室棟	RC	4	2,744
289	相可	校舎2	57、58、60、61	普通教室棟、特別教室棟	RC	4	3,949
290	相可	校舎3	68	農業土木科棟	RC	3	1,570
291	相可	校舎4	69	農業棟	RC	3	1,353
292	相可	校舎5	70	総合農場棟	S	1	312
293	相可	校舎6	71	総合農場棟	S	1	405
294	相可	校舎7	85	管理棟	RC	4	2,150
295	相可	校舎8	93	調理実習棟	RC	2	1,406
296	相可	屋体1	74	体育館	RC	2	1,377
297	相可	屋体2	83	トレーニング場	S	1	250
298	相可	屋体3	87	武道場	S	1	345
299	相可	部活1	84	雨天練習棟	S	1	363
300	相可	部活2	86	文化部練習場	RC	2	396
301	昂	校舎1	20①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	4	3,784
302	昂	校舎2	26	管理・農業土木科棟	RC	2	1,522
303	昂	校舎3	31	特別実習棟	RC	2	2,203
304	昂	屋体1	16	武道場	S	2	747
305	昂	屋体2	35	体育館	RC	2	1,504
306	昂	部活1	34	部室	RC	2	204
307	昂	寄宿舎1	27、32	寄宿舎	RC	4	5,725
308	宇治山田	校舎1	2①②	教室棟	RC	3	3,346
309	宇治山田	校舎2	1①②、10、11	管理特別教室棟	RC	4	4,108
310	宇治山田	校舎3	3、25	教室棟	RC	3	1,049
311	宇治山田	校舎4	31	プラチナホール	RC	1	328
312	宇治山田	屋体1	28	体育館	RC	2	1,761
313	宇治山田	屋体2	29	武道場	W	1	414
314	宇治山田	部活1	27	部室	RC	2	339
315	伊勢	校舎1	3①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	3	2,223
316	伊勢	校舎2	5①②、13①②	特別教室棟	RC	4	3,682
317	伊勢	校舎3	17	管理棟	RC	3	1,319
318	伊勢	校舎4	28、29、30	普通教室棟	RC	3	3,004
319	伊勢	屋体1	12	武道場	RC	3	708
320	伊勢	屋体2	19	体育館	RC	2	1,651
321	伊勢	屋体3	27	トレーニング場	W	1	250
322	伊勢	部活1	16①②	部室	RC	2	490
323	伊勢工業	校舎1	1	管理特別教室棟	RC	3	2,171
324	伊勢工業	校舎2	5①②	建築棟	RC	2	1,840
325	伊勢工業	校舎3	18①②③	総合実習棟	RC	2	2,495
326	伊勢工業	校舎4	25①②	機械科棟	RC	3	2,534
327	伊勢工業	校舎5	30①②	工業化学棟	RC	2	1,595
328	伊勢工業	校舎6	36①②	家庭科棟、機械棟	RC	2	918
329	伊勢工業	校舎7	38	普通教室棟	RC	3	2,202
330	伊勢工業	屋体1	23	体育館	S	2	1,394
331	伊勢工業	屋体2	34	武道場・トレーニング場	RC	2	786
332	伊勢工業	部活1	24	部室	S	2	271
333	宇治山田商業	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	3,319
334	宇治山田商業	校舎2	5	特別教室棟	RC	3	2,681
335	宇治山田商業	校舎3	13①②	特別教室棟	RC	2	1,067

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (m ²)
336	宇治山田商業	校舎4	16①②③	特別教室棟	RC	3	2,767
337	宇治山田商業	校舎5	22	国際科棟	RC	3	743
338	宇治山田商業	屋体1	21	トレーニング場	S	1	250
339	宇治山田商業	屋体2	25	体育館	S	1	1,376
340	宇治山田商業	屋体3	26	武道場	S	1	346
341	宇治山田商業	部活1	23	部室	RC	2	204
342	明野	校舎1	1	教室棟	RC	3	2,510
343	明野	校舎2	4、7、9、10	管理棟、特別教室棟	RC	3	4,616
344	明野	校舎3	8	保育実習施設	RC	1	449
345	明野	校舎4	48	特別教室棟	RC	1	679
346	明野	校舎5	87①②	農業化学棟	RC	2	1,201
347	明野	校舎6	91	経済科棟	RC	3	1,922
348	明野	校舎7	92	農業科棟	S	2	681
349	明野	校舎8	93	福祉科棟	S	1	449
350	明野	屋体1	63	体育館	S	1	1,350
351	明野	屋体2	89	トレーニング場	S	1	250
352	明野	屋体3	94	武道場	S	1	345
353	明野	部活1	86①②	部室	S	1	257
354	南伊勢・南勢	校舎1	90①②③	校舎	RC	4	4,169
355	南伊勢・南勢	校舎2	13	校舎	RC	2	436
356	南伊勢・南勢	屋体1	14	武道場	S	1	345
357	南伊勢・南勢	屋体2	22	体育館	RC	2	1,089
358	南伊勢・度会	校舎1	16、17①②、18①②	管理棟、普通教室棟	RC	3	4,032
359	南伊勢・度会	校舎2	23①②、24	特別教室棟	RC	4	3,829
360	南伊勢・度会	屋体1	25	体育館	S	2	981
361	南伊勢・度会	屋体2	28	武道場	S	1	345
362	南伊勢・度会	屋体3	30	トレーニング場	S	1	250
363	鳥羽	校舎1	2②	特別教室棟	RC	3	1,015
364	鳥羽	校舎2	19、24	普通特別教室棟、特別教室棟	RC	4	5,524
365	鳥羽	校舎3	29、34	管理特別教室棟	RC	3	3,817
366	鳥羽	屋体1	27	体育館	S	2	1,574
367	鳥羽	屋体2	33	トレーニング場	S	1	225
368	鳥羽	屋体3	36	武道場・フェンシング場	RC	2	724
369	志摩	校舎1	22①	理科棟	RC	1	957
370	志摩	校舎2	29①②	教室棟	RC	3	2,770
371	志摩	校舎3	30①②③	管理特別教室棟、特別教室棟	RC	4	4,845
372	志摩	屋体1	31	体育館	S	1	1,306
373	志摩	屋体2	56	トレーニング場	S	1	250
374	志摩	屋体3	59	武道場	W	1	200
375	志摩	部活1	57	部室	RC	2	249
376	水産	校舎1	1	普通教室棟	RC	3	1,520
377	水産	校舎2	5①②、34	特別教室棟、普通教室棟	RC	4	1,599
378	水産	校舎3	36	特別教室棟	RC	4	2,072
379	水産	校舎4	37①②、38、39	特別教室棟	RC	4	2,824
380	水産	校舎5	44	機関科棟	RC	2	504
381	水産	校舎6	45	海洋科棟	RC	2	892
382	水産	校舎7	40	水産実習棟	RC	2	1,003
383	水産	校舎8	29	製造実習室	RC	2	1,091
384	水産	校舎9	49	機関実習棟	S	1	400
385	水産	屋体1	42	武道場	S	1	345
386	水産	屋体2	48	体育館	RC	2	1,442
387	水産	部活1	43	部室	S	2	247
388	水産	寄宿舎1	32	寄宿舎	RC	2	636
389	上野	校舎1	8	図書館	RC	2	660
390	上野	校舎2	2①②	普通教室棟	RC	3	2,648
391	上野	校舎3	3	定時制管理棟	RC	2	507

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(m)
392	上野	校舎4	72	特別教室棟	RC	3	1,504
393	上野	校舎5	75	普通教室棟	RC	3	1,090
394	上野	校舎6	76	特別教室棟	RC	2	2,539
395	上野	校舎7	83①②	管理棟	RC	3	1,450
396	上野	屋体1	81	武道場	S	1	345
397	上野	屋体2	84	体育館	RC	2	1,642
398	上野	寄宿舎1	71	寄宿舎	RC	2	608
399	あけぼの	校舎1	15①②	普通教室棟	RC	3	2,283
400	あけぼの	校舎2	18①②	特別教室棟	RC	3	2,306
401	あけぼの	校舎3	20	管理棟	RC	3	1,913
402	あけぼの	校舎4	25	総合学科実習棟	RC	2	671
403	あけぼの	屋体1	19	武道場	S	1	345
404	あけぼの	屋体2	24	体育館	RC	2	1,377
405	伊賀白鳳	校舎1	2①②③	普通教室棟	RC	3	3,120
406	伊賀白鳳	校舎2	1①②③、3	管理特別教室棟	RC	3	2,137
407	伊賀白鳳	校舎3	31	第3実習棟	RC	3	1,946
408	伊賀白鳳	校舎4	34①④	第1実習棟	RC	3	2,759
409	伊賀白鳳	校舎5	37	第2実習棟	RC	3	1,931
410	伊賀白鳳	校舎6	38①②	第4実習棟	RC	3	1,357
411	伊賀白鳳	校舎7	39	特別棟	RC	3	1,169
412	伊賀白鳳	校舎8	73	生物工学実習棟	S	1	189
413	伊賀白鳳	校舎9	76	食品化学科棟	RC	3	1,612
414	伊賀白鳳	校舎10	43	家庭科棟	RC	2	481
415	伊賀白鳳	校舎11	45	第5実習棟	RC	3	906
416	伊賀白鳳	校舎12	50	第6実習棟	RC	3	2,034
417	伊賀白鳳	屋体1	28	武道場	S	1	345
418	伊賀白鳳	屋体2	40①②	体育館	RC	2	1,464
419	伊賀白鳳	屋体3	46	トレーニング場	S	1	250
420	名張	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	1,924
421	名張	校舎2	2①⑤	普通教室棟	RC	3	1,269
422	名張	校舎3	3	特別教室棟	RC	3	1,436
423	名張	校舎4	50①②	理科商業実習棟	RC	3	2,388
424	名張	校舎5	2②③④、60	家庭科棟	RC	3	2,031
425	名張	校舎6	51	管理特別普通棟	RC	3	1,620
426	名張	校舎7	58	総合学科実習棟	RC	1	699
427	名張	校舎8	61	多目的教室棟	S	1	265
428	名張	屋体1	47	体育館	S	2	2,307
429	名張	屋体2	53	武道場	S	1	345
430	名張	屋体3	59	トレーニング場	W	1	250
431	名張	部活1	56	部室	RC	2	249
432	名張青峰	校舎1	1	管理・特別教室棟	RC	2	2,816
433	名張青峰	校舎2	2	普通教室棟	RC	3	1,561
434	名張青峰	校舎3	5	普通教室棟	RC	3	1,561
435	名張青峰	校舎4	6	特別教室棟	RC	3	2,520
436	名張青峰	校舎5	8①②	実習棟	RC	3	1,198
437	名張青峰	屋体1	4①②③	体育館、武道場、トレーニング場	RC	2	2,775
438	尾鷲	校舎1	2①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	3	2,141
439	尾鷲	校舎6	45	機械室棟(光ヶ丘校舎)	RC	2	464
440	尾鷲	校舎2	3①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	3	2,213
441	尾鷲	校舎3	19①②③	管理棟	RC	4	3,281
442	尾鷲	校舎4	27	管理普通棟	RC	2	402
443	尾鷲	校舎7	56	新実習棟(光ヶ丘校舎)	RC	4	2,232
444	尾鷲	校舎8	59	機械・家庭科棟(光ヶ丘校舎)	RC	3	1,945
445	尾鷲	校舎5	61	特別棟	RC	2	1,989
446	尾鷲	屋体1	22	武道場	S	1	345
447	尾鷲	屋体3	55	武道場(光ヶ丘校舎)	S	1	345

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (m ²)
448	尾鷲	屋体2	30①②	体育館	S	2	1,540
449	尾鷲	部活1	63	部室	S	2	225
450	木本	校舎1	1①②	管理棟	RC	4	3,947
451	木本	校舎2	29①②、30①②	特別教室棟	RC	4	3,857
452	木本	校舎3	31①②③	特別教室棟	RC	3	2,871
453	木本	校舎4	42	総合学科棟	RC	3	1,796
454	木本	屋体1	25	トレーニング場	S	2	310
455	木本	屋体2	33	体育館	S	2	2,072
456	木本	寄宿舎1	32①②	寄宿舎	RC	2	1,111
457	紀南	校舎1	1①②③	管理教室棟	RC	3	2,867
458	紀南	校舎2	2、3	特別教室棟	RC	3	2,081
459	紀南	校舎3	15	管理教室棟	RC	2	809
460	紀南	屋体1	6	武道場	S	1	346
461	紀南	屋体2	18	卓球場	S	1	295
462	紀南	屋体3	19	体育館	RC	2	1,750
463	紀南	寄宿舎1	17	寄宿舎	RC	3	1,207
464	北星	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	2,900
465	北星	校舎2	3	給食室	S	1	216
466	北星	校舎3	2①②	教室棟	RC	2	729
467	北星	校舎4	13	管理教室棟	RC	3	2,099
468	北星	屋体1	12	体育館	RC	3	1,696
469	北星	部活1	10	部室	RC	2	204
470	みえ夢	校舎1	1	管理及び普通教室棟	RC	3	2,853
471	みえ夢	校舎2	11	管理及び普通教室棟	RC	2	1,301
472	みえ夢	校舎3	20	研修棟	RC	3	1,379
473	みえ夢	校舎4	16	実習棟	RC	3	2,525
474	みえ夢	屋体1	17、18、19	体育館	RC	3	1,683
475	伊勢まなび	校舎1	28、29	管理普通教室棟	RC	3	3,269
476	伊勢まなび	校舎2	30	食堂棟	RC	1	557
477	伊勢まなび	校舎3	35	特別教室棟	RC	3	1,602
478	伊勢まなび	校舎4	44	実習特別棟	RC	3	1,573
479	伊勢まなび	屋体1	34	体育館	S	2	1,134
480	盲学校	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	3,025
481	盲学校	校舎2	12①②、14	特別教室棟	S	2	1,353
482	盲学校	校舎3	17	専攻科棟	RC	2	357
483	盲学校	屋体1	2	体育館	S	1	446
484	盲学校	寄宿舎1	8	寄宿舎	RC	2	459
485	盲学校	寄宿舎2	9	寄宿舎	S	1	364
486	盲学校	寄宿舎3	7	寄宿舎	RC	2	1,074
487	聾学校	校舎1	21①②、40	普通教室棟、管理棟	RC	3	2,472
488	聾学校	校舎2	23	木工諸室棟	S	1	725
489	聾学校	校舎3	26①②③、27、28、41	教室棟	RC	3	2,614
490	聾学校	校舎4	29	食堂棟	RC	2	488
491	聾学校	屋体1	32	体育館	RC	2	749
492	聾学校	寄宿舎1	33	寄宿舎	RC	2	731
493	城山	校舎1	33	管理特別教室棟	RC	2	1,435
494	城山	校舎2	34①②	特別教室棟、体育館	RC	2	1,678
495	城山	校舎3	35、37	普通・特別教室棟	RC	2	3,192
496	城山	校舎4	36	特別教室棟	RC	1	315
497	城山	寄宿舎1	30	寄宿舎	RC	1	770
498	杉の子	校舎1	1	管理教室棟	RC	1	1,743
499	杉の子	校舎2	10①②	高等部棟、体育館	RC	3	1,747
500	杉の子	校舎3	11	教室棟	RC	1	172
501	杉の子(石薬師)	校舎3	杉2	作業実習棟	W	2	886
502	杉の子(石薬師)	校舎4	杉1①②	給食棟	S	1	230
503	かがやき	校舎1	1	校舎	RC	2	2,080

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(m ²)
504	かがやき	校舎2	8	校舎	RC	2	1,071
505	かがやき	校舎3	12	校舎	RC	3	1,724
506	かがやき	屋体1	3①②	体育館	S	1	614
507	草の実、あすなろ	校舎1	1	管理普通特別教室棟	RC	3	4,187
508	稻葉	校舎1	1	管理・中学部棟	RC	2	2,079
509	稻葉	校舎2	4①②	小学部棟	RC	2	1,511
510	稻葉	校舎3	18	高等部棟	RC	2	865
511	稻葉	校舎4	20①②	特別教室棟	RC	2	807
512	稻葉	校舎5	21	特別教室棟	S	1	300
513	稻葉	屋体1	5	体育館	RC	1	567
514	稻葉	校舎6	17	高等部棟	RC	2	1,247
515	伊賀つばさ	校舎1	2	管理棟	RC	2	1,640
516	伊賀つばさ	校舎2	5	特別教室棟	RC	2	1,999
517	伊賀つばさ	校舎3	6	小学部棟	RC	1	879
518	伊賀つばさ	校舎4	1	中学部棟	RC	1	661
519	伊賀つばさ	校舎5	4	高等部棟	RC	1	814
520	伊賀つばさ	校舎6	3	食堂棟	RC	1	437
521	伊賀つばさ	屋体1	7	体育館	RC	1	849
522	伊賀つばさ	屋体2	8	プール棟	RC	1	258
523	玉城わかば	校舎1	1	管理棟	RC	1	900
524	玉城わかば	校舎2	3	教室棟	RC	2	1,805
525	玉城わかば	校舎3	4	教室棟	RC	1	577
526	玉城わかば	校舎4	5	特別教室棟	RC	2	1,443
527	玉城わかば	校舎5	6	給食室	RC	1	437
528	玉城わかば	校舎6	10	教室棟	RC	2	836
529	玉城わかば	校舎7	12	作業学習棟	S	1	249
530	玉城わかば	屋体1	2	体育館	RC	1	846
531	西日野にじ	校舎1	1①②	校舎	RC	2	3,084
532	西日野にじ	校舎2	5①②③④	校舎	RC	2	2,232
533	西日野にじ	校舎3	12	ブレイルーム	S	1	264
534	西日野にじ	校舎4	15	特別教室棟	RC	3	1,564
535	西日野にじ	屋体1	2	体育館	RC	1	608
536	北勢きらら	校舎1	1、8、9	管理棟	RC	2	1,950
537	北勢きらら	校舎2	3①②	小学部棟	W	1	997
538	北勢きらら	校舎3	4①②	中学部棟	W	1	766
539	北勢きらら	校舎4	5①②	高等部棟	W	1	818
540	北勢きらら	校舎5	7	職業教育棟	RC	2	2,265
541	北勢きらら	校舎6	2①②	給食棟	W	1	674
542	北勢きらら	屋体1	6①②	体育館・屋内プール棟	W	1	1,301
543	くわな	校舎1	1①②③	管理・特別普通教室棟	RC	4	3,883
544	くわな	校舎2	11	作業棟	S	1	199
545	くわな	校舎3	12	普通特別教室棟	RC	3	1,998
546	くわな	屋体1	3	体育館	S	2	752
547	度会	校舎1	5①②、7	管理・普通教室棟	RC	1	1,319
548	度会	校舎2	6①②	特別教室棟	RC	2	2,171
549	度会	校舎3	13、16	特別教室棟・普通教室棟	RC	1	631
550	度会	屋体1	18	体育館	RC	1	726
551	度会	寄宿舎1	2、3、15、17①②	寄宿舎・給食室	RC	1	1,381
552	くろしお	校舎1	1、2	普通特別教室棟・管理特別教室棟	RC	1	2,231
553	くろしお	屋体1	3	屋内運動場	W	1	498
554	くろしおおわせ	校舎1	くろ5①②③④⑤	管理教室棟	RC	3	2,975
555	くろしおおわせ	校舎2	くろ34①②	セミナーハウス	S	1	270
556	くろしおおわせ	屋体1	くろ38	体育館	RC	2	1,743
557	松阪あゆみ	校舎1		管理普通特別教室棟	RC	3	5,991



報告 2

「三重県立夜間中学設置基本方針（仮称）」中間案について

「三重県立夜間中学設置基本方針（仮称）」中間案について、別紙のとおり報告する。

令和5年11月27日提出

三重県教育委員会事務局
小中学校教育課長

「三重県立夜間中学設置基本方針（仮称）」中間案について

令和7年4月の県立夜間中学開校に向けて、令和5年7月に夜間中学設置検討委員会を設置し、必要な事項について検討を進めてきました。夜間中学設置検討委員会での検討等をふまえ、別添資料のとおり中間案をまとめました。

1 「三重県立夜間中学設置基本方針（仮称）」の概要

(1) 構成について

I 全国における公立夜間中学の設置状況について

- 1 公立夜間中学設置の経緯
- 2 公立中学の一例
- 3 全国の設置状況
- 4 全国の公立夜間中学の状況

II 三重県における取組状況について

- 1 三重県における県立夜間中学設置に向けた検討状況
- 2 設置場所について
- 3 みえ夜間学級体験教室「まなみえ」

III 三重県立夜間中学の設置に係る基本構想（めざす姿）

IV 三重県立夜間中学のめざす姿の実現に向けた学校設置の枠組み

IV—1 芽生える	1 学びの機会の確保
	2 不登校等さまざまな事情をもつ人の学びの場づくり
	3 誰もが通いやすい学習環境の実現
	4 I C Tの活用
	5 多文化共生のための環境づくり
	6 身体的・経済的不安への対応
	7 教育相談体制の充実
IV—2 伸びる	1 一人ひとりのニーズに応じたコースの設定
	2 実生活に役立つ魅力ある授業づくり
	3 キャリア教育の充実
	4 学校行事や体験活動等の充実
	5 健康・レジリエンス教育の充実
IV—3 広げる	1 人とのつながり
	2 地域・社会とのつながり
	3 未来とのつながり

IV—4 円滑な学校 運営のために	1 教職員の働きやすさの確保
	2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
	3 関係機関等との連携
	4 県内の教職員へ理念の普及
	5 県民への広報・周知

資料編

(2) 主な内容について

①全国における公立夜間中学の設置状況について（別添資料 1ページ）

全国における公立夜間中学が設置されてきた経緯や状況について整理しました。

②三重県における取組状況について（別添資料 8ページ）

これまでの三重県における検討状況、設置場所、みえ夜間学級体験教室「まなみえ」の取組について整理しました。

③三重県立夜間中学の設置に係る基本構想（めざす姿）（別添資料 13ページ）

三重県立夜間中学のめざす学校として、「一人ひとりの願い（〇〇たい）が芽生える伸びる 広がる 学校」とします。また、めざす生徒の姿として、「自らの願いを見つけ、実現をめざし、学び続ける生徒」、「一人ひとりのちがいを認め合いながら、共に学び、自他のよさを大切にする生徒」を掲げました。

④三重県立夜間中学のめざす姿の実現に向けた学校設置の枠組み

【芽生える】（別添資料 14ページ）

さまざまな理由により義務教育を十分に受けられなかつた方を柔軟に受入れ、義務教育の内容を学ぶ機会を提供し、年齢や国籍、学びの経験を越えて、願いや夢へのチャレンジが芽生える取組を掲げました。「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）の申請を行い、学齢期の生徒も受け入れます。昼間部と夜間部を設置するとともに、多文化共生の環境づくりや教育相談体制等の充実に取り組みます。

【伸びる】（別添資料 17ページ）

安心して学ぶことができる環境の中で、多様な学びや体験を通して、一人ひとりの力が伸びるための取組を掲げました。授業時間や学習内容を柔軟に設定し、小学校の学習内容も含め、一人ひとりのニーズに応じたコースを設定するとともに、夜間中学ならではの実生活に役立つ授業や体験活動の充実等に取り組みます。

【広がる】(別添資料 19 ページ)

人、地域・社会、未来とのつながりを通じて卒業後のイメージが広がるための取組を掲げました。学年やコースを越えて学習したり、県立みえ夢学園高等学校の生徒や地域の方々と交流したりする機会を設け、生徒が自分の良さや可能性に気づき、成長できるようにします。卒業後の新たな場所での活躍につながるための学習・体験活動の提供に取り組みます。

【円滑な学校運営のために】(別添資料 20 ページ)

教職員の働きやすさの確保や関係機関との連携等、学校運営に必要な取組とともに必要な人に情報が届くよう、広報・周知を重視することについて掲げました。

<コース設定(例)>

Aコース：一人ひとりの習熟の度合いや理解の進度に応じて学ぶコース

Bコース：「学びの多様化学校」として特別に編成された教育課程を学ぶコース

<時間割(イメージ例)> 月～金 週5日

校時		授業時間
0校時(昼①)	15:25～16:05	40分
1校時(昼①)	16:10～16:50	40分
2校時(昼②)	16:55～17:35	40分
HR	17:35～17:45	
3校時(昼③)(夜①)	17:45～18:25	40分
食事・休み時間	18:25～18:45	
4校時(昼④)(夜②)	18:45～19:25	40分
5校時(夜③)	19:30～20:10	40分
6校時(夜④)	20:15～20:55	40分

※上記はイメージ例であり、令和6年度に詳細の検討を進める。

2 今後の予定

令和5年12月14日

教育警察常任委員会

「県立夜間中学設置基本方針(中間案)」

12月中旬～

パブリックコメント

令和6年1月

第4回 夜間中学設置検討委員会

3月

教育警察常任委員会

「県立夜間中学設置基本方針(最終案)」

教育委員会定例会

「県立夜間中学設置基本方針(最終案)」

【別添資料】

三重県立夜間中学設置基本方針（仮称）

＜中間案＞

令和5年11月
三重県教育委員会

【目次】

I 全国における公立夜間中学の設置状況について

- | | |
|----------------|----|
| 1 公立夜間中学設置の経緯 | P1 |
| 2 公立中学の一例 | P1 |
| 3 全国の設置状況 | P2 |
| 4 全国の公立夜間中学の状況 | P3 |

II 三重県における取組状況について

- | | |
|---------------------------|----|
| 1 三重県における県立夜間中学設置に向けた検討状況 | P8 |
| 2 設置場所について | P8 |
| 3 みえ夜間学級体験教室「まなみえ」 | P9 |

III 三重県立夜間中学の設置に係る基本構想（めざす姿） P13

IV 三重県立夜間中学のめざす姿の実現に向けた学校設置の枠組み

IV-1 芽生える

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1 学びの機会の確保 | P14 |
| 2 不登校等さまざまな事情をもつ人の学びの場づくり | P15 |
| 3 誰もが通いやすい学習環境の実現 | P15 |
| 4 I C Tの活用 | P15 |
| 5 多文化共生のための環境づくり | P15 |
| 6 身体的・経済的不安への対応 | P16 |
| 7 教育相談体制の充実 | P16 |

IV—2 伸びる

- 1 一人ひとりのニーズに応じたコースの設定 ······ P17
- 2 実生活に役立つ魅力ある授業づくり ······ P17
- 3 キャリア教育の充実 ······ P18
- 4 学校行事や体験活動等の充実 ······ P18
- 5 健康・レジリエンス教育の充実 ······ P18

IV—3 広がる

- 1 人とのつながり ······ P19
- 2 地域・社会とのつながり ······ P19
- 3 未来とのつながり ······ P19

IV—4 円滑な学校運営のために

- 1 教職員の働きやすさの確保 ······ P20
- 2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ······ P20
- 3 関係機関等との連携 ······ P20
- 4 県内の教職員へ理念の普及 ······ P20
- 5 県民への広報・周知 ······ P20

資料編 ······ P21

I 全国における公立夜間中学の設置状況について

1 公立夜間中学設置の経緯

- ・夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に生まれた、中学校に付設された学級。
- ・近年、夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者だけでなく、不登校などさまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国で義務教育を修了していない外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。
- ・こうした状況の中、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（「教育機会確保法」）では、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられた。
- ・さらに、平成30年6月、第3期教育振興基本計画が閣議決定され、政府は、全ての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学が設置されるよう教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとした。
- ・令和5年6月、第4期教育振興基本計画においても、全ての都道府県、指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとされた。

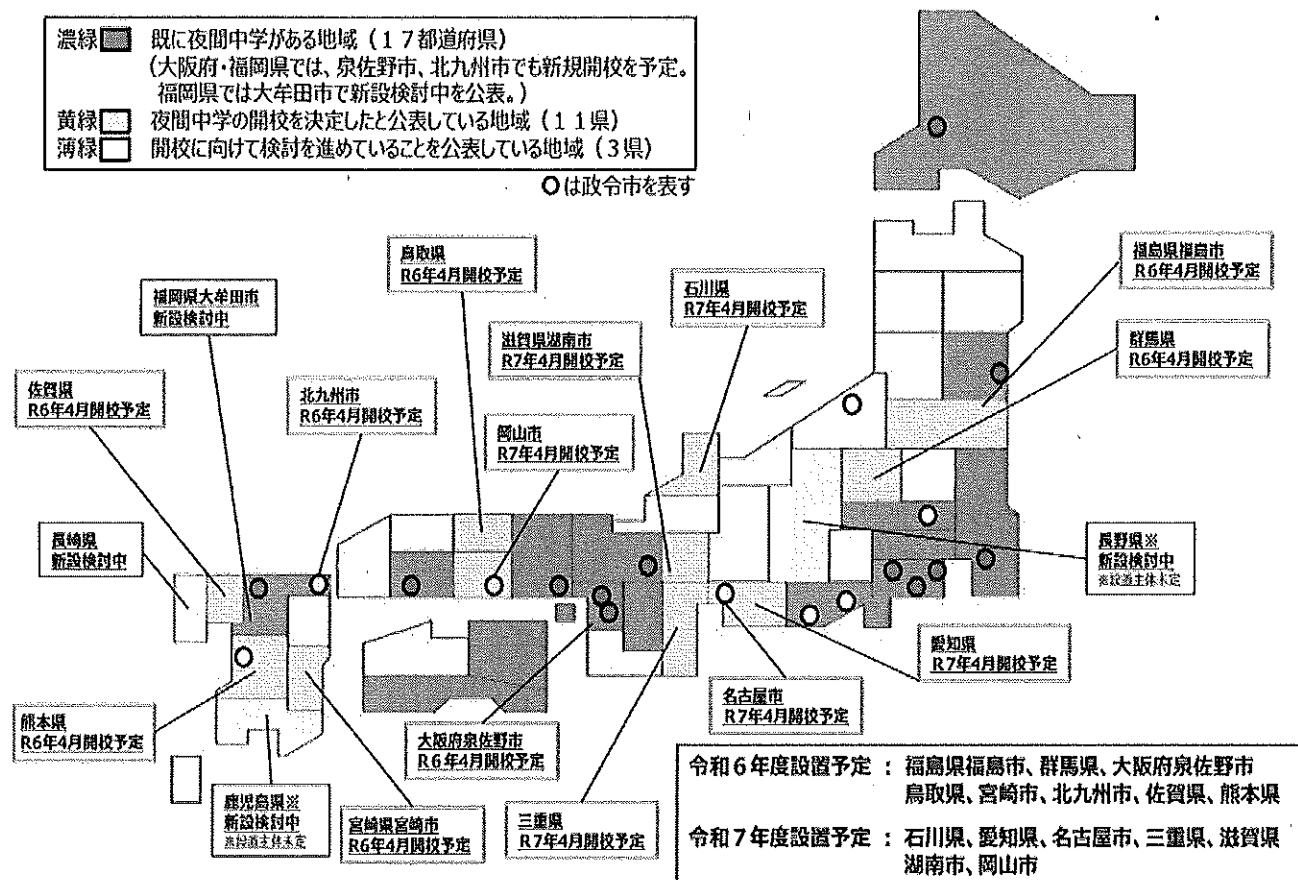
2 公立夜間中学の一例

項目	内容
授業日	○昼間の中学校と同じく平日週5日 ○夏期休業、冬期休業等も昼間の中学校と同じ時期
教員	○教員免許を持った公立中学校教諭
学ぶ教科	○昼間の中学校と同じく9教科
卒業認定	○公立夜間中学の課程を修了すれば、中学校卒業資格が得られる
授業の時間	○教育課程の特例（※）を活用し、1コマ40分の4時間授業 ○始業時刻は17:30頃、終業時刻は21:00頃
入学対象者	○以下のすべてを満たす人 ・義務教育の年齢（満15歳）を超えた人 ・中学校を卒業していない人、または、卒業していても不登校等の理由により、学び直しを希望する人

※学齢経過者を夜間中学において教育する場合には、特別の教育課程の編成が認められている（授業時数の減が可能）

3 全国の設置状況

- 現在、公立夜間中学は、17都道府県に44校設置（令和5年4月時点）
- うち、県立夜間中学は、3県に3校設置（静岡県、徳島県、高知県）



【夜間中学の設置・検討状況（文部科学省HP掲載）より】

4 全国の公立夜間中学の状況

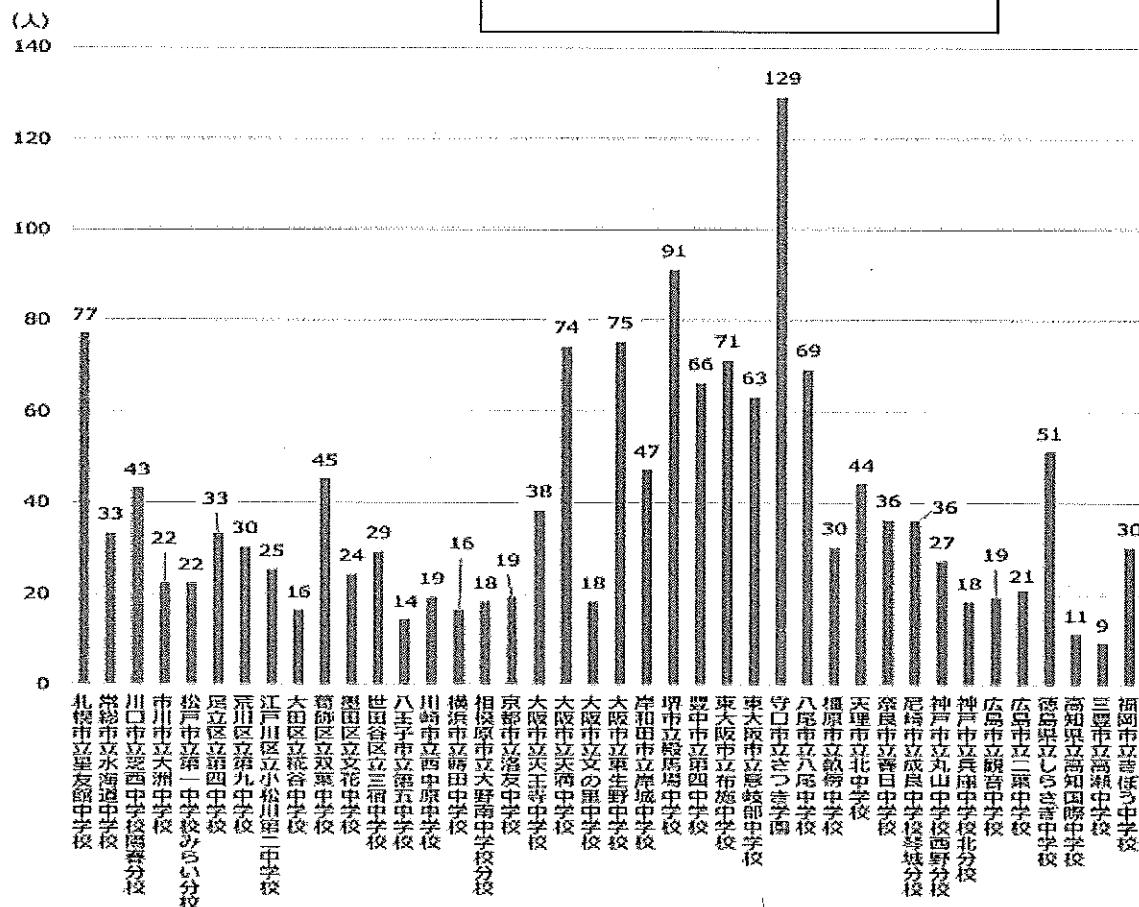
【令和4年度夜間中学等に関する実態調査（令和4年5月1日現在）文部科学省より】

回答：夜間中学40校

（1）学校規模・体制

ア 学校別生徒数

1校当たりの平均 39.0人



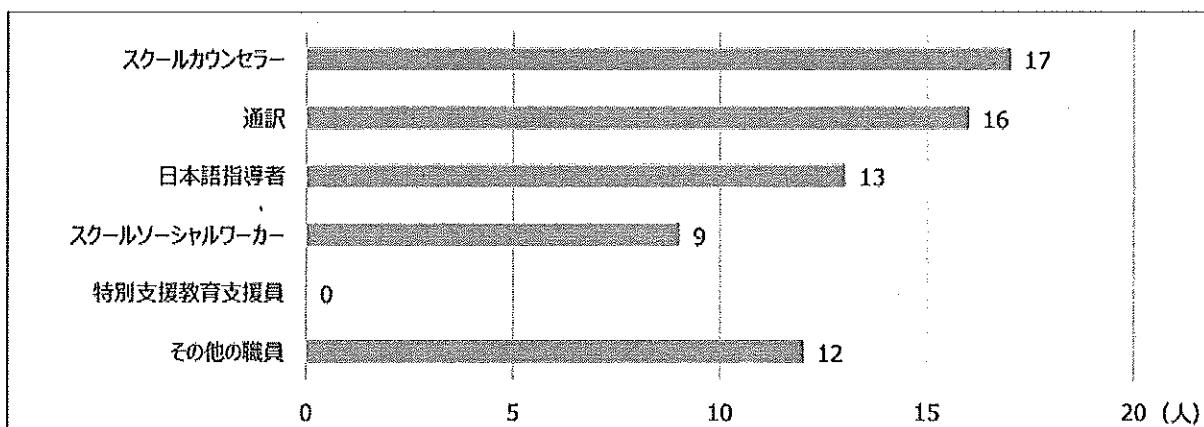
イ 教職員数

(人)

	校長	教頭・副校長	教諭	養護教諭	非常勤講師	事務職員
専任	2	36	290	31	143	14
兼任	38	6	11	3	36	24
専任職員平均	0.05	0.90	7.25	0.78	3.58	0.35

校長 or 教頭 1名、教諭 8名、養護教諭 1名、非常勤講師 4名、事務職員 1名

ウ その他の職員数

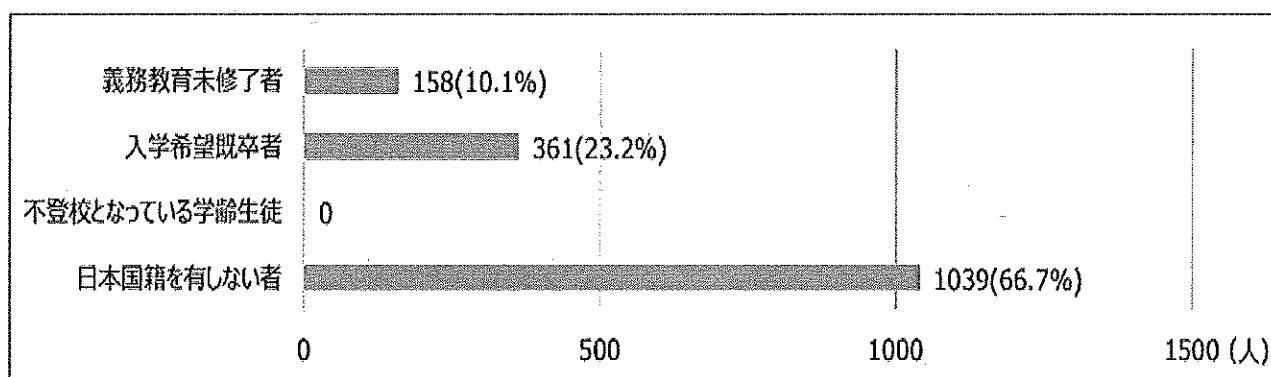


「その他」の主な内容

- ・教員業務支援員
- ・ALT

(2) 生徒の実態

ア 生徒数 ★夜間中学に通う全生徒数 1,558人



イ 年齢別生徒数

() 内は割合 (%)

	学齢期	16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	合計
男	0	194	125	71	62	49	24	48	573
	(0.0)	(12.5)	(8.0)	(4.6)	(4.0)	(3.1)	(1.5)	(3.1)	(36.8)
女	0	123	145	128	168	137	107	177	985
	(0.0)	(7.9)	(9.3)	(8.2)	(10.8)	(8.8)	(6.9)	(11.4)	(63.2)
合計	0	317	270	199	230	186	131	225	1558
	(0.0)	(20.3)	(17.3)	(12.8)	(14.8)	(11.9)	(8.4)	(14.4)	(100.0)

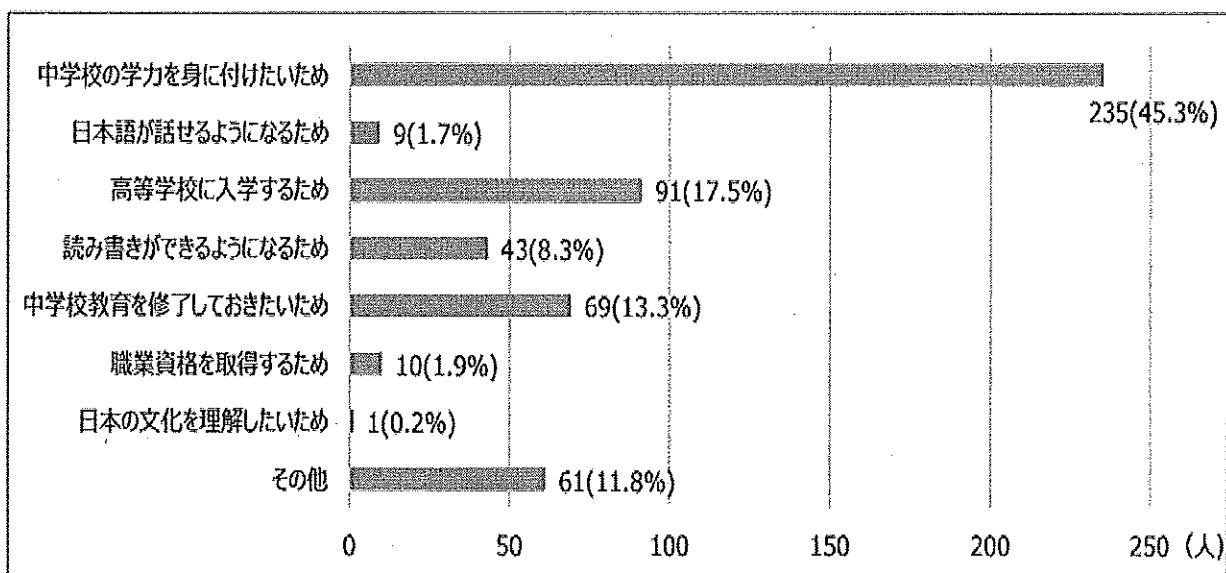
ウ 入学理由

() 内は割合 (%)

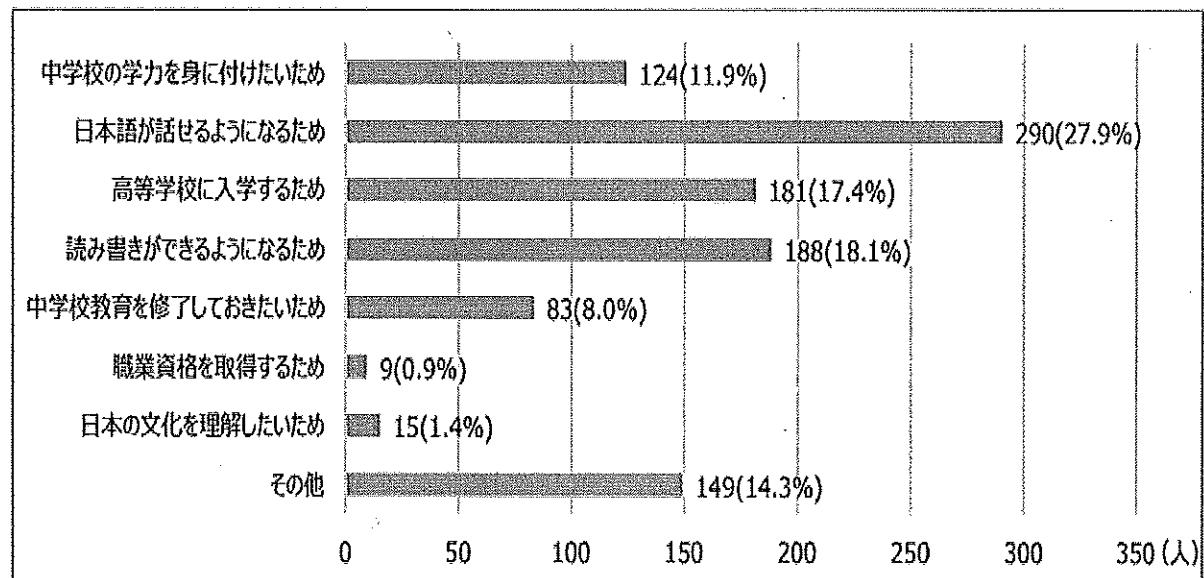
中学校程度の学力の習得	日本語会話能力の習得	高等学校入学	読み書きの習得	中学校教育の修了	職業資格の取得	日本の文化理解	その他 ※入学理由不明者	合計
359	299	272	231	152	19	16	210	1,558
(23.0)	(19.2)	(17.5)	(14.8)	(9.8)	(1.2)	(1.0)	(13.5)	(100.0)

(内訳)

【日本国籍を有する生徒】 519人



【日本国籍を有しない生徒】 1,039人



エ 令和3年度に夜間中学を卒業した生徒数

() 内は割合 (%)

	日本国籍を有する者	日本国籍を有しない者	合計
高等学校進学	32 (12.1)	97 (36.7)	129 (48.9)
専修学校進学	0 0.0	0 0.0	0 0.0
就職	3 (1.1)	19 (7.2)	22 (8.3)
その他 ※不明含む	47 (17.8)	66 (25.0)	113 (42.8)
合計	82 (31.1)	182 (68.9)	264 (100.0)

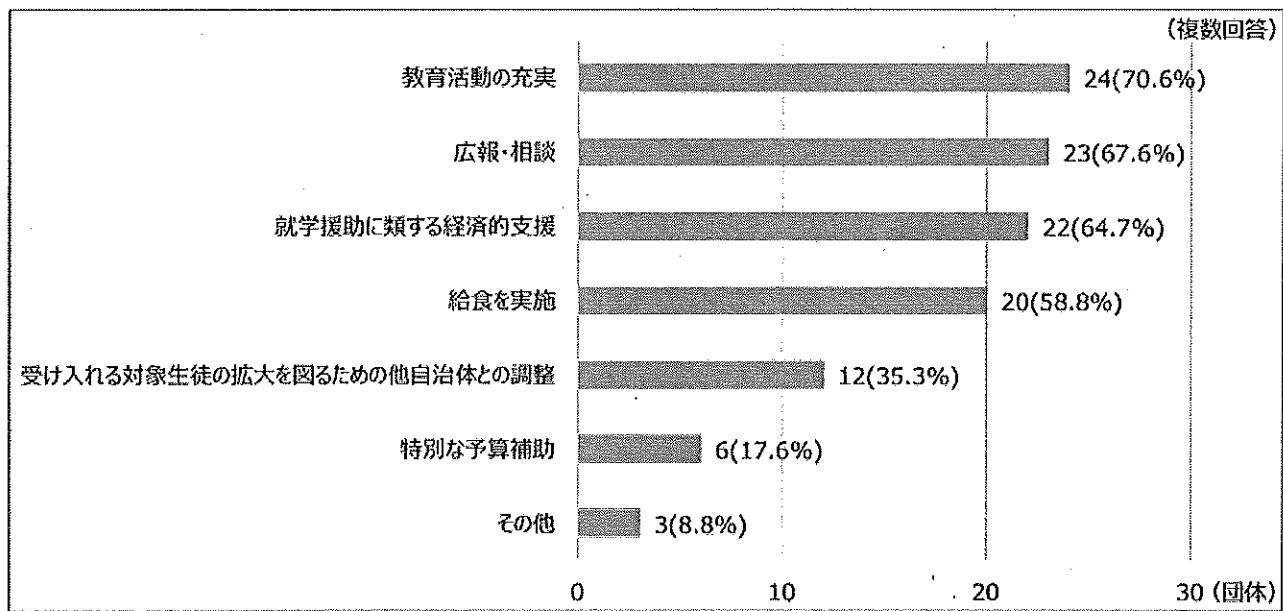
卒業生の 57 %が
高等学校進学または
就職

「その他」の主な
理由は家事手伝
い

(3) 支援の状況

回答があった夜間中学34校

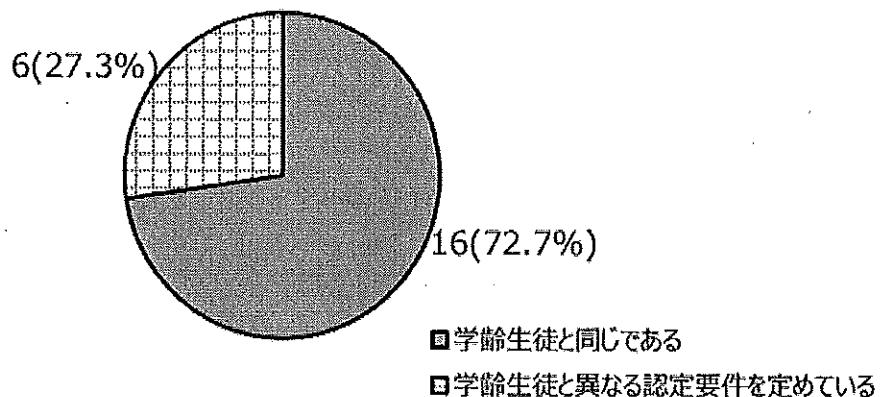
ア 支援の内容



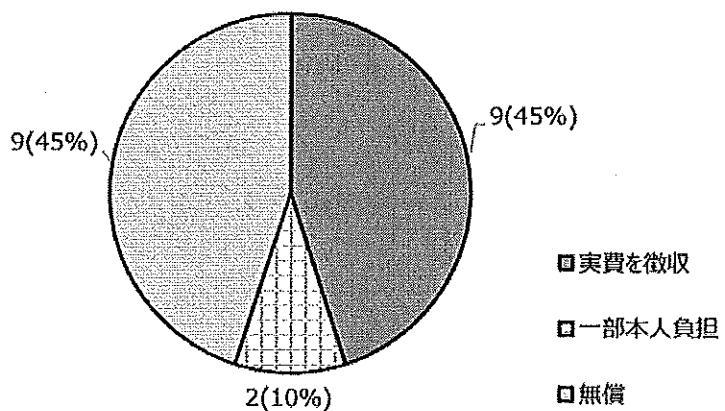
「その他」の主な内容

- ・設置検討自治体への支援

イ 経済的支援の状況 ★就学援助に類する経済的支援を行なっている 22 団体



ウ 給食実施の状況 ★給食を実施している 20 団体



★全国状況のまとめ★

- 学校は小規模校が多く、教職員の規模は、15名程度である。
- 在籍者の約7割は、外国籍生徒である。
- 在籍者の年齢層は、どの年代も一定程度在籍している。
- 入学希望理由は、日本国籍と外国国籍で異なる。
- 卒業生の約6割は、高校進学や就職をしている。
- 生徒への支援として、相談や経済的な支援を行っているところが多い。

II 三重県における取組状況について

1 三重県における県立夜間中学設置に向けた検討状況

・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（「教育機会確保法」）の成立後、三重県における夜間中学等の就学機会確保の在り方について、検討を進めてきました。具体的には、令和元年度・令和2年度に県内ニーズ調査の実施、令和2年度に有識者を交えた「夜間中学等の就学機会確保の在り方に関する検討委員会」の開催、令和3年度からみえ夜間学級体験教室「まなみえ」の開催、令和4年度に夜間中学入学希望調査の実施、「三重県における公立夜間中学設置等に係るワーキングチーム」の開催に取組みました。

【国勢調査】（令和元・2年度）

- ・県内の未就学者 1,845人（15歳以上人口比0.12%）
- ・最終学歴が小学校 14,805人（15歳以上人口比1.0%）

【県内ニーズ調査】（令和2年度）

- ・「夜間中学での義務教育」の学び直しを希望 53件

内訳：12市町（桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、菰野町、御浜町）

- ・「一部の分野・教科」の学び直しを希望 32件

【夜間中学入学希望調査】（令和4年度）

- ・入学希望者 108名

内訳：9市町（四日市市(49名)、鈴鹿市(17名)、津市(16名)、桑名市、亀山市、松阪市、伊勢市、伊賀市、菰野町）

【夜間中学体験教室「まなみえ】（令和3年度～5年度）

- ・累計申込者数 37名

・夜間中学への入学を希望する生徒が広域的に存在し、かつ、特定の人数の偏りが見られないこと、県内全域からの入学者の受入れを円滑に行うことができること、市町が単独で設置運営することが難しいことなどから、令和4年10月、県立夜間中学を設置する方針を表明しました。

2 設置場所について

設置場所	住 所
三重県立みえ夢学園高等学校（研修棟）	津市柳山津興1239

- ・県立みえ夢学園高等学校は、定時制課程・総合学科。夜間部に152名在籍（R5.5現在）
- ・津駅（近鉄・JR）からバス14分と徒歩1分、阿漕駅（JR）から徒歩13分。
- ・研修棟は、定時制夜間部生徒が使用する教室棟から独立している。食堂あり。

3 みえ夜間学級体験教室「まなみえ」

(1) 経緯

令和元年度・令和2年度のニーズ調査において、学び直しに対するニーズが一定程度認められたことから、対象者等の夜間中学への理解を深めることと、詳細なニーズを把握することを目的として、一定期間の実証的検証を行うこととしました。

(2) 開催期間・内容

○令和3年度（全20回）

期間：10月5日（火）から12月14日（火）（毎週火・木）全20回
18時から20時まで（45分授業×2限）

内容：中学校1年生の国語と数学が中心（小学校の復習も随時行う）

○令和4年度（全50回+校外学習1回）

期間：1学期：4月25日（月）から7月7日（木）（毎週月・火・木）全30回
2学期：9月上旬～10月中旬（毎週月・火・木）全20回
18時～20時30分頃まで（40分授業×3限）

内容：中学校1年生の国、社、数、理、英と実技教科が中心（小学校の復習も随時行う）

○令和5年度（全48回+校外学習2回）

期間：前期：5月12日（金）から10月13日（金）（毎週金・隔週水）全24回
後期：10月18日（水）から2月21日（水）（毎週金・隔週水）全24回
18時～20時30分頃まで（45分授業×3限）

内容：中学校1年生の国、社、数、理、英と実技教科が中心（小学校の復習も随時行う）

教科により、講座をI（新規で学習する方対象）とII（継続して学習する方対象）に分けて実施

(3) 会場

津会場：三重県総合教育センター

四日市会場：三重県立北星高等学校

(4) 受講状況

ア 申込状況

（人）

	申込者数	年代	外国にルーツあり	オンライン
R 3	14	10～50代	7	0
R 4	21	10～50代	11	1
R 5	16	10～40代	8	3

イ 居住地別

(人)

市町別		R3	(外題にループ) (オンライン)	R4	(外題にループ) (オンライン)	R5	(外題にループ) (オンライン)
四日市会場	1 いなべ市	1	(1) (0)				
	2 四日市市	4	(3) (0)	5	(3) (0)	4	(3) (1)
	3 鈴鹿市			3	(3) (0)	2	(2) (0)
	4 薩摩町	2	(0) (0)	2	(0) (0)	1	(0) (0)
	5 県外			1	(1) (0)	1	(1) (0)
	計	7	(4) (0)	11	(7) (0)	8	(6) (1)
津会場	1 津市	3	(1) (0)	7	(3) (0)	4	(0) (1)
	2 松阪市	1	(0) (0)	2	(1) (0)	3	(2) (0)
	3 亀山市	2	(1) (0)	1	(0) (1)	1	(0) (1)
	4 名張市	1	(1) (0)				
	計	7	(3) (0)	10	(4) (1)	8	(2) (2)
合計		14	(7) (0)	21	(11) (1)	16	(8) (3)

ウ 年代別 (R5)

(人)

	四日市	津	計
10代	2	4	6
20代	4	3	7
30代	2	0	2
40代	0	1	1
合計	8	8	16

エ 通学方法別 (R5)

(人)

	四日市	津	計
公共交通機関	5	2	7
自家用車	2	4	6
オンライン	1	2	3
計	8	8	16

(5) 令和5年度申込者に対するアンケートより (R5. 7月実施) 【回答13人】

○参加理由（自由記述）

- ・学び直しをしたい 5人

(家庭の事情や不登校により、十分に学ぶことができなかつた。)

進学したが、勉強がわからない等)

- ・学校というものがどんなものか知りたかつた 1人
- ・学びたい 2人
- ・高校に進学したい 3人
- ・人とコミュニケーションを取りたい 2人
- ・日本語と日本の歴史や文化について学びたい 3人

○満足度

- ・満足 12人
- ・まあまあ満足 1人
- ・あまり満足していない 0人
- ・満足していない 0人

○感想（自由記述）

- ・親身に同じ目線で話してくれる方ばかりで、最初の日にここで学びたいと思いました。感謝しかないです。
- ・もう一度、勉強を教わる機会を与えてもらえて嬉しいです。
- ・深い学びが得られている。勉強そのものよりも、さまざまな国からきた仲間との交流で学ぶことのほうが多いです。言葉が通じないからこそ、わかり合えることもあると教えてもらっています。
- ・授業はわかりやすく、先生は親切に教えてくれます。でもときどき聞きづらいです。
- ・校外学習や交流の機会が増えてきた。体育の授業やスポーツ大会もしたい。
- ・今は、学校へ楽しく通っています。まなみえのおかげです。ありがとうございます。
- ・わからないときは、ゆっくり教えてほしいです。

★R5体験教室「まなみえ」の特徴★

- 参加者の約8割が10~20歳代である。
- 参加者の約半数が外国にルーツがある。
- 参加者の約2割が通信制の高校へ在籍しながら参加している。
- 参加者の約2割がオンラインで参加している。
(理由:子育て。直接コミュニケーションをとるのが苦手。)
- 参加者の学びへの意欲が高く、満足度も高い。

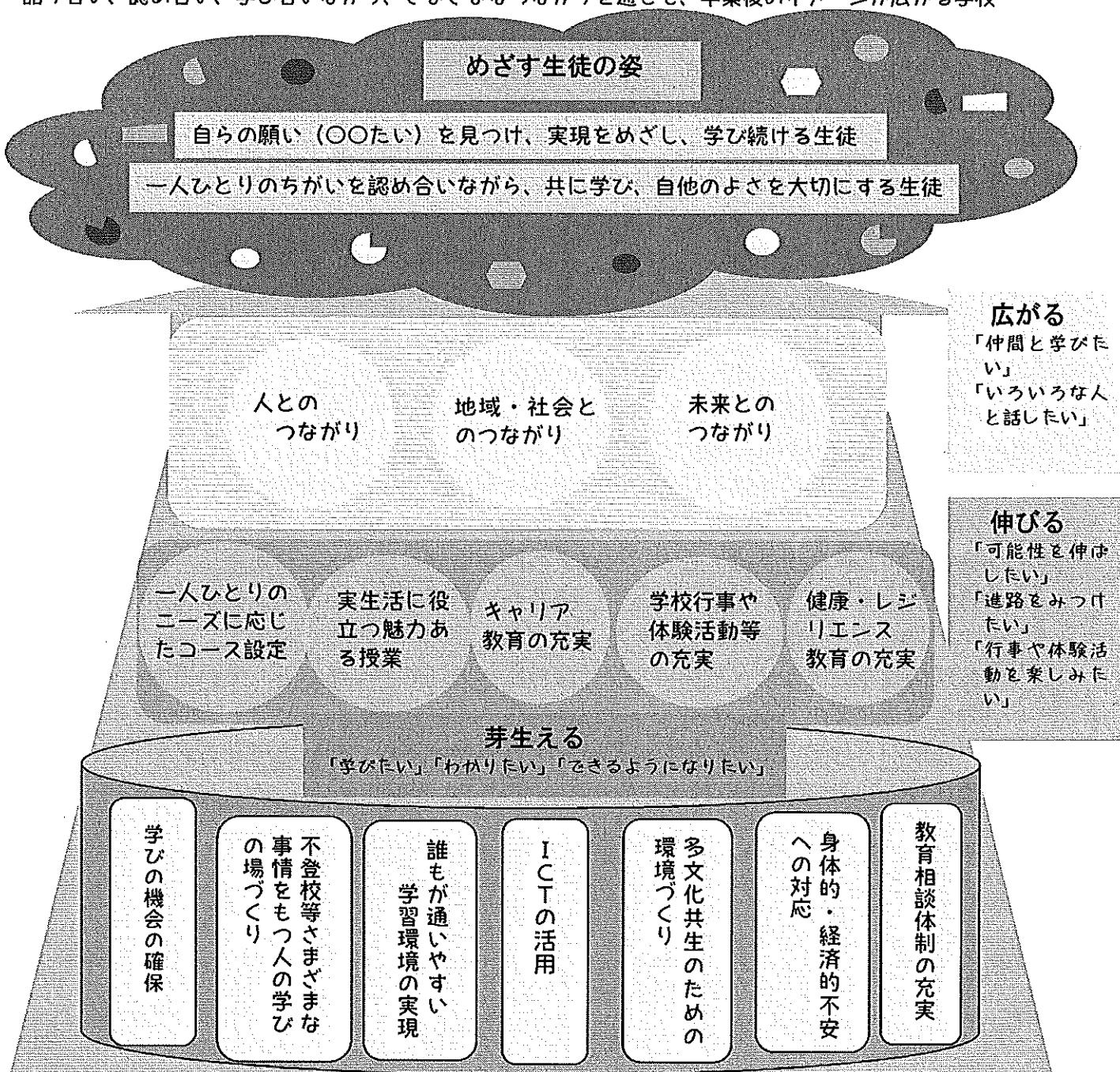
★体験教室「まなみえ」からみえてきたこと★

- 継続して実施してきたことで、どのようなニーズがあるかを把握できた。
- 個々の生徒の状況や多様なニーズにどのように対応していくか、どのようにコース設定をするか、質の高い学びをどのように保障していくかを考えていく必要がある。
 - ・今年度より、2講座制にしたが、日本語指導が必要であったり、特別な支援が必要であったり、習熟度の差がある。
 - ・途中参加されなくなった理由として、もっと速いスピードで学びたいという方がいる。
 - ・個で学びたいという方、集団で学びたいという方がいる。
 - ・中心的に学びたい教科がある方がいる。
 - ・仕事や学校の都合で、毎日通うことができない方がいる。
 - ・オンラインであれば参加できる方がいる。
- 参加者の卒室後の見通しについて、相談体制等どのような支援ができるのか考える必要がある。
- 連絡、相談体制を整えるなど、保護者の関係構築を図る必要がある。
- 自宅から会場までの距離によって、通うための交通費等の金銭面の負担が大きく、支援の在り方について考える必要がある。
- 広報活動を充実させ、夜間中学や体験教室への理解と、必要としている方への周知を図る必要がある。
- 現在参加されている方の学びの継続をどう確保するかについて考える必要がある。(特に四日市会場の参加者やオンラインによる参加者)。

III 三重県立夜間中学の設置に係る基本構想（めざす姿）

一人ひとりの願い（〇〇たい）が 芽生える 伸びる 広がる 学校

- ・年齢や国籍、学びの経験を越えて、学ぶ楽しさを実感し、自分の願いや夢へのチャレンジが芽生える学校
- ・安心して学ぶことができる環境の中で、多様な学びや体験を通して、願いや夢をかなえる力が伸びる学校
- ・語り合い、認め合い、学び合いながら、さまざまつながりを通じて、卒業後のイメージが広がる学校



IV 三重県立夜間中学のめざす姿の実現に向けた学校設置の枠組み

IV-1 芽生える

1 学びの機会の確保

さまざまな理由により、義務教育を十分に受けられなかつた方の「学びたい」という願いや思いを大切にし、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすため、生徒を柔軟に受け入れて、義務教育の内容を学ぶ機会を提供します。

【入学対象者】

三重県内に在住・在勤の学齢期（満15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）を過ぎた人で、以下のいずれかの要件を満たす者を入学対象とする。

- さまざまな理由により義務教育を修了していない人
- 不登校などの理由により義務教育を十分に受けられなかつた人
- 本国やわが国で義務教育を修了していない外国籍の人
- その他学校長が入学を認めた人

(学齢期の生徒を受け入れる「学びの多様化学校」¹については、今後、文部科学省へ申請する。)

【学校規模】

全校生徒50人程度を想定する。

【修業年限】

通常の中学校と同様に3年間で中学校の教育課程を修了することとするが、個々の状況に応じて、最長9年を目安として在籍を可能とする。

【入学時期・編入学対応】

4月入学を基本としつつ、年度途中の入学希望者に対しても、個々の状況に応じて入学を認めることとする。また、適切な学びの期間を設定するため、中途学年の2年、3年からの編入学も可能とする。開校時においても、入学希望者の学習状況（外国にルーツのある方は、日本語能力を含む）を確認し、すべての学年への入学を可能とする。

【教職員】

さまざまな生徒を受入れ、個に応じたきめ細かな指導や、異年齢同士の探究的な学習等の多様な学びに対応できるような指導・支援体制を構築するため、教職員を十分に配置するとともに、学習支援員やスクールサポートスタッフ等の参画を得ます。

¹ 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらず特別の教育課程を編成することができるとする特例措置によって文部科学大臣から指定された学校。

2 不登校等さまざまな事情をもつ人の学びの場づくり

誰一人取り残さない教育の実現のため、学齢期の生徒について、「学びの多様化学校」の申請や、在籍校に籍を残したままの通学を可能とするといった受け入れ方策について検討します。また、義務教育を十分に受けられないまま、高等学校や専修学校等に入学した方についても、在籍校に籍を残したまま、夜間中学の学びの場に参加できるよう検討します。

3 誰もが通いやすい学習環境の実現

生徒が、それぞれの事情に合わせて、学ぶ時間を選択することができるよう、昼間部と夜間部を設置します。また、通学が困難な生徒のため、分校又は分教室の設置を検討します。

【時間割（イメージ例）】月～金 週5日

校時		授業時間
0校時（昼①）	15：25～16：05	40分
1校時（昼①）	16：10～16：50	40分
2校時（昼②）	16：55～17：35	40分
HR	17：35～17：45	
3校時（昼③）（夜①）	17：45～18：25	40分
食事・休み時間	18：25～18：45	
4校時（昼④）（夜②）	18：45～19：25	40分
5校時（夜③）	19：30～20：10	40分
6校時（夜④）	20：15～20：55	40分

※上記はイメージ例であり、令和6年度に詳細の検討を進める。

4 ICTの活用

1人1台デジタル端末等の情報通信技術（ICT）を日常的に活用することにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を組み合わせ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。また、授業をオンラインで配信し、授業が行われる教室以外の校内で履修したり、端末を自宅に持ち帰って自主学習したりするなど、いつでもどこでも学ぶことができる環境を整備します。

5 多文化共生のための環境づくり

国籍や母語、文化の違いを越えて、誰もが安心して、共に学ぶことができる教育環境づくりを目指します。具体的には、初期日本語指導の実施等、日本語教育を充実させるとともに、日本文化への理解が促進する授業を行います。また、やさしい日本語による対話やお互いの国の文化を知る授業等を通して、生徒が多文化共生について考える教育を実践します。

6 身体的・経済的不安への対応

夜間中学は、学びのセーフティーネットとしての役割が求められていることから、身体的事情により就学を断念する事がないよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを考慮した施設・設備を整備します。また、健康面に配慮して、県立みえ夢学園高等学校の食堂を活用し、食事できるようにします。さらに、経済的事情により就学を断念する事がないよう、生徒負担の軽減に努め、各市町と連携しながら就学支援体制づくりに取り組みます。

7 教育相談体制の充実

学習や生活上の悩み、将来に向けての不安等さまざまな相談を受け、生徒の気持ちに寄り添い、生徒と教職員の共感的な人間関係を構築するとともに、スクールカウンセラー²やスクールソーシャルワーカー³、日本語に不安をもつ生徒・保護者への対応が可能な通訳を活用するなど、きめ細かな教育相談体制を整備します。

² 生徒たちの心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。精神科医のほか、公認心理士、臨床心理士、学校心理士等があり、生徒へのカウンセリングや教職員および保護者に対する助言・援助を行う。

³ 教育機関を活動の場とする福祉事業（ソーシャルワーク）従事者。主に、生徒の立場から、問題解決ができる環境づくりを推進することを旨とする。

IV-2 伸びる

1 一人ひとりのニーズに応じたコースの設定

授業時間や、授業内容を柔軟に設定し、小学校の学習内容も含め、一人ひとりの習熟の度合いや理解の進度に応じた学びができるコースと、「学びの多様化学校」として特別に編成された教育課程を学ぶコースを選択できるようにします。

各コースでは、個別最適な学びの実現のため、生徒の実態に応じて、一斉授業、グループ学習、個別指導を組み合わせ、柔軟に授業を展開します。また、教科によって、コースを超えた合同学習、探究的な学習、教科横断的な学習を行うなど、生徒の多様性を最大限に活かした協働的な学びの時間を設定します。

学習指導要領に沿った学びを基本としますが、いずれのコースであっても、生徒一人ひとりの学びの習熟や目的に応じて、学習内容を個別に計画し、個に応じた授業の実現に向けて取り組みます。

さらに、日本語に不安を持つ生徒への配慮として、やさしい日本語による授業行ったり、集中的に初期日本語指導を受けられたりするようにします。

【コース設定（例）】

Aコース：一人ひとりの習熟の度合いや理解の進度に応じて学ぶコース

Bコース：「学びの多様化学校」として特別に編成された教育課程を学ぶコース

Aコース（年間授業時数700時間程度）	Bコース（年間授業時数750～770時間程度）	
小学校の基礎基本の内容	ファースト	中学1年生の内容
中学1～3年生の内容	セカンド	中学2年生の内容
	サード	中学3年生の内容

※コース名は、仮称とする。

※コースをまたいだ教科の履修については、今後検討する。

※学齢期の生徒については、「Bコース」を履修する。

2 実生活に役立つ魅力ある授業づくり

生徒が、身につけた知識・技能を、将来の夢の実現や実生活に役立てられるよう、さまざまな学習教材の活用や探究的な学習の実施等、魅力ある授業づくりに取り組みます。また、教職員が、生徒の学習による伸びを積極的に認めるとともに、生徒が自らの成長を実感し自信を得られるよう支援します。

【授業（例）】

三重の文化・伝統に関する学習、人権教育、防災教育、消費者教育、芸術活動

3 キャリア教育の充実

自分の人生を豊かにしていくために、学びと将来の夢とのつながりを意識し、卒業後の進路はもとより、将来を設計できる能力を身につけ、生徒自ら自己肯定感・自己有用感を高められるようキャリア学習支援員⁴や就職実現コーディネーター⁵等を活用したキャリア教育を推進します。

4 学校行事や体験活動等の充実

高校や地域、企業と連携・協働して、学校行事や体験活動の機会を充実させることで、生徒が、学校ならではの活動を楽しめるようにします。また、生徒自ら学校をつくっていくという主権者意識の醸成のため、生徒会活動を充実させます。

【学校行事や体験活動（例）】

体育祭、文化祭、校外学習、文化芸術鑑賞、eスポーツ、清掃活動、地域との交流

5 健康・レジリエンス教育の充実

生徒一人ひとりが、身近な生活における健康課題に関する意識や知識を高め、予防的な生活習慣の獲得や行動変容につながるよう健康教育を推進します。また、学校生活や友人関係でのつまずきをしなやかに受け止めて、乗り越えることができるよう、レジリエンス教育を取り組みます。

【健康・レジリエンス教育（例）】

がん教育、性教育、ソーシャルスキルトレーニング

⁴ キャリア教育や就職支援に係る業務の経験等を有する人材。キャリア学習を推進するとともに、卒業年次の生徒への就職支援を行う。

⁵ 企業等で人事部門の経験等を有する人材。新たな求人開拓や就職相談、企業情報の提供による就職支援及び職場定着支援を行う。

N—3 広がる

1 人とのつながり

さまざまな年齢や国籍の生徒が在籍する特徴を活かし、互いの多様さを尊重しながら、生徒も教職員もともに学び合える環境をつくります。学年や選択コースを越えて仲間と学習したり、活動したり、語り合ったりする機会をつくるとともに、県立みえ夢学園高等学校と併設することを活かし、授業や学校行事において交流する機会を設けます。

2 地域・社会とのつながり

地域学校協働活動等、地域の方々とつながる機会を設定し、地域・社会の温かい見守りや励ましを通じて、生徒が自分の良さや可能性に気づき成長できるようにします。

また、三重の自然、歴史や文化に触れる体験的な学びを通じて、郷土への関心をもち、愛着と誇りの醸成を図ります。

3 未来とのつながり

高等学校や専修学校への進学、就職等、生徒が望む進路を実現し、卒業後の新たな場所での活躍につながるよう、夜間中学において個々のニーズに合わせた学習・体験活動の提供に取り組みます。

IV-4 円滑な学校運営のために

1 教職員の働きやすさの確保

学校が教職員のウェルビーイングを確保することが生徒たちのウェルビーイングを高めることにつながることから、コミュニケーションの活性化を図りながら、教職員がゆとりとやりがいをもって生徒と向き合う時間の確保や、きめ細かな対応ができるような場にします。具体的には、円滑に執務、作業、打ち合わせ等を行えるスペースやリフレッシュスペースの確保、校務のICT化等に取り組みます。

2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

公立夜間中学は、主役である生徒や保護者、地域の方々のニーズを踏まえ、常に変化し続ける必要があります。そのため、開校後も学校運営協議会の開催などにより、継続的に学校の運営状況を確認・改善するとともに、学校・家庭・地域が連携して双方向の地域学校協働活動に取り組みます。

3 関係機関等との連携

- (1) 各市町の教育委員会と連携し、夜間中学の運営に関する情報を共有するとともに、生徒の円滑な受け入れのため、就学支援や広報、相談窓口の設置について対応を協議します。
- (2) ひきこもり支援等の社会福祉や医療に係る関係機関と連携し、社会的支援や医療的配慮が必要な生徒に対して、社会的孤立が起こらないよう支援します。
- (3) 外国人児童生徒の学習支援を行う団体と連携し、外国につながる方に対する学びの支援に取り組みます。

4 県内の教職員へ理念の普及

県立夜間中学に勤務する教職員に対して、やさしい日本語等の研修機会の充実を図るとともに、県内の教職員に対して、県立夜間中学での研修機会を提供するなど、夜間中学の理念の普及や教員の資質の向上に努めます。

5 県民への広報・周知

関係機関と連携しながら適切な時期に説明会を開いたり、多言語版リーフレットを作成したりするなど、対象となる方やその周りの方々に届く情報提供を進めるとともに、県民のみなさまに夜間中学を広く理解していただくための広報・周知に取り組みます。

資料編

【資料1】

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の概要について ······ P22

(出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第3次改訂版）抜粋」)

【資料2】

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要） ······ P25

(出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第3次改訂版）抜粋」)

【資料3】

夜間中学における教育課程の特例について

(学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の概要) ······ P27

(出典：文部科学省通知)

【資料4】

夜間中学の設置促進等に係る政府方針等 ······ P28

【資料5】

夜間中学設置検討委員会 委員名簿 ······ P29

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の概要について (平成二十八年十二月十四日法律第百五号)

I. 総則（第1条～第6条）

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意見を尊重しつつ、年齢又は国籍にかかわりなく、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自律的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教室水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針（第7条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員・心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等

（第14条・第15条）

- 1 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の始めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間が経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であつて学校における就学の機会が提供されなかつたもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - ・ 夜間中学を新たに設置すること
 - ・ 夜間中学を既に設置している場合は、受け入れる対象生徒の拡大を図ることなどに取り組むことが求められる
- 2 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談

VI. その他

- 1 公布日から2ヶ月後に施行（VIは公布日から施行）
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

**義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する
基本指針（概要）** （平成29年3月3日文部科学大臣決定）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置づけ
- 基本的な考え方
 - ・不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ◆魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
 - ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
 - ◆不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
 - ◆不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと
 - ◆就学に課題を抱える外国人の子どもに対する配慮等が必要
 - ・夜間中学等における就学の機会の提供等
 - ◆設置の促進や多様な生徒の受け入れを推進することが必要
 - ・国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力のある学校づくり
 - ・魅力あるより良い学校づくり
 - ・いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・児童生徒の学習状況に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - ◆不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進等
 - ・不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - ◆特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体との連携、ICT等を通じた支援や学校訪問、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性等
 - ・不登校等に関する教育相談体制の充実
 - ◆教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中学等の設置の促進等
 - ・ 設置の促進
 - ◆ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第 15 条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
 - ・既設の夜間中学等における教育活動の充実
 - ・自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ
 - 義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受け入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 教材の提供その他の学習支援
- 国民の理解の増進
- 相談体制等の整備
- 人材の確保

**夜間中学における教育課程の特例について
(学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の概要)**

<趣旨>

義務教育未修了である学齢期を経過した者等（以下「学齢経過者等」という。）の就学機会の確保に、中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備（学校教育法施行規則を改正）

<概要>

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ
 - ①各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって編成すること。
 - ②中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとすること。
 - ③その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとすること。

<留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行うこと。
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標（学校教育法第 21 条に規定）を達成するうえで必要な内容により編成すること。
- 学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断すること。
- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第 56 条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請を要する。

<関係法令>

学校教育法施行規則第 56 条の 4、第 79 条、第 79 条の 6、第 108 条第 1 項及び第 132 条の 5

※ 本制度は、平成 29 年 3 月 31 日から適用

夜間中学の設置促進等に係る政府方針等について

菅内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日衆議院予算委員会)

夜間中学は、高齢のかたや不登校経験者など、十分な教育を受けられなかつた方々に対して、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしていると認識しております。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・政令都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

○夜間中学の設置・充実

・学齢経過者であつて小・中学校等における就学の機会が提供されなかつた者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となつている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担つていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

夜間中学設置検討委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

○	うとう 宇藤 美帆	公益財団法人三重県国際交流財団国際教育課長
◎	おかだ 岡田 敏之	基礎教育保障学会会長
	かわぐち 川口 佳奈枝	みえ夜間学級体験教室「まなみえ」参加者
	さかとく 酒徳 宏	津市立東橋内中学校校長
	しょうむら 庄村 哲	三重県立みえ夢学園高等学校校長
	しろのうち 城之内 康仁	一般社団法人基礎教育保障研究所理事長
	しんや 新矢 麻紀子	大阪産業大学国際学部国際学科教授
	たけざわ 竹澤 尚美	伊勢市ひきこもり地域支援センターつむぎセンター長
	なかた 中田 雅喜	松阪市教育委員会教育長
	ほんだ 本田 実	亀山市立亀山中学校教諭

※◎：委員長、○：副委員長

三重県立夜間中学設置基本方針

令和6年（2024年）3月

編集・発行 三重県教育委員会小中学校教育課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

T E L 059-224-2766 F A X 059-224-3023

報告 3

「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」最終案
について

「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」最終案について、別紙
のとおり報告する。

令和5年11月27日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」 最終案について

三重県部活動のあり方検討委員会等での協議及びパブリックコメントを経て、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」について、最終案をとりまとめました。

1 中間案からの主な変更点

(1) 「Ⅲ 大会等の在り方の見直し」

学校部活動および地域クラブ活動のどちらにも関わる内容であり、地域クラブ活動方針から、新たに項目を起きました。

(2) 「I 新たな地域クラブ活動 (3) 指導者 ②適切な指導の実施」

「性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深める」と加筆修正し、参考文献⑧として公益財団法人日本スポーツ協会「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン」を追加します。

(3) 「I 新たな地域クラブ活動」

根拠法令として、「学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き」と加筆修正します。

2 県民意見の募集（パブリックコメント）の実施状況

(1) 実施期間

令和5年10月6日（金）から令和5年11月5日（日）まで

(2) 意見数

中間案に対するパブリックコメントを実施したところ、80件の意見（内容を整理し64件に集約）をいただきました。

3 今後の予定

- (1) 12月中に「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」をHP上で公表し、関係者に通知するとともに市町担当者会議等で説明します。私立学校には、環境生活部を通じて情報提供します。
- (2) 「部活動のあり方検討委員会」「作業部会」「市町担当者会議」を通して、各市町における取組状況を把握するとともに課題解決に向けた取組を推進します。
- (3) 国の動向を注視し、必要に応じて本ガイドラインおよび方針の改訂等について検討します。

【参考】「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」の策定過程

1 策定体制

【部活動のあり方検討委員会】

生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を確保するとともに、部活動における教員の負担軽減も踏まえ、学校における部活動のあり方、部活動の地域連携・地域移行の推進を図ります。

【部活動のあり方検討委員会作業部会】

学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行について検討するため、教育委員会事務局：保健体育課、教職員課、小中学校教育課、地域連携・交通部：スポーツ推進課、競技力向上対策課、環境生活部：文化振興課による作業部会を設け、本ガイドラインおよび方針の策定や課題解決を図ります。

2 策定経過（令和5年度）

第1回 部活動のあり方検討委員会作業部会（5月）

第1回 部活動のあり方検討委員会（6月）

第2回 市町教育長会議（7月）

第2回 部活動のあり方検討委員会作業部会（7月）

第2回 部活動のあり方検討委員会（9月）

教育委員会定例会（9月）

県議会教育警察常任委員会（10月）

第3回 市町教育長会議南勢志摩地域（10月）

第3回 市町教育長会議東紀州地域（10月）

第3回 市町教育長会議津・松阪および伊賀地域（10月）

第3回 部活動のあり方検討委員会作業部会（11月）

第3回 市町教育長会議北勢地域（11月）

第3回 部活動のあり方検討委員会（11月）

教育委員会定例会（11月）

県議会教育警察常任委員会（12月）

市町担当者会議（4回）

三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針（最終案 概要）※中間案からの変更点

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から基本的な考え方として、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、令和5～7年度までの3年間を改革期間と位置づけ、地域連携・地域移行指向へ位置づけた環境整備のための実証事業等に取り組み、段階的な地域連携・地域移行を進めることとされた。これを受けて、三重県教育委員会では、「三重県部活動ガイドライン」をベースに、国のがいドラインと並んで新たに「三重県部活動ガイドライン」を策定を進めている。

※「三重県部活動ガイドライン」は中学生および高校生を対象とする。「新たな地域クラブ活動方針」「大会等の在り方の見直し」は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

◎ 三重県部活動ガイドライン

1 学校教育の一環としての部活動

(1) 学校部活動の意義

(2) 部活動の現状と課題

(3) 安全面への配慮※参考文献③ 加筆

2 適切な部活動の運営の在り方

- 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、強制的に加入させることがないようにする。
 - (1) 適切な活動計画の作成と共通理解
 - (2) 参加大会等の精選
 - (3) 休養日・活動時間の設定
 - (4) 適切な部活動指導に向けた研修

◎ 新たな地域クラブ活動方針

I 新たな地域クラブ活動※修正

1 適切な運営や効率的な活動の推進

(1) 地域クラブ活動に参加を希望するすべての生徒を想定

(2) 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実、関係者間の連携体制の構築等

(3) 指導者の質の保障と量の確保、適切な指導の実施、指導を希望する教員等の兼職兼業※②イ 修正

(4) 三重県部活動ガイドライン2 (1) [に準じた活動内容

(5) 三重県部活動ガイドライン2 (3) [に準じた適切な休養日等の設定

(6) 活動場所として学校等公共施設を活用

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

(8) 怪我等が生じても適切な補償が受けられるよう保険の加入を促進

(9) 安全管理と事故発生時の適切かつ迅速な対応

2 学校との連携等

学校・家庭・地域の相互の連携・協働。地域クラブ活動と部活動との共通理解。県および市町から地域クラブ活動への指導助言。学校の設置者および校長は地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知。

III 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

(2) 関係者からなる協議会等検討体制の整備

(3) 研修会の開催や希望する教員の兼職兼業等指導者の確保

(4) 地域の実情に応じた段階的な体制の整備

2 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

令和5～7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ

3 総合的・計画的な取組

国ガイドライン・本方針を参考に、市町方針を作成し、地域移行を推進

◎ 大会等の在り方の見直し※項目出し

1 大会主催者は地域クラブ活動等も参加できるよう参加資格を見直す

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制を整備する

(1) 地域クラブ活動の大会等引率は、実施主体の指導者等が行う

(2) 教育委員会や校長は、大会等運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う

3 熟中症対策等、生徒の体調管理を最優先に対応する

三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針 新旧対照表

P	最終案	中間案	備考
6	<p>(5) 部活動指導の在り方の見直し</p> <p>① 部活動の運営</p> <p>部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものであります。その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、部活動を実施する場合には、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保の観点から円滑に部活動を実施できる部活動数とする必要があります。</p>	<p>(5) 部活動指導の在り方の見直し</p> <p>① 部活動の運営</p> <p>部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものであります。その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、部活動を実施する場合には、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保の観点から円滑に部活動を実施できる部活動数を設置する必要があります。</p>	修正 (県立校長会)
7	<p>(6) 体罰等の根絶</p> <p>体罰は学校教育法でも禁じられている決して許されない行為です。部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはなりません。研修等を重ね、指導力の向上を図り、生徒の「心に響く指導」を心がけてください。</p>	<p>(6) 体罰等の根絶</p> <p>体罰は教育基本法でも禁じられている決して許されない行為です。部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あてはなりません。研修等を重ね、指導力の向上を図り、生徒の「心に響く指導」を心がけてください。</p>	修正 (パブコメ)
10	<p>◎ 新たな地域クラブ活動方針</p> <p>I 新たな地域クラブ活動</p> <p>地域クラブ活動は、<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)</u>又は<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)</u>に基づき、<u>学校の教育課程として行われる教育活動を除き、社会教育法上の「社会教育」(主として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育およびレクリエーション活動を含む。))</u>の一環として捉えることができ、また、<u>スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものとされることから、学校と連携し、部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の觀</u></p>	<p>◎ 新たな地域クラブ活動方針</p> <p>I 新たな地域クラブ活動</p> <p>地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」【主として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育およびレクリエーション活動を含む。)】の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものとされることから、学校と連携し、部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の觀</p>	追記 (パブコメ)

	法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものとされることから、学校と連携し、部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要とされています。	点からも充実を図ることが重要とされています。	
12	(3) 指導者 ②適切な指導の実施 イ また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を研修等で修得するとともに、性的指向・性自認(SOGI)に関する理解を深めるよう努めるものとします。 <u>(※参考文献⑧参照)</u> 【三重県部活動ガイドライン 2(3)(4)に準ずる】	(3) 指導者 ②適切な指導の実施 イ また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を研修等で修得するよう努めるものとします。【三重県部活動ガイドライン 2(3)(4)に準ずる】	追記 (パブコメ)
2	参考文献 <u>⑧「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン」公益財団法人日本スポーツ協会</u>		追記 (パブコメ)

県民意見の募集（パブリックコメント）の結果概要

1 パブリックコメント実施（意見募集）期間

令和5年10月6日から令和5年11月5日まで

2 意見内容

(1) 意見数

80件のご意見をいただきました。これらの中には、同内容の意見もございましたので、整理のうえ64件に集約しました。

(2) 項目別意見件数

項目	意見数
はじめに	5
◎ 三重県部活動ガイドライン	
1 学校教育の一環としての部活動	5
2 適切な部活動の運営の在り方	29
◎ 新たな地域クラブ活動方針	
I 新たな地域クラブ活動	1
1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	19
2 学校との連携等	
II 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備	
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	6
2 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進	
3 総合的・計画的な取組	
III 大会等の在り方の見直し	
1 生徒の大会等の参加機会の確保	2
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	2
3 生徒の安全確保	1
終わりに	1
令和5年度～7年度改革推進期間における休日の部活動の地域連携・地域移行イメージ、地域連携・地域クラブ活動イメージ図	1
全般	8
合計	80

(3) 対応状況

対応区分	件数
① 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	4
② 意見や提案内容が既に反映されているもの	5
③ 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	30
④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	19
⑤ その他（①～④に該当しないもの）	6
合計	64

三重県部活動ガイドラインおよび 新たな地域クラブ活動方針（最終案）

令和5年12月

三重県教育委員会

三 重 県

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導のもと、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有していました。

しかしながら、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。特に、中学校の部活動においては、生徒にとって望ましい部活動を持続可能なものとするために、休日における部活動の段階的な地域移行を進めていく必要があります。

県教育委員会では、令和2年度に「部活動のあり方検討委員会」を設置し、地域移行も含めた持続可能な部活動のあり方について協議するとともに、令和3年度からは、中学校における休日の運動部活動の実践研究を、3市町4中学校のモデル校で実施しました。また、中学校の部活動改革はすべての市町に関わるものであり、地域でさまざまな事情が考えられることから、令和4年1月から市町と定期的に協議したり、情報交換したりする場を設けるとともに、各市町の取組予定、進め方、課題となることなどを把握し共有してきました。

国においては、平成31年1月の中央教育審議会で、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが答申され、令和2年9月には、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、休日の部活動の段階的な地域移行が示されました。また、令和4年6月及び8月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、これを踏まえて令和4年12月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下、「国のガイドライン」とする)が策定されました。

県教育委員会は、平成30年3月に国のガイドラインを踏まえ、「三重県部活動ガイドライン」を策定しました。今回、県教育委員会では、これまでの三重県部活動ガイドラインは踏襲しつつ、「新たな地域クラブ活動」については、国のガイドラインを盛り込む策定方針のもと、「地域連携・地域移行」部分について、スポーツ推進局・環境生活部とともに検討し、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」(以下、「本ガイドラインおよび方針」とする)を策定しました。

「本ガイドラインおよび方針」に基づき、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、学校部活動、地域クラブ活動の適切な運営に取り組んでまいります。

「本ガイドラインおよび方針」のうち「三重県部活動ガイドライン」は中学生・高校生を対象とし、「新たな地域クラブ活動方針」「大会等の在り方の見直し」については、公立中学校の生徒の活動を対象としています。

目 次

◎ 三重県部活動ガイドライン

1	学校教育の一環としての部活動	1
(1)	学校部活動の意義	1
(2)	部活動の現状と課題	1
	① 生徒の健全な成長の視点から	
	② 生徒にとって望ましい部活動の視点から	
(3)	安全面への配慮	2
2	適切な部活動の運営の在り方	3
(1)	適切な活動計画の作成と共通理解	3
(2)	参加大会等の精選	3
(3)	休養日・活動時間の設定	4
	① 休養日の設定	
	② 活動時間の設定	
(4)	適切な部活動指導に向けた研修	6
(5)	部活動指導の在り方の見直し	6
	① 部活動の運営	
	② 地域人材の活用	
	③ 合同チーム・団体の取組	
	④ 中学校における部活動の地域連携	
(6)	体罰等の根絶	7
(7)	安全管理と事故発生時の対応	7

◎ 新たな地域クラブ活動方針

I 新たな地域クラブ活動

1	適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	10
(1)	参加者	10
(2)	運営団体・実施主体	10
	① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実	
	② 関係者間の連携体制の構築等	
(3)	指導者	11
	① 指導者の質の保障	
	② 適切な指導の実施	
	③ 指導者の量の確保	
	④ 教員等の兼職兼業	
(4)	活動内容	13
(5)	適切な休養日等の設定	13

(6) 活動場所	14
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	14
(8) 保険の加入	15
(9) 安全管理と事故発生時の対応	15
2 学校との連携等	15

II 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	17
(1) 休日の活動の在り方等の検討	17
(2) 検討体制の整備	17
(3) 指導者の確保	18
(4) 段階的な体制の整備	18
2 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進	18
3 総合的・計画的な取組	19

◎ 大会等の在り方の見直し

1 生徒の大会等の参加機会の確保	20
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	20
(1) 大会等への参加の引率	20
(2) 大会等の運営への従事	20
3 生徒の安全確保	21

終わりに ······ 22

(参考)

- ・令和5年度～7年度改革推進期間における休日の部活動の地域連携・地域移行イメージ
- ・地域連携・地域クラブ活動イメージ図
- ・県内で地域移行を先行している市町の事例

◎ 三重県部活動ガイドライン

1 学校教育の一環としての学校部活動

(1) 学校部活動の意義

学校部活動(以下、「部活動」とする)は、学校教育の一環として、学級や学年の枠をこえて、興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に集い、指導者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通して、人間関係の大切さなどを学ぶことができる活動です。

部活動における教育的意義や効果を高めるため、短期間で活動の成果(試合に勝つなど)を求める以上に、生徒が意欲的に参加できる環境づくりや生活のバランスを考慮した運営を心がけるなど、適切かつ効果的な指導が必要です。

(2) 部活動の現状と課題

① 生徒の健全な成長の視点から

県教育委員会の令和4年度学校体育・部活動実態調査によると、本県公立中学校および県立高等学校(全日制)における部活動への加入率は、中学校では、運動部で約70%、文化部で約20%の合わせて約90%、高等学校では、運動部で約53%、文化部で約31%の合わせて約84%となっており、多くの生徒が部活動に加入しています。

成長著しい時期や体の発育発達が不安定な時期に、過度な活動(休養日を設けない・長時間の練習等)や効果的でない活動は、生徒の心身に大きな負担を与えるとともに、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことにもつながります。

加えて、過度な活動が続くことで、対象への興味・関心を失い、ドロップアウト(離脱)やバーンアウト(燃え尽き症候群)に陥ることもあります。

そのため、適度な活動に向けては、休養日や活動時間の設定に配慮することが大切です。また、生徒の発育発達には個人差が大きいため、指導者は「個に応じた指導」について配慮するとともに、部活動の指導ではメリハリをつけ、活動終了後は、できるだけ早く帰宅できるよう、帰宅指導を行うことも大切です。

なお、生徒の健全な成長には、家庭の役割も重要であることから、食事や休養(睡眠)等の基本的な生活習慣を身に付けることについて、家庭との連携が不可欠となります。

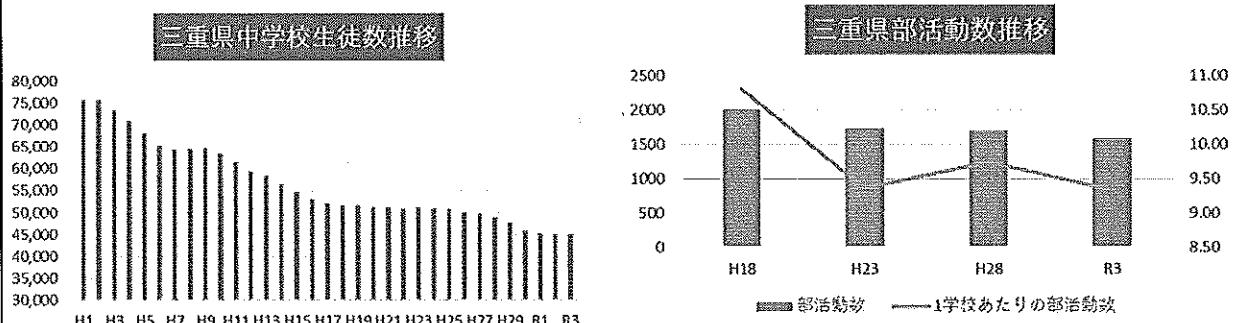
生徒の家庭生活を充実させるためには、部活動の運営や方針について、家庭と共に理解を図り、生徒の健全な成長を中心に据える活動が求められています。

② 生徒にとって望ましい部活動の視点から

少子化による生徒数・教員数の減少を背景に、部活動数が減少しており、教員自身が活動経験のない部活動を指導するケースも見られることから、持続可能性という点において厳しさが増しています。(※図1参照)

生徒にとって望ましい部活動の環境を整えていくためには、校長は教員の専門性や校務分掌の状況に加え、負担の度合い、地域人材活用の可能性等も踏まえて顧問を適正に配置することなど、部活動の運営について、実態の把握・見直し等を図っていくことが求められています。

(図1)



【県内中学校の状況】

	中学校生徒数	運動部活動数	1学校あたりの運動部活動数
平成18年	55,103人	1,999	10.81
令和3年	44,924人	1,586	9.33

三重県 中学校卒業者数の推移と予測（含社会増減）

令和5年3月 16,055人 令和14年3月予測 13,487人

(3) 安全面への配慮

体育・スポーツ活動には、怪我等に結びつきやすい要素や要因が含まれています。特に運動部活動では、保健体育科の授業よりも、活動の強度や量が増すことから、けが等の発生や、場合によっては重篤なケースが起こることが考えられます。

(参考) 日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」より

H17～R3 の障害見舞金件数 体育・保健体育授業 977 件、体育的部活動 2545 件

H17～R3 の死亡見舞金件数 体育・保健体育授業 93 件、体育的部活動 229 件

「活動しているのだから、怪我や事故は、ある程度起こっても仕方がない」ということではなく、怪我や事故を未然に防止し、安全な活動を継続するため、学校全体において共通理解を図るとともに、手立てや救急体制の明確化等の整備が求められています。

そのため学校は、県教育委員会が作成している「学校管理下における危機管理マニュアル（毎年度改訂）」や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している「なくそう運動部活動の事故」等を参考にして、学校全体で共通理解を図り、事故防止に努めていくことが必要です。

参考文献

- ①「学校管理下における危機管理マニュアル（毎年度改訂）」三重県教育委員会
- ②「なくそう運動部活動の事故」独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ③「熱中症環境保健マニュアル 2022」環境省
- ④「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」文部科学省、スポーツ庁、文化庁
- ⑤「兼職・兼業の促進に関するガイドライン」厚生労働省
- ⑥「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）（フローチャート編）」独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ⑦「学校教育活動における熱中症事故防止について（通知）」三重県教育委員会通知
- ⑧「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン」公益財団法人日本スポーツ協会



2 適切な部活動の運営の在り方

部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする必要があります。

また、学校教育の一環として行われる部活動の教育的意義や効果が高まるよう、「生徒の健全な成長」、「生徒にとって望ましい部活動」の視点から、学校では本ガイドラインおよび方針等に基づき、活動状況を再確認するとともに、必要に応じて見直すことが大切です。

(1) 適切な活動計画の作成と共通理解

学校は、学校教育目標や本ガイドラインおよび方針等に基づき、部活動の意義を踏まえた学校部活動運営方針を作成し、各部活動の指導者をはじめ全教職員は、この方針で示された指導のねらい、指導上の留意点等について共通理解することが必要です。そのうえで、指導者の指導理念を示すとともに、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部活動の活動計画等を立てることが必要です。

指導者は、活動方法の工夫等を行いながら、過度な指導とならないよう、生徒の発育・発達段階に応じた活動日数や活動時間を設定し、年間計画・月間計画・日々の活動計画を立てることで、生徒に活動の見通しを持たせながら、活動を展開させていきます。

また、運動部活動では、指導計画等を立てるにあたって、大学や研究機関等での科学的な研究や科学的根拠等から得られたスポーツ医・科学の視点を取り入れることも大切です。

学校部活動運営方針や各部活動の活動計画と活動実態(時間、内容等)を、適宜、振り返ることで、部活動が適切に運営されているかどうか検証し、必要に応じて見直すことが大切です。

県教育委員会は、本ガイドラインおよび方針を踏まえた各校での取組状況(活動運営方針、休養日・活動時間の設定等)について、学校体育・部活動実態調査(県教育委員会事務局保健体育課実施)等を通して把握し、指導・助言します。

【各部活動の活動計画作成にあたって】

- 学校教育目標および「学校部活動運営方針」を基に計画する。
- 生徒の発育・発達段階、運動能力、活動経験等を考慮する。
- 参加する大会等の期日を考慮し、基礎練習期、大会等の想定練習期、大会・コンクール期、休養期の設定等、練習と休養のバランスに配慮する。
(参加大会等および校外活動の精選、種目(競技)の特性等も考慮し計画する)
- 体育大会・文化祭などの学校行事に配慮する。
- 放課後活動は、日没時刻等の安全面を考慮し、下校時刻を守る。
- ※ 校長は、各部活動の計画およびその活動について確認し、必要に応じて改善を図る。
- ※ 活動計画は、保護者等にも示し、理解を得ることが大切である。特に、校外での活動にあたっては、「いつ・どこで・どのような大会等」があるかを事前に早く知らせるとともに、参加方法等の詳細についても伝える必要がある。

(2) 参加大会等の精選

日常活動の成果を発揮する場として、県学校体育(文化)連盟主催の大会やコンクールのほか、関係団体が主催する大会等が多く開催されています。

特に、関係団体が主催するものは、週休日（休日）に開催されることが多いため、生徒や指導者は、週休日に休養を取りにくくなります。

大会等への参加は、日常活動の成果や課題を確認できるなど、十分に意義のあるものですが、生徒・指導者の健康面や安全面、さらには費用等の負担についても配慮することが大切です。そのため、学校においては、生徒・保護者へ理由等を十分説明したうえで、参加する大会やコンクール、校外での練習試合、合同練習会について精選することが必要です。

（3）休養日・活動時間の設定

① 休養日の設定

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためには、休養日を設定し、生徒の心身の疲労回復や負担軽減を図ることが必要です。特に、中学生の時期は、個人差もありますが、呼吸器や循環器系が発達する頃といわれます。このように発育・発達過程にある不安定な時期には、オーバーワークにならないよう配慮することが大切です。

過度な活動により、「部活動の練習等で疲れて、授業に集中できない」というようなことでは、学校教育の一環としての活動から外れたものになってしまいます。

指導者が生徒のことを考え、「上達させたい」や「大会で勝たせたい」と願い、生徒も「大会等で結果を残したい」という思いから人一倍練習しようとするこどもありますが、生徒の健康や安全を最優先し、活動計画を立て、活動の見通しを持つことが必要です。

【中学校】（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む）

☆ 1週間のうち、2日は休養日を設定する。（うち、1日は土曜日又は日曜日とする）

【高等学校】（特別支援学校高等部を含む）

☆ 1週間のうち、1日は休養日を設定する。（土曜日又は日曜日の1日とする）

※ 各学校での設定については、「全ての部活動が一斉に設定する」「（活動場所の有効利用等を考慮し）部活動によって違う曜日に設定する」ことが考えられる。各学校の実情に合わせ、休養日を設定する。

※ 大会開催等により、上記のとおり休養日が設定できない場合は、事前に活動計画等により校長の承認を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定する。

※ 生徒の状況（疲労の様子等）によっては、休養日を複数日設定する。

《週休日に休養日を設定できない場合の対応例》

- 各学校体育・文化連盟等が開催する大会等について、会場借用や役員派遣の関係から、週休日に大会等を開催せざるを得ない実態がある。年間又は月間の活動計画により、活動（参加大会等）の見通しを持ち、必ず休養日を設定する。
- 週休日に開催される大会等において、勝ち進むなどの理由から、引き続き、翌週の週休日にも活動しなければならない場合は、適宜、その間の平日に休養日を設定したり、その大会等の終了後、まとめて（連続した）休養日を設定したりする。

平成31年3月改訂 三重県部活動ガイドラインより

② 活動時間の設定

活動時間については、生徒の体力や技能を考慮し、過度な負担にならないようにするとともに、競技の特性やシーズンの有無も考慮しながら適切に設定することが大切です。

活動時間を適切に設定することにより、生徒の家庭学習や睡眠時間の確保等につなげられます。

活動は、その質（取組方法等）に重点を置き、各部活動の指導者が策定した活動計画（大会・コンクール期、取組充実期、休養期）等を踏まえ、適切な活動時間を計画します。

「長時間の活動」が好成績につながるとは限りません。指導者は、活動の質を高め、短時間で効果的な活動により成果が出せるよう、日々の活動を見直すことが大切です。

【中学校】（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む）

☆ 平日は、2時間以内とする。

☆ 週休日および休日（長期休業期間を含む）は、3時間以内とする。

【高等学校】（特別支援学校高等部を含む）

☆ 平日は、3時間以内とする。

☆ 週休日および休日（長期休業期間を含む）は、4時間以内とする。

※ 土・日曜日や休日、また始業前に活動する場合は、生徒・保護者の理解を得たうえで、安全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計画することが大切である。

※ 放課後の活動時間については、日没時間を考慮して下校時刻を設定するなど、季節等によって活動できる時間を変更するような安全面での配慮が必要である。

※ 活動時間とは、活動場所への移動、準備や後片付け以外のスポーツ・文化芸術活動に充てる時間をいう。

なお、活動時間以外の時間も、できるだけ短時間に終えるようにする。

（大会等（練習試合等を含む）では、上記の活動時間の設定と異なる計画となることがあるが、大会等の前後に休養日を設定するなど、健康・安全に配慮し、過度な負担にならないよう留意する。）

《活動時間を延長する必要がある場合》

○ 大会前等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、校長の承認を得る。

平成31年3月改訂 三重県部活動ガイドラインより

(4) 適切な部活動指導に向けた研修

円滑な部活動の運営を目指す時、指導者による生徒への声掛けは大切なものです。そのため、指導者自身の経験則に頼るのではなく、その活動についての専門的な知識や最新の指導方法を身に付けることで、より自信を持って指導にあたることができるようにになります。

指導書等から学ぶことも一つの方法ですが、技術指導のためだけではなく、生徒の健全な成長、望ましい部活動運営、生徒の安全確保等の指導者自身の指導力向上の観点からも、研修会に積極的に参加することが大切です。

県教育委員会や関係団体が開催する指導者向けの研修会では、指導に関する不安や悩みだけでなく、生徒の実態に応じた練習方法等を講師に直接尋ねることができますため、その後の指導のイメージにつなげやすくなります。

(5) 部活動指導の在り方の見直し

① 部活動の運営

部活動の設置・運営は学校の判断により行われるもので、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、部活動を実施する場合には、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保の観点から円滑に部活動を実施できる部活動数とする必要があります。

令和4年度学校体育・部活動実態調査によると、本県公立中学校および県立高等学校における運動部顧問の配置数（1部あたりの平均）は、公立中学校で1.8人、県立高等学校（全日制）で2.6人です。小規模校では難しい面があるかもしれません、一人の顧問が全てを担当しなくとも、顧問を複数配置することで役割を分担する指導の在り方もあります。

技術的な指導はできなくても、生徒の活動を見守ったり、一緒に活動したりすることで、生徒の気持ちに寄り添う指導者の存在は大切なものです。

技術的な指導においては、生徒や日常の活動の実態等を十分に考慮しながら、状況によっては、専門性を有する指導者（外部指導者等）に指導の協力を依頼し、協力を得ることも効果的です。

適切かつ効果的な指導により、生徒の活動への興味・関心を高めることは、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動を継続する力になります。

② 地域人材の活用

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減に向けても、地域の専門性を有する指導者から指導・助言を得ることは有効です。

地域人材を活用することは、地域の教育力を活かすということであり、地域と協働した学校づくりにつながります。

県教育委員会および市町教育委員会等、学校設置者は、学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の働き方改革推進の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、地域人材の活用に向け積極的に取り組みます。

地域人材の活用にあたっては、部活動が学校管理下において行われる活動であることを踏まえ、外部の指導者に対し、事前に校長から学校部活動運営方針等を説明し、十分に理解を

得たうえで指導にあたってもらうことが必要です。

③ 合同チーム・団体の取組

団体で大会・コンクールに参加する部活動においては、生徒数の減少に伴い、單一校で生徒のニーズに応じた部活動が設置できなかったり、チーム編成が成り立たなかったりし、生徒の希望に応じることができない状況が生じています。

少人数の部活動において合同チーム・団体を編成することは、生徒に大会参加の機会を与え、活動に継続して親しむことができる機会の確保にもつながります。

合同チーム・団体の編成を検討・実施するにあたっては、当該校の校長・指導者間において、移動手段等生徒引率に伴う安全確保や練習時間、練習場所、指導体制等を確認し、生徒や保護者の理解を得たうえで進めることができます。

④ 中学校における部活動の地域連携

学校や地域の実態に応じて、学校と地域が連携し生徒にとって望ましい部活動の環境を整えていく必要があります。

また、各市町の協議会等で検討のうえ、各学校の部活動が学校種を越え、高等学校等との合同練習を実施したり、地域クラブ活動と共同で実施したりするなど連携を深め、生徒同士が切磋琢磨するなど、多様な交流の機会を設けることも大切です。

(6) 体罰等の根絶

部活動の指導は、生徒の健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、安全確保等を総合的に考え、合理的な内容と方法により行う必要があります。

指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等の行為によって生徒に心身の苦痛を与える、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、セクシャルハラスメントと判断される発言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定したりする行為は決して許されません。体罰等は、直接行為を受けた生徒のみならず、その場に居合わせてその行為を目撃した生徒の心中にも悪影響を及ぼします。

体罰は学校教育法でも禁じられている決して許されない行為です。部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはなりません。研修等を重ね、指導力の向上を図り、生徒の「心に響く指導」を心がけてください。

なお、これらの行為については、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様のことが行われないよう注意を払うことが必要です。

(7) 安全管理と事故発生時の対応

部活動は、学校管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となります。そのため、実施にあたっては、一人の指導者だけでなく、できれば複数の指導者による指導・監督体制が望されます。

日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐた

めの行動がとれるようになりますが大切です。そして、万が一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応することが重要です。（※参考文献①②⑥参照）

① 健康状態の把握

- 指導者は、部員が日ごろから自分の健康管理について関心を持つよう指導するとともに、部員が、自分の身体に異変を感じた時に、直ちに指導者に伝わる体制等（伝えやすい環境づくりなど）を整える。
- 指導者は、体調がすぐれない生徒に対して、活動を中止させるなど、適切な対応をする。
- 健康診断等で異常が認められた生徒に対しては、保護者、養護教諭、学級担任等との連携を密にし、活動の可否の確認や健康状態の把握に努める。

② 個人の能力に応じた指導

- 生徒の個人差に十分配慮した活動内容や方法を工夫し、「易⇒難」等、段階的な指導を行う。
- 特に運動部では、非日常的な身体活動が展開される場合がある。新しい内容（技）や難度の高い技術の練習には、必ず指導者が付き添い、生徒に無理がかかる状況をつくらないなど、能力に応じた活動とする。

③ 特性を踏まえた合理的な指導

- 「なぜ、この練習が必要なのか」、「この練習を繰り返し行うことで、どのような力が身に付くのか」など、活動の目的や方法について、生徒に理解させる。
- 基本となる技能（柔道の受け身等）を大切にした活動を丁寧に実践することで、事故を未然に防ぐ。
- 科学的な指導内容や方法を積極的に取り入れるようにする。このことは、生徒の発達の段階を考慮せず、肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐためにも必要である。

④ 施設・設備等の安全点検と安全指導

- 活動場所や使用器具等の安全点検を設定・実施し、生徒にも安全確認の習慣化を図るようにする。
- サッカー（ハンドボール）ゴールにぶら下がり、ゴールと一緒に転倒してしまうことによる事故が発生している。ゴールは、適切に設置（固定等）するとともに、正しく取り扱うよう事前指導を行う。

⑤ 指導時の指導者の立会

- 安全な実施のため、原則、指導者は活動場所で指導する。
- 指導者が活動場所に立ち会えない場合は、他の顧問等と連携、協力したり、危険性が高いと考えられる活動を生徒が行わないよう指導したりして、生徒の能力に応じた段階的な活動をするなど、安全に配慮することが大切である。

- 適切に活動計画を立て、日ごろから安全に配慮した指導を行うことが、生徒はもとより指導者の不安をなくすことにもつながる。

⑥ 部活動時の生徒等の輸送に係わる交通安全対策

「部活動等における児童生徒の輸送に係わる交通安全対策について（三重県教育委員会平成7年3月23日 教教第183号、令和3年3月10日 教委第20-553号にて一部改正）」の通知に基づき、生徒の移動中における事故の未然防止を図る。

部活動時の生徒等の輸送に係り、市町において別に規定等がある場合は、その規定に基づき対応する。

⑦ 天候等を考慮した指導

1 熱中症対策

- 活動時の気象情報には十分留意する。特に、夏の高温・多湿の状況下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症等に注意する。

熱中症を予防するためには気温や湿度など環境条件に配慮した活動が必要である。活動現場の環境条件を把握する指標として暑さ指数（WBGT）が用いられており、暑さ指数を基準とする運動や各種行事の指針を予め整備することで、客観的な状況判断・対応が可能になる。

学校は、熱中症警戒アラート発表時の対応も含め、暑さ指数の測定場所や測定のタイミング、指数の記録及び関係する教職員への伝達体制を整備する必要がある。部活動の指導者は、活動の前や活動中に暑さ指数を測定し危険度を把握するとともに、指数に応じた注意事項等を参考にすることで、より安全に部活動を行うことができる。例えば、運動部活動は、体育よりも運動強度が高いことや防具を着用する競技では薄着になれないこと等、よりきめ細かな配慮が必要である。（※参考文献③⑦参照）

各県立学校においては、令和5年8月4日付け県教育委員会事務局通知により、以下のとおり対応することとする。

【暑さ指数（WBGT）に基づいた対応】

- (1) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合 ⇒ 「運動は中止する」
- (2) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が28℃以上31℃未満の場合
⇒ 「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」
- (3) 部活動における各種大会への参加 ⇒ 「大会主催者の指示に従う」

2 その他荒天時の判断

- 雷や暴風等に対して、活動の中止や中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努める。事前に、生徒（保護者）へ判断基準を示し、生徒が自ら考え、適切に判断できるよう指導することも大切である。

◎ 新たな地域クラブ活動方針

I 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があります。

地域クラブ活動は、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、社会教育法上の「社会教育」【主として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーション活動を含む。）】の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものとされることから、学校と連携し、部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要とされています。

これを踏まえ、部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えにいくという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示します。県および市町においては、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためにだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、地域の実情に応じ、できるところから取組を進めていくことが望まれます。

1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

新たな地域クラブ活動に参加を希望するすべての生徒を想定することとします。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

【地域スポーツ団体等】

ア 市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援するものとします。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ・体育協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、大学、学校と関係する組織・団体（地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など）や市町自体が運営団体となることが想定されます。

イ 県および市町ならびに県スポーツ協会をはじめとするスポーツ団体等は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底します。また、運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠した運営を行うことが望れます。

【地域文化芸術団体等】

市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援

するものとします。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定されます。なお、市町自体が運営団体となることも想定されます。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 県および市町は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制の整備に努める必要があります。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等の日程）および毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会等参加日等）を策定し、公表するものとします。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図るものとします。

（3）指導者

① 指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

ア 県および市町は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める必要があります。

イ スポーツ団体等は、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格の取得の促進などをめざすよう取り組むものとします。その際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質だけでなく、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶するよう取り組むものとします。

また、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、日本スポーツ協会等の統括団体等が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処するものとします。また、スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討することが望まれます。

ウ 指導者は、スポーツ医・科学に精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康面への配慮等の面で支えるものとします。

（※参考文献②参照）

【地域文化クラブ活動】

ア 県および市町は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める必要があります。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する必要があります。

ウ 文化芸術団体等及び指導者は、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶するよう取り組むものとします。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県や市町など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みを必要に応じて検討することが望まれます。

エ 文化芸術団体等は、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行うなど、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深めるよう努める必要があります。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の健康面への配慮、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶に向けた取組を徹底することとし、県および市町は、適宜、指導助言を行う必要があります。【三重県部活動ガイドライン 2（6）（7）に準ずる】

イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う必要があります。（※参考文献②参照）また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を研修等で修得するとともに、性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深めるよう努めるものとします。（※参考文献⑧参照）【三重県部活動ガイドライン 2（3）（4）に準ずる】

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体または部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引を活用して、指導を行うよう努めるものとします。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員や、退職教員、教員等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生、保護者などの人材から指導者を確保するものとします。

イ 県は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めることとします。

ウ 県、市町および地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整えることが望まれます。

④ 教員等の兼職兼業（※参考文献④⑤参照）

ア 教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う必要があります。

イ 教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する必要があります。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教員等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動・退職等があっても当該教員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する必要があります。また、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教員等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める必要があります。

（4）活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会等志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保していくことも大切です。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒が一緒に参画できるようにすることも考えられます。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体のスポーツ・文化芸術活動の活動計画等について、生徒や保護者に対する周知に努めるものとします。【三重県部活動ガイドライン 2（1）に準ずる】

（5）適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会等志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要があります。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守

し、休養日を設定し、その際、移行期間において部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが求められます。【三重県部活動ガイドライン 2（3）に準ずる】

ア　学校の学期中は、1週間のうち、2日は休養日を設定します。（うち、1日は土曜日、または日曜日とする）。

　地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として週あたり1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替えます。

イ　学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行います。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けます。

ウ　1日の活動時間は、平日は、2時間以内とします。週休日及び休日（長期休業期間を含む）に活動する場合は、3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。（活動時間とは、活動場所への移動、準備や後片付け以外のスポーツ・芸術文化等の活動に充てる時間をいう。）

エ　休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられます。

（6）活動場所

ア　地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設を活用することも考えられます。

イ　営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めていない市町においては、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう規則の制定や運用の改善を行うことが望まれます。

ウ　県教育委員会および市町は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行うことが望されます。

（7）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア　地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費を設定することが求められています。

イ　県教育委員会および市町は、保護者負担の軽減を図るために制度などを活用しながら、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を推進します。

ウ 市町は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進することも考えられます。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられます。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う必要があります。

(8) 保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す必要があります。
その際、これまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにすることが求められています。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、それぞれの特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにすることが求められています。

(9) 安全管理と事故発生時の対応

地域クラブ活動は、運営団体・実施主体の管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となります。日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにすることが大切です。そして、万が一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応することが重要です。（※参考文献①②⑥参照）

2 学校との連携等

ア 部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働のもと、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切です。

イ 地域クラブ活動と部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが大切です。その際、兼職兼業により指導に携わる教員が在籍する場合は、その知見を活用することが望まれます。

ウ 県および市町は、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行うことが大切です。

エ 学校の設置者および校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする必要があります。

II 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備

部活動の地域連携・地域移行に向けた新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるにあたっては、教育委員会およびスポーツ・文化振興担当部署、社会教育等の担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者など多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があります。

地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動となるよう、関係者の共通理解の下、生徒・保護者に広く周知するとともに、できるところから取組を進めていくことが求められています。

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を進め、休日と平日で指導者が異なる場合には、指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況の共有を定期的に図るなど、生徒や保護者等へ丁寧に説明することが求められています。

イ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各市町における協議会等において、関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定することが大切です。

(2) 検討体制の整備

ア 県および市町は、教育委員会やスポーツ・文化振興担当部署、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる「協議会」等を設置し、生徒のニーズを把握し、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討することが求められています。

また、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、教育委員会とスポーツ・文化振興担当部署など関係部署が連携・協力して取り組むことが求められています。

イ 県は、指導者の状況をはじめ当該県域内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し、県内の中学校に対し提供するなど、地域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行うとともに、指導者資格を保有している者に対して、県が設置する指導者リーダーバンクへの登録を勧奨するものとします。

ウ 市町のスポーツ・体育協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行うよう努めることとします。

エ 市町競技団体や生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる関係団体等は、県関係団体等の支援や助言を受けつつ、指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画するよう努めることとします。

(3) 指導者の確保

県および市町は、指導者の確保について、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術環境を整備するため、地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めるものとします。なお、県は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、研修会の開催など指導者の育成に努め、リストの作成や提供により、市町および地域クラブ活動の運営団体・実施主体の指導者の配置を支援します。

また、地域クラブ活動での指導を希望する教員等を活用する場合に、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、13 ページ④イで記載のこと留意したうえで教育委員会は、規程や運用の改善を行う必要があります。（※参考文献④⑤参照）

(4) 段階的な体制の整備

部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることができます。

ア 市町が運営団体となり、あるいは市町が中心となって社団法人や NPO 法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制が考えられます。

イ 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域のスポーツ・体育協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制が考えられます。

※なお、直ちに前記のような体制を整備することが困難な場合には、当面、部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられます。

2 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

国のガイドラインでは、休日における部活動の地域連携・地域移行について、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を改革推進期間と位置付けています。また、改革推進期間終了後において、部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備に係る進捗状況を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組むとされています。

県においても、国のガイドラインに基づき、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を改革推進期間と位置付けて、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を行い、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めます。その際、合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現をめざすこととします。

3 総合的・計画的な取組

市町においては、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる「協議会」等を設置して、国のガイドラインや本県の方針を参考に、地域の実情に応じた新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を示した方針等を作成し、できるところから中学校における休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めていく必要があります。

また、県においては、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等研究の成果の普及を図るとともに、市町における取組の進捗状況を把握し、市町に対して必要な助言、支援を行うこととします。

なお、中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行について、あらゆる機会を通じ、生徒・保護者・地域住民に周知・理解を図る必要があります。

◎ 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するにあたっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営が必要となることから、以下の点に留意して見直していくことが望まれます。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チーム・団体の会員等も参加できるよう、県大会、地区大会の参加資格の見直しが必要です。

イ 大会等の主催者は、移行期において部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会等への参加機会を確保できるよう、複数校合同チーム・団体の取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する必要があります。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【部活動】

大会等の主催者は、部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教員が引率しない体制を整える旨を規定として整備し、運用する必要があります。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を規定として整備し、運用する必要があります。

(2) 大会等の運営への従事（※参考文献④参照）

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会等の運営を任せ、人員が足りない場合は、主催者が開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える必要があります。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判・審査員等として運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として従事することを明確にする必要があります。

ウ 教育委員会や校長は、大会等の運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う必要があります。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会等の運営に従事する指導者の兼職

兼業等の適切な勤務管理を行う必要があります。

エ 教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会等の運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う必要があります。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会等の運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う必要があります。

3 生徒の安全確保（※参考文献③⑦参照）

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏季を避けるなどの対策を講じる必要があります。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す必要があります。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により日程が過密になった場合は、最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する必要があります。

終わりに

「本ガイドラインおよび方針」は、現行の「三重県部活動ガイドライン」をベースに、国のガイドラインで示された「部活動の地域連携」などの新たな内容を追記するとともに、地域クラブ活動について、現時点での方針の大枠を示したもので。様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革を進めるにあたっては「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としています。

現在、中学校における休日の部活動の地域移行については、県と各市町で進捗状況や課題を共有しながら取組を進めているところです。

県においても、国のガイドラインや「本ガイドラインおよび方針」を踏まえて地域移行を進めていくこととなります。市町ごとに中学校の数や生徒数、部活動の種類、受け皿となり得る団体、指導者や活動場所、移動手段の状況が異なり、直面している課題もさまざまであることから、県として、画一的に推進していくことは難しいと考えています。

当面は、各市町と連絡調整を密にして、解決すべき課題を把握するとともに、好事例の情報共有を図りながらどのような対応がとれるのか共に検討していくことが重要となります。

その上で、各市町や地域の実情に応じ、まずは部活動に外部の指導者を入れるなど「地域連携」の手法から始め、可能な部活動から「地域移行」をめざすといった段階的な推進を図ることも視野に入れ、取組を進めていく必要があります。

県は、スポーツ・文化芸術団体をはじめとする関係者に対し理解と協力が得られるよう取り組むとともに、市町における部活動の地域連携・地域移行に向けた取組が円滑に進むよう、引き続き、市町の取組や課題を丁寧に聞き取り、解決策や支援策をともに検討します。

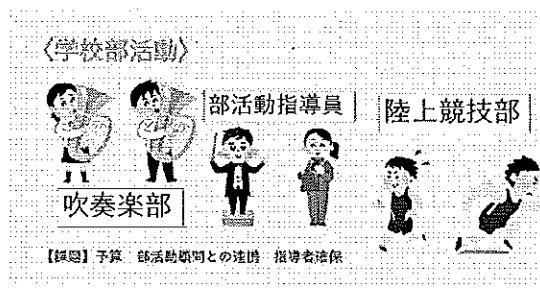
また今後、「本ガイドラインおよび方針」について、改革推進期間における取組の進捗状況および国の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

令和5年度～7年度改革推進期間における休日の部活動の地域連携・地域移行イメージ

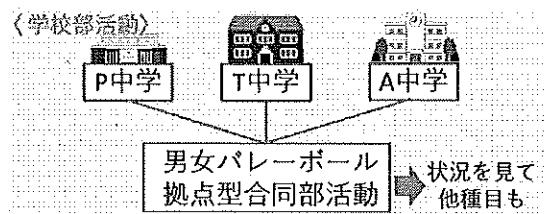
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
国	○改革推進期間 国実証事業 国庫補助事業等（財源確保）			
県	中学校の休日の部活動の地域連携に向けたあり方検討委員会（協議会）の開催 指導者の資質向上等に係る研修会の実施 各市町担当者との意見交換会の実施	部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針の作成	人材育成 先進事例情報提供・市町への助言等	推進管理
市町 学校	部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備をサポートするための相談窓口の設置 地域スポーツクラブ活動体制整備事業による市町の支援 兼職兼業の整備・実施 協議会の設置 管内実態の把握、方針等の作成	部活動の地域連携に係る周知（教職員、保護者・生徒及び地域） 関係団体等の協力のもと、部活動地域連携に向けての体制整備 休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を開始 兼職兼業の整備・実施	協議会の定期開催 ・地域連携・地域移行の推進 ※地域連携・地域移行の推進については別紙イメージ図参照	

※市町・学校・部活動によつて、
実施主体等が現在する見込み

地域連携・地域移行イメージ図

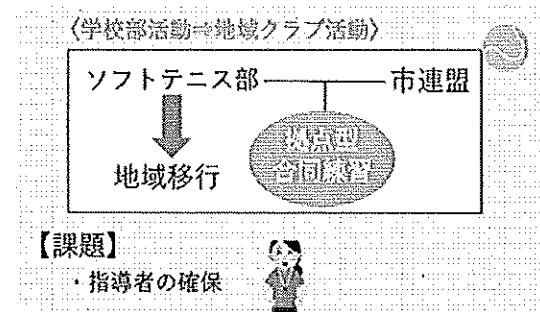


- ・部活動に部活動指導員を配置し、地域連携を行う。

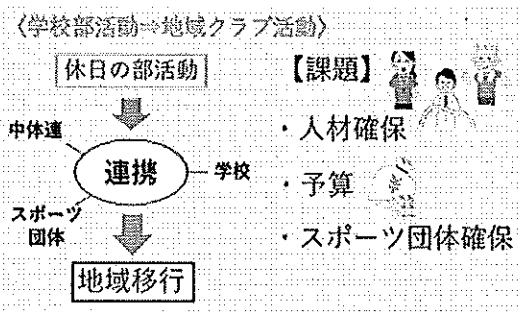


- 【課題】受け皿確保（民間クラブ・スポ少等）

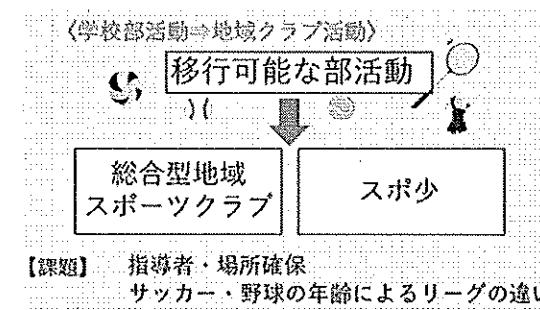
- ・3つの中学校のバレー部が、一堂に会して拠点型部活動として活動する。



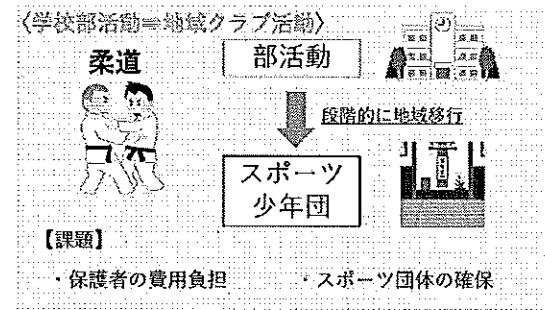
- ・市内中学校のソフトテニス部を対象に、市ソフトテニス連盟の協力のもと拠点型合同練習を行う。



- ・中学校、中体連と地域スポーツ団体が連携し地域移行を進める。

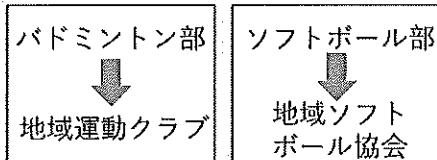


- ・町内のスポーツ協会と連携を取り、受け入れ団体と指導員の確保に取り組む。



- ・中学校の柔道部が段階的にスポーツ少年団に地域移行。指導者はスポーツ少年団の指導者が担う。

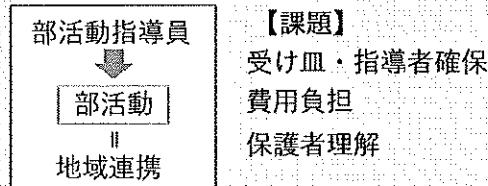
〈学校部活動→地域クラブ活動〉



【課題】 受け皿確保・教員の兼職兼業

- ・町内中学校の移行可能な部活動から、総合型地域スポーツクラブ、もしくはスポーツ少年団に移行していく。

〈学校部活動→地域クラブ活動〉



【課題】
受け皿・指導者確保
費用負担
保護者理解

- ・部活動指導員を配置する地域連携をスタートし、段階的に地域移行へ切り替えていく。

〈学校部活動→地域クラブ活動〉

部活動指導員

【課題】

指導者確保
予算確保



【課題】

- ・部活動指導員を配置して地域連携を行い、スポーツ少年団へ移行する準備をしていく。

〈学校部活動→地域クラブ活動〉

部活動指導員配置

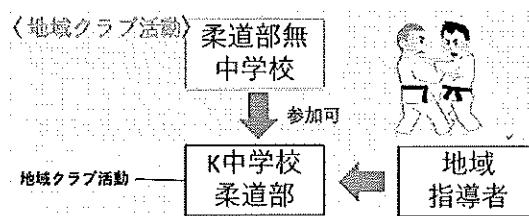
↓
部活動数の拡充

↓
体育協会・スポ少・指定管理者

【課題】
指導者の確保・費用負担・指導に対する対価

- ・部活動指導員を市内全中学校に配置し、地域連携を進める。管理運営団体を配置し、モデル校において休日の部活動の段階的な地域移行を進めるための準備を行う。

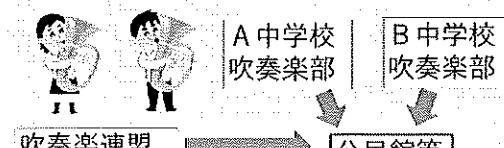
〈地域クラブ活動〉



【課題】 受け皿・コーディネーターの確保
経費補助

- ・K 中学校の柔道部に市内の柔道部のない学校から参加可能とし、地域クラブとして実施する。地域の指導者も参加する。

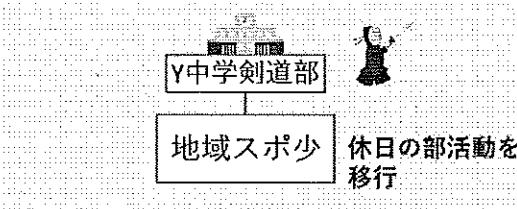
〈地域クラブ活動〉



【課題】 楽器の借用
指導者の確保

- ・A、B 各中学校吹奏楽部が公民館等の公共施設に集まり、そこに吹奏楽連盟から指導者を派遣し、指導を行う。

〈地域クラブ活動〉



【課題】顧問と地域指導者の連携
報酬等のあり方について

- ・Y中学校剣道部の休日の部活動について、地域のスポーツ少年団が試験的に地域移行を実施する。

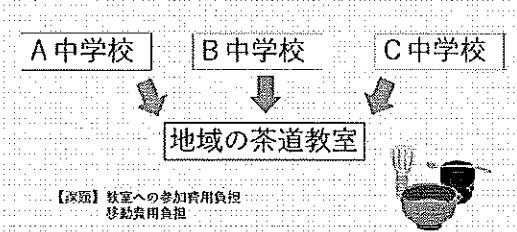
〈地域クラブ活動〉



【課題】本格的なクラブ運営（法人化を検討）
教職員の兼職兼業

- ・市内3つの中学校が総合型地域スポーツクラブとの合同練習を開始。3年生引退後2校は廃部。残りの1校と総合型地域スポーツクラブが合同で練習を行い、地域移行のモデル活動を行う。

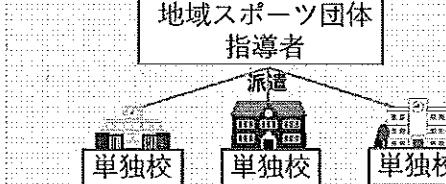
〈地域クラブ活動〉



【課題】教室への参加費用負担
移動費用負担

- ・地域の茶道教室が、A、B、C 各中学校から希望者を集めて指導を行う。

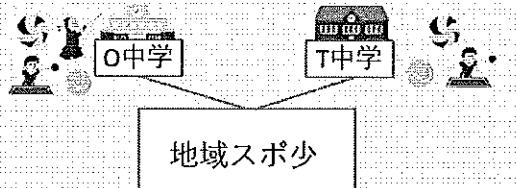
〈地域クラブ活動〉



【課題】受け皿・指導者確保 生徒・保護者理解
市単独での予算措置は困難

- ・総合型地域スポーツクラブを運営団体として、各中学校へ指導者を派遣し、地域移行につなげていく。

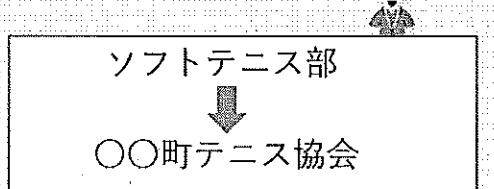
〈地域クラブ活動〉



【課題】指導者・受け皿確保 費用負担について

- ・O 中学校卓球部、剣道部、ソフトテニス部、バーボール部、T 中学校バーボール部、ソフトテニス部、卓球部が T 町スポーツ少年団に移行をする予定。

〈地域クラブ活動〉



【課題】受入れ団体・外部指導員の確保

- ・町内のスポーツ協会と連携し、受け入れ団体と指導員の確保に取り組んでいく。

県内で地域移行を先行している市町の事例

三重県 四日市市

I. 基本情報

1 人口（人）	308,241	4 実践研究での指導（人）	40
2 中学校（校）	22	5 部活動指導員（人）	23
3 実践研究の拠点（校）	6	6 活動場所（学校・学校外）	両方

推進体制

体育・スポーツ協会	<input checked="" type="radio"/>	地域スポーツクラブ	<input checked="" type="radio"/>
競技団体	<input type="radio"/>	民間企業	<input type="radio"/>
PTA・保護者会	<input type="radio"/>		

II. 実践研究の取組

団体名
【総合型地域スポーツクラブ】 「楠スポーツクラブ・さんさん・うつべ☆スター」
【拠点型活動受け皿】 四日市剣道協会・三重県軟式野球連盟四日市支部・四日市吹奏楽団
取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブにおける部活動地域移行 「楠中学校」⇒「楠スポーツクラブ」 軟式野球部・陸上部・卓球部・バレーボール部・サッカーチーム・軟式テニス部・美術創作部 「三重平中学校」⇒「さんさん」 軟式野球部・女子バレーボール部・バスケットボール部 「内部中学校」⇒「うつべ☆スター」 うつべ☆スター所属クラブに内部中生徒が休日に参加 ・四日市剣道協会・三重県軟式野球連盟四日市支部・四日市吹奏楽団による拠点型活動 年に12回程度、「練習会」という名で実施。毎回生徒の参加人数を確認し、その人数に応じて指導者数を決定する。

III. 実践研究の成果

実践研究で直面した課題	課題に対する対策・工夫	今後の方針・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・他部局の理解 ・持続可能な地域クラブ活動の運営 ・指導者確保と育成 ・指導者の労務管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の理念共有の場の確保 ・関係競技団体と連携し、収支を踏まえた会費の適切な設定、徴収方法の検討、保護者負担経費の調査、検討 ・スポーツ協会、競技団体との連携による指導者の拡充 	<p>スポーツ協会を通じて各種協会と連携し、「拠点型」を拡充する。</p> <p>また、総合型地域スポーツクラブにおける地域移行を拡充する。</p>

三重県 茂野町

I. 基本情報

1 人口（人）	41,044	4 実践研究での指導（人）	47
2 中学校（校）	2	5 部活動指導員（人）	4
3 実践研究の拠点（校）	2	6 活動場所（学校・学校外）	両方

推進体制

体育・スポーツ協会	○	地場スポーツクラブ	○
競技団体	○	民間企業	○
PTA・保護者会			

II. 実践研究の取組

団体名	運営団体の確保方法・経緯
元気アップこもの スポーツクラブ	本町の総合型スポーツクラブは設立にあたり、当時の社会教育課がサポートを行って立ち上げた経緯がある。現在も本町では総合型スポーツクラブに健康づくり、スポーツ教室等の委託を行い、連携して取組を進めている関係である。スポーツ教室等、小学生や大人の教室は整備されていたが、中学生の教室は整備が進んでいなかったが、R3年からの国の部活動地域移行の事業と共に、中学生対象の指導者確保を進め、指導者の配置ができるように、町と協力して整備を進めてきた。
取組内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブ内にコーディネーター配置 ・総合型地域スポーツクラブの指導者を活用する ・総合型地域スポーツクラブによる指導者講習会の実施 	

III. 実践研究の成果

実践研究で直面した課題	課題に対する対策・工夫	今後の方針・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の必要性 ・勝利至上主義にならず、生徒の心に寄り添える指導者の確保 ・大会参加に際して、学校部活動と元気アップこものスポーツクラブの二重登録となる可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツセミナー等で受益者負担の先行実施 ・中学校の通信で受益者負担について予告 ・定期的な会議や地域指導者との話し合い ・生徒、保護者へのアンケート 	<p>令和5年度は休日に活動している25部活中21部活（運動部20、文化部1）に元気アップこものスポーツクラブから指導者を配置し、地域移行を検討する。</p> <p>残りの4部活は部活動指導員を配置することで平日の部活動指導を支援し、地域移行につなげる。</p>

三重県 大台町

I. 基本情報

1 人口（人）	8,437	4 実践研究での指導（人）	1
2 中学校（校）	2	5 部活動指導員（人）	0
3 実践研究の拠点（校）	1	6 活動場所（学校・学校外）	両方

推進体制

体育・スポーツ協会	◎	地域スポーツクラブ	□
競技団体	□	民間企業	□
PTA・保護者会	□		

II. 実践研究の取組

団体名	運営団体の確保方法・経緯
大台町ソフトテニス協会	従来より連携していた。
取組内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・協会と連携して指導員の確保 ・指導員と学校顧問等と連携を密にとり、指導の時間の把握や指導の充実を図る 	

III. 実践研究の成果

実践研究で直面した課題	課題に対する対策・工夫	今後の方針・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れ団体と外部指導者の十分な確保ができない ・各関係者のイメージ共有の困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・町スポーツ協会と連携を取り、受け入れ団体と指導員の確保に取り組む ・各関係者の協議の場を増やす 	今後は生徒数減少により、活動が不可能となる部活動が生じることが予想される。生徒の志向や体力等の状況に適したボーラーに親しむ機会を確保するため、なるべく多くの種目が地域移行できるよう検討していく。

三重県 志摩市

I. 基本情報

1 人口（人）	45,300	4 実践研究での指導（人）	1
2 中学校（校）	6	5 部活動指導員（人）	2
3 実践研究の拠点（校）	1	6 活動場所（学校・学校外）	両方

推進体制

体育・スポーツ協会	○	地元スポーツクラブ	○
競技団体	○	民間企業	
PTA・保護者会			

II. 実践研究の取組

団体名	運営団体の確保方法・経緯
総合型地域スポーツクラブ「club志摩」	新しく設立した。

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・文岡中とclub志摩との合同練習（club志摩の指導による練習） ・学校の部活動にサッカー部がない生徒の受け入れ

III. 実践研究の成果

実践研究で直面した課題	課題に対する対策・工夫	今後の方針・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・運営主体・実施主体の受け入れ体制サポート ・指導者の報酬 ・大会引率の移動手段 ・チーム編成 ・教職員の兼業兼務と役割 ・部活動の定義の再確認 ・受益者負担等の地域理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会の開催 ・地域の公共交通機関との協力システム構築 ・地元企業への協力依頼 ・早期の地域移行検討委員会の立ち上げ ・地域として子どもたちに新たな部活動定義に合った活動ができる環境整備 	<p>総合型地域スポーツクラブ『club志摩』を法人化し、お金をかけずに会員増につなげていく手立てを検討中。加えて県の人材バンク等を活用し、指導者を確保していく。</p>